

第百二回 参議院農林水産委員会會議録第十九号

(三〇二)

昭和六十年五月三十日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

小林 国司君

補欠選任

志村 哲良君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北 修二君

高木 正明君

谷川 寛三君

最上 進君

村沢 牧君

藤原 房雄君

委員

岩崎 純三君

浦田 勝君

大城 眞順君

岡部 三郎君

熊谷 三郎君

志村 哲良君

竹山 裕君

初村 滝一郎君

水谷 力君

稲村 稔夫君

菅野 久光君

山田 謙君

刈田 貞子君

塩出 啓典君

下田 京子君

田淵 哲也君

喜屋武眞榮君

國務大臣

農林水産大臣

佐藤 守良君

政府委員

農林水産大臣官

田中 宏尚君

農林水産大臣官

吉國 隆君

農林水産省経済

後藤 康夫君

農林水産省畜産

関谷 俊作君

農林水産省食品

野明 宏全君

流通局長

塚田 実君

林野庁次官

田中 恒寿君

林野庁次官

齋 滋君

水産庁次官

齋 達夫君

事務局側

常任委員会専門

安達 正君

説明員

経済企画庁調整

西藤 冲君

経済企画庁総合

阿部 修君

計画局計画官

赤尾 信敏君

外務省経済局外

小笠寺直巳君

務参事官

江藤 素彦君

文部省初等中等

奈須 俊和君

教育局教科書検

小川 忠夫君

定課長

山下 弘文君

林野庁業務部長

通商産業省貿易

局輸入課長

通商産業省貿易

局検査デザイン

課長

通商産業省産業

政策局商政課長

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に關する件

○農林水産政策に關する調査

(農林水産物の市場開放問題に關する件)
(農林水産物の市場開放問題に關する決議の件)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○委員長(北修二君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前回において質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○村沢牧君 私は、日本社会党を代表して、農業災害補償法の一部を改正する法律案に反対する立場で討論を行います。

農業災害補償法は、制度の発足以来、国の農業災害対策の基幹として位置づけられ、農業経営の安定、農業生産力の維持発展のために寄与してきましたが、我が国農業が食糧自給率の低下、農業所得の伸び悩みの中で、生産性の高い農業の展開が求められているとき、この制度の果たす役割はますます大きなものがあり、政府は制度の改善充実のために法律内容の整備を行うべきであります。

ところが、今回の改正法案は、掛金国庫負担の圧縮、当然加入基準の引き上げに主眼を置いたものであって、農家の要望にも逆行するばかりでなく、本制度の根幹を危うくする改悪であり、我々は到底容認しがたいところであります。

反対する理由の第一は、掛金国庫負担額の削減であります。

今回の改正により水稻の国庫負担割合は、全国平均で五九%から五四%に減額され、これに伴い農家負担額は全国平均で一三%も増額されることになり、国の重要な政策課題である農業共済保険の国庫負担額がこのように圧縮されることは、制度の崩壊につながることにあります。

国の負担割合削減に伴う農家の負担増を軽減するため、過去二回の改正の際には激変緩和措置を講じており、今回の改正に当たっても我が党は、過去の例に倣い経過措置を講ずるよう強く要請したにもかかわらず、政府はこれを受け入れず、また与党も法修正に反対の態度をとってきたため実現できなかったことはまことに遺憾であり、将来に悔いを残すものであります。

反対の第二の理由は、当然加入の引き上げであります。

今回の改正によって、当然加入から脱落する農家が五〇%以上にもなる組合が多くあり、このことは本制度成立の前提となる当然加入制の意味が薄れ、組合の運営、制度の維持に重大な悪影響を及ぼすこととなります。

反対の第三の理由は、政府が内容を充実したと言われる改正の中にも幾つかの問題点があります。

例えば、危険段階別の共済掛金の設定方式の導入に対する現実的実行性、果樹共済の掛金率の軽減や加入促進、肉用牛に対しては受胎八カ月から共済目的に加えながら、乳用牛に対してはこれを

認めず、また豚の国庫負担を据え置くなど首尾一貫しないものがあることとあります。

その他、本改正案の質疑を通じて、将来さらに農作物共済国庫負担を引き下げられるのではないかと、あるいは当然加入と任意加入との間に掛金の差を設けられるのではないかと疑問に對して政府の答弁はいまいであり、本年度から事務費の国庫負担を定額化したこととあわせて、今回の改正の中心は、政府の責任を農家に転嫁する方向を一段と強めたものであるとともに、将来の制度の後退にもつながるものであることを指摘し、反對の討論を終わります。

以上です。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表し、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する反對討論を行います。

まず指摘しなければならないのは、今回の農業制度見直しが、臨調行革路線に基づく財政合理化、つまり国民生活向け予算の削減を最大のねらいとしていることです。

この点は、本改正案の決定経過を見ても明らかです。六十年度予算と何ら関連のない六十一年度実施の制度改正案が予算とあわせて内示され、予算と同時に決定されるという異例で、ここに財政主導改正の本質が示されています。

また、現に今回改正による国の財政負担は、部分的な改善による増額はあっても、トータルで約五十億円の削減となります。

このことは、今年度予算が十六年ぶりでマイナスとなったこととあわせて、戦後二十二年にスタートし、拡充、改善されてきた農災制度を後退、縮小させるものであり、戦後政治の総決算路線の一つと言わなければなりません。

次に、改正内容に即して問題点を指摘します。その第一は、農作物共済の掛金国庫負担率を引き下げることです。

これは文字どおり、自立自助の名による受益者負担増や高率補助金カットを進める臨調行革路線の実行です。

この国庫負担率引き下げによる農家負担増は約五十七億円にもなり、生産者米麦価が抑制され、収益性低下のもとで農家経営にさらに打撃を与えるもので、到底容認できません。

しかも、超過累進制は残したというものの、水稻共済の国庫負担率を六〇％で頭打ちするなど、超過累進制を大幅に後退させた結果、掛金率の高い地域ほど今回改正による農家負担増が大きくなり、超過累進制の名に値しないものです。

特に、四年連続の冷害害によって深刻な打撃を受けた農家にとっては、料率改定と国庫負担率引き下げという二重の農家負担増を強いられることとなり、これでは災害から農業経営を守るといふ農業制度の本旨にも反するものと言わざるを得ません。

第二に、水稻共済の当然加入基準の引き上げです。

政令改正により、国が一方向的に当然加入基準の引き上げを強要することは、都道府県や共済組合等の自治、自主性を踏みにじるものであります。また、小規模零細農家の比率の高い地域では、水稻共済事業の存続すら脅かされることになりかねません。

第三に、危険段階別の掛金率設定の道を開いた点です。

共済組合内の低被害農家の掛金率を低くすることとは、その分、高被害農家の掛金率を高くすることになります。一方、国庫負担率は、農作物共済の場合でも組合内一律となっており超過累進制が及ばず、それだけ高被害農家の負担増が大きくなり、その影響は深刻です。

また、農家のグループ分けは、助け合いを基本とする共済精神を後退させ、当然加入基準の引き上げとも相まって、高被害農家や小規模農家の共済離脱を促進し、共済制度の先細りにつながるものです。

今回の改正案には、肉用子牛共済の新設、果樹共済の特定危険方式の拡充など改善内容も含まれています。しかし、改正案の中心が、掛金国庫負担

引き下げなど、農業災害に対する国の責任を大きく後退させ、農災制度の根幹にかかわる改悪であります。

最後に、農業経営の安定、食糧自給率向上にとって不可欠な農災制度の一層の拡充こそが今求められていることを指摘して、本案に対する反對討論を終わります。

○委員長（北修二君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それは、これより採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北修二君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最上君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。最上君。

○最上進君 私は、ただいま可決されました農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本制度が災害対策の基幹として重要な役割を果たしていることにかんがみ、制度の損失補償内容の充実、事業運営の実効性を確保することとし、農業経営の安定と健全な発展に資するよう、次の事項に留意し、万全の措置を講ずべきである。

一 共済掛金及び事務費に係る国庫負担については、農業災害の特殊性と農家負担の現状を考慮し、必要額を確保しつつ、農業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を期するため、適切に措置すること。

二 危険段階別の共済掛金率の設定について

は、相互扶助の精神に影響を及ぼすことのないよう、画一的指導及び強制をしないこと。

また、その設定に当たっては、実効ある無事故割引制度を包含し得る設定方法となるよう留意すること。

三 農作物共済の当然加入基準の引上げについては、地域の実態を十分考慮し、制度運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

四 肉牛の子牛共済の実施に当たっては、適正な共済価額を設定する等適正な運用に努めること。

なお、豚に係る共済掛金国庫負担割合については、その引上げを検討すること。

五 果樹共済については、加入の促進に努めるとともに、果樹農業を取り巻く今後の環境変化や農家の保険需要に即応した制度のあり方につき、事務の簡素化、事業責任分担の改善等を含め検討すること。

六 畑作物共済の対象作物の範囲の拡大の可能性について、十分調査検討を行うこと。

七 各種共済事業について、引受、損害評価方法の簡素化に極力努める等効率的な事業運営を行い得るよう配慮すること。

八 本制度の機能強化を期するため、地域の実態に十分考慮しつつ共済団体の組織整備の強化を図るとともに、制度の多様化に對処し、共済制度の普及及び共済団体職員等の研修養成の一層の充実を図ること。

九 本制度の効果を一層発揮させるため、融資制度等他の施策との連携が十分なされるよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（北修二君） ただいまの最上君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北修二君) 全会一致と認めます。よつて、最上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、佐藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤守良君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(北修二君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(北修二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北修二君) 次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 日本社会党は、管林局の統廃合に關しては、臨調答申、閣議決定、そして農水省設置法の一部改正に際しても一貫して反対の態度をとつてまいり、現在もその態度に変わりがありませんけれども、政府は昨年末一局を廃止し、今議題になつてゐるような承認案件を提出してまいりました。

この経過の中で、統廃合の候補に上がった管林局の關係自治体、団体、住民から強力な、かつ熱心な存置運動が盛り上がり、農林水産大臣も、そして長野管林支局も、結論を出すに当たつては大変苦慮されたというふうに思ひます。このように長野管林支局の歴史に残るような運動が盛り上がったことは、關係地域の皆さんのメンツによるものではなくて、固有林が、そしてそれを管轄する管林局

が、また管林署が、地域にとつていかに大事な存在であるかを物語つてゐるというふうに思ひます。このことは、農林水産大臣としては大変ありがたいことだというふうに思ひなければならぬというふうに思ひます。

したがつて、局署の統廃合などということは簡単に考へてはいけなかつた、また容易にやるべきでないということも、今回のこの結論を出すまでのいろいろな問題が物語つてゐるわけでありまして、この間の経過について、あるいはこうした運動の盛り上がりに対して大臣はどのように考へていますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 村沢先生にお答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございます。今回の管林局の統廃合に当たりましては、その検討過程の中で地方公共団体を初めとして關係各方面から御意見や御要請をいただいたところでございまして、実は私も管林局と地元との結びつきの深さとか、あるいは固有林野事業に対する地元の期待の大きさ等改めて感じたところでございまして、しかしながら、森林、林業を取り巻く環境が非常に厳しいのは先生御存じのとおりでございます。そんなことで、固有林野事業がその課せられた使命を達成していくためには、その経営の健全性を確立することが緊要であり、その一環として組織機構の簡素化とか合理化は避けて通れない課題でありますので、今回、長野管林局と名古屋管林局の統廃合を行うこととしたものでございまして、

なお、統廃合の実施に当たりましては、固有林野事業の機能の低下や地元關係者等に対するサービスの低下を招くことのないように十分配慮してまいり考へてございます。

○村沢牧君 管林局なり、あるいは管林署の統廃合は容易なことではないということは後ほど指摘してまいりますが、大臣もよく肝に銘じていてもらいたいというふうに思ひます。

そこで長野管林局、そして長野管林局名古屋支局が新たに発足することになりましたが、これまで

に至る経過にかんがみて、長野管林局はそれに対応する組織機構を整備しなければならぬというふうに思ひます。すなわち、長野管林局は本局にふさわしい体制をどのようにするのか、また名古屋管林局が支局になったとしたとしても、従来の管理区域の固有林の管理に支障を来すようなことがあつてはいけなかつた、また、支局化に伴つての激変緩和措置を当然講ずべきであるが、どのように対処されておるか、それから本局と支局との業務分担は当面及び将来どうなるのか、その辺について説明してください。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の統廃合に当たりまして名古屋管林局を管林支局といたしましたことは、従来のように管林署を通じて管轄区域内の業務の処理を行う、統廃合によりまして激変を緩和する非常な大きな手段といたしまして支局を存置するかと思ひます。

さらに名古屋支局の性格、任務を、名古屋市の性格と申しますか、中部圏の経済の中心でありまして木材の流通加工業が多いことに着目いたしまして、ここに新たに仮称ではございますけれども需要開発センターを設けて、固有林材の流通改善、木材の需要開発等に努めさせることといたしておるわけであります。

このようなことを行いますので、管林局がこれまで果たしてまいりました機能の低下あるいは地元關係者の皆さんに對しますサービスの低下は避けられ得るもの、また新しい任務に進むことが出来るものと考えているわけでございます。

また、本局と支局の關係につきましても、これはこれまで行いました北海道の札幌市における道局と他の都市における支局との關係は、一応北海道なりの行政体系の中に沿つたということもございまして、今回の長野と名古屋の場合には、必ずしもそうとは言えない關係もあるわけでございまして、したがつて、この特徴を生かしまして、例えば両局は木曾ヒノキあるいは人工ヒノキも東濃ヒノキ等に象徴されますように非常に特徴

のある森林施業上配慮すべき性格を持つてゐる、これは一元的にひとつ調整をしながら森林施業のさらに進歩を図つてほしいとか、いろいろ統合されたことによりまして総合調整機能の発揮も期待しておるわけでございますが、現実的にこれまで固有林の直接の管理經營に果たしてまいりました業務につきましても、それぞれ名古屋支局においても変わることもなく行われるわけでございまして、これはまだこれから動き出すところと考へてございまして、どのような運営の経験を積んだ中から本局、支局の効用あるいは効果を発揮していくかは随分と試行錯誤的なこともあるかと思ひますけれども、まずは對外的業務に關するものにつきましても、地元への影響を来さないようにこれはもう十分留意をして進めてまいりたいと思つております。

私も期待しております点では、例えば道路網などは、大きく視点を広めて見るために大変効果的なことも考へ得るんじゃないかと思つておりますが、これもこれからの中での検討に任せてまいりたいと思つております。

○村沢牧君 名古屋支局の激変緩和措置をとつたことはこれは當然なことであるし、それからまた私たちがいいことだというふうに思ひますが、最初に質問したように管轄区域が広がつた長野管林局、本局です、これはそれにふさわしい体制をつくらなければならぬが、これは何も考へていません。

○政府委員(田中恒寿君) 固有林野事業全体が、現在組織機構の簡素化と申しますか、する要因にございましてこれを縮減するという方向に進めておりますので、今回の名古屋支局におきまして需要開発センター等は極めて例外的な今回の特殊な事情を反映いたした措置でございまして、やはりこれから長野管林局管轄区域を広くいたしますし、任務が一段と加つたわけでございまして、けれども、それにつきましては現在の組織機構の中でこれを処理してまいりたい、殊さら新しい組織につきましても現在考へてございせん。

○村沢牧君 それじゃ、本局という看板を存置したということだけなんですか。やっぱり本局なら本局にふさわしい、面積が広くなったんですから、名古屋支局で甘受するとしても、今までは長野局管内だけ歩いておればいいといったのが、今度は名古屋支局の方のところで歩かなければならぬんじゃないですか。それを今までと一緒で、看板だけは本局を掲げましたよといって、それじゃ本局になった意味がないじゃないですか。

○政府委員(田中恒寿君) 随分と考えなければならぬ範囲は広くなりまして、例えば販売等につきましても長野一局分でありましたのが、広域的な特に名古屋を控えました国産材の販売ということ、そういう守備範囲の広い業務量も重要性を増したわけでございますけれども、それに伴いまして組織をふやし人員を付加するというようなところまでは考えず、大きな仕事であります。今の機構で頑張つてほしい、そういう責任感といいますか、責任体制等はひとつ大いに痛感してやってほしいということを考えているわけでございます。もちろん、総合的な企画調整業務は現在のほかにやつてもらわなければいけません。組織機構の新設、その他では考えておらないということでございます。

○村沢牧君 長官、それはおかしいじゃないですか。仕事はふえた、守備範囲も多くなった、しかし今までと同じことでやられておる、これじゃちょっと無理だと思いませんか。それは私は人員をふやしてということばかり言っているわけじゃない。それは機構の中にいろいろあるでしょう。例えばあえて言いませんけれども、人事の面だつてそれにふさわしい人が行かなきゃいけないし、あるいは予算の面だつて当然伴つてこなきゃいけない、本局になつても何にも変わりがない、ただ仕事が増えたり、それじゃ全くおかしい形になるんじゃないですか。そんなことを言っているんです。

○政府委員(田中恒寿君) 長野本局が今後行います業務は、管轄区域全域にわたる国有林野事業の

経営方針の作成に關する、あるいは全域にわたる企画調整を要する森林施業、収獲、販売の基本的事項の調整等がありますが、なおまた他省庁との計画との調整等も入るわけでございます。

それから、これは私先ほど申し上げましたように、今直ちに行つてゐるものではございませんけれども、人事あるいは人事交流等の調整等も手がけていってほしい、あるいは研修、広報等も一元化することにおいて大変効果が上がるわけでございますので、これを担当していただきたいと思ひますが、やはりこれは現在人員の調整の中でそういう任務を果たしていただきたい。特に新機構その他では私も考えてない。それらの充実は、現在の全体人員の調整の中でこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 長官の答弁は、聞いておつても何か人間を私がふやすというように聞こえますが、そういうふうに受けとめてゐるようなんですが、そうじゃないんですよ。本局はそれだけ仕事が増えるんです。今までは通つた業務量が多くなつてくる。今、長官が何回も言つてゐるとおりなんです。だからそうだとすれば、それにふさわしいいろいろな体制を整えなきゃいけないんじゃないですか。そんなことは、私が一々例を挙げなくたってわかるでしょう。それを今までと同じような形で、予算で、人間で、今までと同じような人たちがやれない、それじゃ全くおかしいじゃないですか。納得できませんね。

○政府委員(田中恒寿君) もちろん人事配置に当たりましては、数といひますよりはそういう適当な人材、質と申しますか、十分それを担い得るような人材をそれぞれの場所に配置して進めなきゃならぬ、これは当然でもございまして、またそういうことによりまして予算の調整等を必要とする場合には、これは全体の中でその辺を配慮することは考えなきゃならぬことだと思つております。

○村沢牧君 このことばかりで時間をとつてゐては次に進みませんから、私はこの問題を強く指摘をしておきますが、大臣も聞いておつてわかつてもらへるんじゃないかと思ひます。管轄区域は広くなつた、仕事はふえた、看板だけは本局の看板でやるけれども、あとは今までと同じような予算で、人間でやりなさい、そんなむづかしい話はないですよ。よくひとつこれから検討してください。よろしいですね大臣、いいですか。

○国務大臣(佐藤栄次君) 今、先生と長野局長官の質疑を聞いておりました、結局、基本的には総合的な企画調整業務は長野本局でやる、それ以外には現状どおり名古屋でやる、それに需要開発センターが加わる、こんなふうに理解したんですけれども、ただ、今後の仕事量に應じて事業の運営が円滑にいくようにひとつ大いに検討したい、こう思つております。

○村沢牧君 次は、長野局が十管轄局のうち一局を統轄するに当たつて、前橋と東京、長野と名古屋の二組を対象の候補者として、前者を仮称関東管轄局、後者を仮称中部管轄局、こういうふうな検討方針を出した。この資料は与党にも出したし私たちもいただいている。ところが、結果的には長野管轄局、そして名古屋支局に落ちついたわけなんです。関東管轄局、中部管轄局という、こういう構想はなくなつてしまつたんですか。今後とも考えていくんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回、統合される管轄局を選定する過程におきまして、前橋局と東京局を統合する案と、長野局、名古屋局を統合する案が検討の対象になりましたことは御指摘のとおりであります。しかしながら、今回の統合に当たりましては、昨年暮れの閣議決定等に基づきまして一局の統合を実施することとしたものであり、屋簷管轄局を管轄支局とすることとしたものでありまして、現時点におきましてはこれ以外の統合の計画はございません。

○村沢牧君 十のうち一つなくしてまたなくすなんて、そんな計画があつたらあつたものじゃない。しかし、あなたたちがこの過程で出した資料を見せてください。仮称関東管轄局、仮称中部管轄局にするんだ。そのことに基づいて検討した

んじゃないんですか。つまり、そういう構想があつた。それはただ単に我々を、いろいろな何か理解を、いい言葉で理解するんですけれども、ごまかすためにそういう考え方を持ったんですか。一体あれはいかげんな資料なんですか、関東管轄局とか中部管轄局というのは、どういふことなんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 国有林の組織の改編の中では最も大きい問題を昨年処理をいたしましたので、非常に真剣な検討を各分野から加えたのでありまして、関東管轄局案にいたしましたも中部管轄局案にいたしましたも、ぎりぎりの寸前までやはり詳しい検討を加えたわけであります。暮れの閣議決定が一局の統廃合ということで最終的には絞つたわけでございますけれども、前後左右と申しますか、あらゆる角度からこの両案につきま

したの検討は行われたわけであります。

○村沢牧君 一局に絞るというところは、暮れに決まつたことじゃない。前から決まつてゐるんだ。業務部長に伺うけれども、その方針のところをちよつと読んでみて下さい。仮称関東管轄局だとか仮称中部管轄局、あるでしょう、その資料、○説明員(江藤素彦君) ただいまその資料を持ち合せておられますので、読み上げるわけにはま

いりません。

○村沢牧君 資料がなくても業務部長知つてゐるでしょう。間違いないでしょう、私の言つたことは。

○説明員(江藤素彦君) そのような案があつたことは事実でございます。

○村沢牧君 長官、そのような案があつたことは事実だ。それはいいかげんな案だつたんですか。一体その案はもうなくなつちやつたんですか。どうなんですか、将来に向かつて。

○政府委員(田中恒寿君) 大変慎重な検討を加えました案としてずっと存在をしておつたわけでありまして、それを採用しなかつたということでありまして、最終段階まで慎重な検討の組上に上せておつたわけであります。

○村沢牧君 今まで存在しておった。将来も存在していきいますか。

○政府委員(田中恒壽君) 現時点では管林局統廃合の計画を持ってはございません。

○村沢牧君 現時点では持っていないけれども、将来そういうことがあるならば、その次には東京、前橋で関東管林局だということになりますか。

○政府委員(田中恒壽君) 世の中の情勢が変わりますので、そのときにどう判断に立つかというところは、これはなかなか今から想像して申し上げるわけにはまいりませんけれども、これまでの経験から十分反省と申しますか、よく検討を加えまして、その時点の情勢に合わせてそのときの人は真剣に考えなきゃならぬ問題と申しておりますが、今の時点でちよっと申し上げることににつきましては、確かなことは申し上げかねます。

○村沢牧君 いずれにしても、そういう考え方が林野庁当局にはある。事実あったんですからね。そう受けとめておきましょう。

それから、閣議決定及び農林水産省の国有林改善計画によれば、六十二年度末までに十九管林署を統廃合することになっていますが、管林署の果たしている役割あるいは国有林と地元の関係を見ると、これまた、我が党として管林署の統廃合には応ずるわけにはいきませんけれども、念のため次のことを伺っておきます。

管林局の統廃合検討の過程で、管林署統廃合について一定の方針が出されておりますか。

二点には、本年度も管林署の統廃合をしようとしておりますけれども、聞くところによると九管林署を統廃合するという。いつごろ交渉に入り、いつごろまでに決めるのか、今後のスケジュールについて伺いたい。

三点目は、この選定に当たっての基準、基本的な考え方について答弁してください。

○政府委員(田中恒壽君) 管林署の統廃合につきましては、これも組織機構簡素化、合理化の重要な一環として、昨年暮れにも閣議決定がなされておるわけでございます。六十二年度末

で十九管林署を統廃合する。そのうちの九署が六十年度に計画をされておるわけでございますが、最初の御質問の管林局の統廃合に關連いたしまして一定の考えということでございましたが、名古屋管林局の組織が支局化という大きな変革をいたすわけでございます。關連いたしまして需要開発センターの設置等々でいろいろ内部的な組織のそういう新体制に向けての整備も行われますので、今回はこれを組み込まないというように考え方をいたしております。また、特に管林署統廃合問題は多少性格は違いますが、いづれも組織の大きな問題でもございますので、管林局を処理し直ちに引き続きということにつきましてはいろいろ問題もあらうかという考え方にございまして、そのような御質問をなされる方に対しましては、当局の考え方として御説明をしたこともございまして、

それから次に、今年度のスケジュールと申しますか、それに関しましてでございますが、これまで五十三、五十六年と二度にわたりました管林署統廃合を処理してまいったわけでございますけれども、それらの経験を踏まえまして、十分これが円滑に進み得るよう、期日と申しますか、どのような手順、日程でいくかにございまして、現在鋭意慎重に検討をしておりますのでございまして、また、選定の基準についてでございますけれども、それにつきましては、これまでも行っておりますが、考え方と申しますか、またお互いに近距離に所在して一体的な管理が可能であるもの、また統廃合を行いましても、その後、森林の適正な管理が確保され能率的な事業運営が図られるというふうな考えられるものにつきまして、総合的に判断をして選んでまいりたい。これにつきまして、

○村沢牧君 統廃合に伴って名古屋支局の管轄している管林署については、今回は対象にしない。しかし本年度は九つなんですけれども、あと十残っているんですが、今回という意味はどこまでで

すか。

○政府委員(田中恒壽君) 今回はまさに六十年でございまして、特に今回と限定し次回はいくつかを意味するものでもございませぬし、そういう意味で言いますと、ウェートの置き方もあらうかと思ひますが、まさに今回は計画をいたさないということでございます。

○村沢牧君 まだ十残っていますからね。では六十年度は対象にしない、それは結構だと思ひます。そうしますと、局として残されたところ、候補には挙がったけれども管林局として残った、そこへ何だかしわ寄せがずっと行きそうなのがするんですけれども、そんなことはないというふうなふうに思ふのですけれども、あとは平等なんですか。名古屋支局は別として、あとは平等にその対象になつていくということなんですか。長野が残ったから長野はうんとしょってこれということじゃありませんか、これは。

○政府委員(田中恒壽君) 名古屋支局のみを特別に配慮をいたしまして、ほかの局は横並び一線ではあり考えていきたいと思つております。

○村沢牧君 それで、本年度は九つ管林署を統廃合するけれども、しっかりとスケジュールは決まっていないうふうな言ひますけれども、これは六十一年度の予算が決まる、つまり本年度十二月までには決める気持ちなんですか。六十年年度中に、来年の三月までに持ち込むんですか。どうな

んですか、予算編成との関連で。

○政府委員(田中恒壽君) 予算と申しますよりも、いろいろ地方公共団体の意見聴取、あるいは關係する職員との意見聴取等もございまして、大体秋口ころ後には固めてまいらなければならぬというふうな考えております。

○村沢牧君 スケジュールは何にも決まっていないう言ひたつて、秋口といつたらすぐですすね。

それまでにやらなければならぬというの、おおよそのスケジュールはあるんじゃないですか。つまりこの国会の終わつたころからばつぱつ話に入つて、秋口ころからひとつ結論を出したい、そ

ういう気持ちなんですか。

○政府委員(田中恒壽君) 秋口も多少幅はござい

ますけれども、そのとおりでございます。

○村沢牧君 大体おおよその考え方はわかりました。そこで、あと十管林署が残っている。しかし、そのほかに臨調の答申は十九管林署を含めて統廃合しろというふうな形になっていきますね。ですから、十九だけでとめますか。さらに六十年年度にもつとふやすすか。十九までにとめるとするならば、六十年年度は九つやると、六十一年度は幾つやると、六十二年度は幾つやるといふことなんですか。六十一年度はやらぬんですか。六十二年にやるんですか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(田中恒壽君) お話しのうちに、残つておりますのが十と六十二年度まで、この二つのくだりはしっかりと残しておるわけでございまして、さらにそれ以外のことにございまして、どのよう

に考えていくべきか、今後の管林局の組織体系をどのよう

に持つていくべきか、御案内のとおり管林署はやはり総合的な機能を發揮する性格の管林署、現場の事業実行を主たる任務とする管林署等、いろいろ管林署の機能に応じた中の見分け区分も考へるようにも言われておるわけでござい

ます。全体としての管林局署体系がどうあるべきかということも密接に關係をするわけでございまして、全体的な構想につきましましてそれらとあわせて策定をしてまいりたい。対外的にきちつとしておりますのは、六十二年と残りの十というのこれははつきりしているところでございます。○村沢牧君 十九というところは決まっています。そのうち本年度は九つやると。あと十残るわけですね。しかし、臨調はもうちよつとやれと言つて

つてやるのか、六十一年度やらなくて六十二年にやるのか、どういう考え方なのか。

○政府委員(田中恒寿君) 単に数があつて合わせるということではなくて、やはり相当要員の縮減も行われますし、あるいは事業運営のやり方につきましてもいろいろ合理化が図られる。要員の減った中でこれらの固有林管理経費をどうしていくか。営林署におきましても、大管林署的な営林署と事業実行を担当する現場責任の重い営林署、多少性格が分化した面もございます。そういう営林署全体の体系を考える中で、やはり数もおのずと出てくる。初めに数がありましてこれをやるというような形での考え方は、これからは私はとるべきでない。全体の営林署体系を結構をしっかりと固めてから、その後、数が出るものであるというふうに考えております。

○村沢牧君 長官の言葉を聞いていますと、ますますおかしな話になってしまふのです。十九管林署というのは閣議決定なのです。今、長官の答弁を聞いておると、それ以外にもやりやうなような答弁ですね。そんなことあります。閣議で決定して十九やるのだから大変なのですよ。それを長官の答弁を聞いておると、もっと余分にやりやうな答弁なのですか、やるのですか。

○政府委員(田中恒寿君) 十九はそういうふうにして決定をされた極めて重い数字であります。これは実行する。ただ、閣議決定におきまして、「十九箇所を統合することを含め、」云々となつておりますが、そういう全体的な考え方につきましてはもう少し慎重な、先ほど申し上げましたような局署体系の検討の中にあるのであつて、初めに数があるものではないということでございます。

○村沢牧君 長官、初めに数があるのじゃないといつたつて、十九だつて大変なのですよ。十九でとめておく、それ以外のことを考える必要はないじゃないですか。今、長官の答弁を聞いていけば、まだそれ以外に考えやうな答弁ですけども、絶対そんなこと許しませんよ。もう一回答弁してく

ださい。

○政府委員(田中恒寿君) やはり今後のいろいろ組織の改善合理化計画の中にそのものは定められてくるのでありまして、ゼロということもありましようし、またある程度の数もあり得るかもしれない。それにつきまして初めから今後はやらないという前提で組みわけにもまいりませんし、そういうことを離れまして数を出さなさいかぬとか、そういうふうな初めに数ありきの方向へ進むのではありません。まさにこれから固有林の組織がどうあれば立派な管理が行われるかということ、で物事を考えていく、その結果やはり数が出るものであるということでございます。

○村沢牧君 納得できません。初めに数ありき、初めに十九という数があるじゃないですか。それだけやるのだから大変なのですよ。そのほか考えるなんてとんでもない話だ。十九の数を下げるのだから、あなたたち大変苦労したであらう。それを今の段階になって、まだそれ以上ありやうだといふようなことは納得できません。大臣、答弁してください。もう長官の話は何遍も聞いたからいいですよ。時間がなからだめだ。大臣。

○国務大臣(佐藤守良君) 今私、お答えしますのを聞いておりました。特に閣議決定の中のことでは長官こだわつて言つておるかと思ひますが、やはり私聞いておりました十九は大変だと思ひます。そんなことで長官の言つておる言葉の中には、十九の管林署の統廃合を含めて運営上支障のないやうに十分やりたい、こんなやうなことを言つておるわけでございます。恐らく気持ちには、六十三年度以降につきましては閣議決定とか、あるいはそれに対する固有林事業の改善に関する計画で言つておられますけれども、私は基本的には今ほそういう考えは持つていないということをお答えしたいと思ひます。

○村沢牧君 大臣にも長官にも強く言つておきますが、十九を決めたつてまだ十九全然手がついてないですよ。その段階で十九じゃありません。まだ

だふえるかもしれません。そんな気持ちを持つて管林署の統廃合できますか。信頼できませんよ、それは。だめですよ、そんなことは。答弁あつたらもう一回やつてください。

○国務大臣(佐藤守良君) 今、村沢先生にお答えしたとおりですが、今のところはそういうことは考へておりません。明確にお答えします。

○村沢牧君 そこで、営林署や管林局を統廃合しただけで山はよくなるわけじゃないですね。ですから、林業の活性化を何としても図つていかなければならない。

そこで、活性化の一環として当面する問題について何うけれども、これは大臣にお伺いします。

さきに、木材の関税引き下げに伴つて森林、林業の活性化対策を講じた。私は先日、参議院本会議でこの問題について総理に質問した際、総理は、関係省庁に対策検討を指示してある、こういう答弁なんです。

大臣にお伺いしますが、五カ年計画策定に当たつて財政措置、内容、規模について総理からいかなる指示を受けているんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 森林、林業及び木材産業の活力を回復させるために大きなポイントは三つあります。その一つは、木材需要の拡大……○村沢牧君 大臣、時間がありませんから、どんな総理から指示を受けたか、それだけ答えてくれませんか、きょうは時間が短いのですから。

○国務大臣(佐藤守良君) これは、今の三つの点について、木材産業の体質強化とか間伐保育等、森林、林業の活性化等を中心とした総合対策についての検討をするよう指示されております。その内容については、できるだけ早く成果を得るべく現在鋭意検討中でございます。

政問題についてどういふ指示をいただいているんですか。つまり、大臣はこの委員会、財政問題について特に講ずるということは大変大きな意味があります。私は別枠でこれは間違いない、こういう自信を持って進んでおりますと云つて同僚の稲村委員の質問に対して答弁をされている。なお、新聞報道によれば、こういう決定をする際には、財政については特別の措置を講ずるという、あるいはまた佐藤大臣が金丸幹事長と会つて、いや三千億だ、五千億だという話もしたということも報道されているんです。まづ金はどのくらいですか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。実は金につきましては、特にという言葉の中に私は別枠と理解しております。そんなことは実は関係閣僚で了解済みのこと、そんなことでございまして、現在実は鋭意検討中というのとは、一番問題は、先生御存じのこと、私が考へておりますのは木材をいかに安くするかということでございます。これは総合対策を実施すればそれは安くできると、こんな観点から現在積み上げて、一体幾らお金がかかるかということを林野庁で作業中というところでございます。

○村沢牧君 重ねて、特にということとは別枠というお話があつたんですが、それは大蔵大臣と話がついていますか。しかも、後ほど申し上げますが、関税引き下げの時期まで決めて皆さん方は対応している。そうだとするならば、六十年年度予算、本年度予算で対処しなかならない。そうでなければ、五カ年間にわたつて活性化は進捗しないじゃないですか。つまり、大臣が言う特にということは大蔵大臣とも話がついていないのか、六十年年度からそのことをやるのか、その点について大臣、答弁をしてください。

○国務大臣(佐藤守良君) ただいまの件につきましては、実は大蔵大臣とはできるだけ早く総合対策をつくつてやるということで大蔵大臣の理解を得ております。

○村沢牧君 年度は。

○国務大臣(佐藤守良君) もちろん六十年から
でございませう。

○村沢牧君 そうすると、林野庁、農水省の計画
ができて大蔵省へ持っていけば予算はつきませう
ね、六十年からびしと。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。

その点につきましては林野庁が十分積み上げ
方式で検討しているということでございます。そ
ういうことでございませう。

○村沢牧君 検討していることは知っているん
ですが、農水大臣が大蔵省へ持っていく、総理の
ところへ上げていく、それについては文句なしに六
十年から予算がつく、そう理解していいです
ね。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。
今、文句なしにということじゃなくして、実は
林野庁のつくったものを十分信頼しながら最善の
努力をいたしたい、こう思っております。

○村沢牧君 大臣の答弁を私はきょうは信頼して
おきます。

しかし、そういう活性化対策を講じつつ、その
進捗状況を見つつ関税の引き下げをおおむね三年
間でやる。しかし、皆さんは六十二年四月から関
税の引き下げをやるということをもう決めて、お
およその理解を得て、アメリカの方からもうちょ
っと早くやれと言われているんじゃないですか。六十二年の四月までに今のような調子
で、活性化の予算がついて、うまく仕事が進んで
いきますか。

○政府委員(田中恒寿君) そういう活性化対策を
精力的に実施をいたしまして、その実施状況を見
つつ取り組むことといたしておりますし、また、
おおむね三年目というふうなことにいたしてお
りますので、それらの範囲内におきまして判断を
してまいりたい。やはり常時施策の実施状況を見
ながら考えてまいりたいと思っております。

○村沢牧君 そうすると、六十二年四月から関税
の引き下げについて措置をしていくというこれは
方針ではないですね、決まっていますね、大

臣。大臣にお聞きしましょう。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。

実は、文章をそのまま素直に読んでいただきた
いと思ふんです。今、林野庁長官が答えましたけ
れども、六十二年を指し、細かく言えば昭和六
十二年四月からということになります。関税の
引き下げ対策の進捗状況を見つつ行うことにな
っていること、またおおむねとされていることか
ら、これらの趣旨を体して判断をさるべきものと
考えております。

○村沢牧君 しかし、対外経済対策会議等は六十
二年四月ということをもう言っているわけでは
ない。しかし、農林水産大臣はそんなことは決ま
っていないようなお話なんです。本当に決ま
っていない。六十二年四月は決まっています。
この進捗状況を見つつ、林業の活性化がいつに
なつたか知らませんが、それが進むまでは
だめだということではないですか。はっきり言え
ますか。

○国務大臣(佐藤守良君) 今の私の答弁したとお
りでございます。結局、総合対策の進捗状況
を見つつこれを判断することになっていくとい
うこととでございます。

○村沢牧君 先ほども申し上げたんですが、
林野庁もいろいろ検討しているということも聞
けです。それで、何をやらなければならないとい
うものを検討したつたって、財政の裏づけが
なかなかにないわけですからね。どこまで
やっていいのかわからない。もうこれはなかな
か苦勞するところだ。もうこれに思ふんです。そ
うだ。六十二年四月からやっていますか。そ
うだ。六十二年四月は予算面では二年しかな
い。二、三年しかない。それぐらいで、今の
ような状態でも林業の活性化ができるような
ことにはならない。ですから、大臣が言われ
たように、六十二年四月ということになっている
けれども、林業の活性化がならないうちは応じ

はいかない、その決意でもってこれからは対処し
てもらいたい、一貫してもらいたいと思ひます
が、もう一回答弁を求めましょう。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。

実は私は専門家ではございませんが、二、三年
でかなりやっぱ活性化は図れると思ひます。だ
から、例えば林業の作業道を含めた場合……
○村沢牧君 そうですか、それは大したものだ。
そんなことをやれたら、もつと前にやりやかつ
たじゃないか。二、三年でできるといったら、何
もこんなに林業は悪くならないよ。

○国務大臣(佐藤守良君) 例えば作業道、林道、
例えば林道の場合メーター五万四千ぐらい、作業道
の場合メーター五千四百ぐらい、そんなことでま
ず作業道をつくる。作業道の幅を広くすればコスト
は下がります。そんなことを含めて、片やコス
トも下がります。それから特に原木の価格とい
うのは、先生御存じだと思いますが、原木代は安
いんです。切ること、搬出、運送に金がかかるん
です。この運送をどうして安くするか、これを考
えれば木材は安くなるんです。そんなことをや
れば、私は数年でかなり活性化は図れると思ひ
ます。

○村沢牧君 それは大した自信だ。大したもの
だ。

○国務大臣(佐藤守良君) それからもう一つ、実
は、仮に今の金額みたいなものはけしからぬ話だ
な。なんという、そんな林野庁の職員は一人もい
ないと思ひます。私は積み上げ方式で、幾ら金か
かってもやっぱりぶつかるといふ方針で頑張っ
ております。御理解と御後援を心からお願いま
す。

○村沢牧君 大変御高説をいただいたんですが、
そのぐらい大臣の言われるように簡単にでき
たら、一体今までの大臣は何をしておったんだ。林
野庁の職員は一体何をしておったんだ。そんな
簡単に林業の活性化ができるなら結構なことだ。
やってください。三年間でやってくださいよ。
そこで伺いますが、こういう活性化事業に

ついては、これは国有林もお仲間に入れてもら
えるんですか、例えば予算が来た場合に。国有林
は別なんでしょうか。

○政府委員(田中恒寿君) 林業全体が例えば需要
の拡大等によりまして活性化してくるということ
は、当然に国有林の経営にもいい影響が及ぶもの
と考へておりますけれども、現在の対策の中に直
ちに国有林ということにつきましては、ちよつと
入れることは難しいのではないかといいことで作
業をいたしております。

○村沢牧君 林野庁長官、そんなに元氣なく
ちゃだめです。国有林財政は大変厳しいです
ね。ですから、これから大臣は力があるから三千
億もつてくるか五千億もつてくるか知らぬけれ
ども、そのうちのともかく森林面積の三分の一は
国有林が占めているんです。これは国有林の方
へだつて少し使わなきゃ無理じゃないですか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、今の
総合対策には国有林は当然入っております。国有
林を総合対策に入れていわれる検討を私は指示
してございます。ということとでございます。

○村沢牧君 そうすると、大臣の答弁だと、この
活性化事業の中には国有林も入る。したがって、
この特別の予算も国有林のところへ行くとい
うこととですね。

○国務大臣(佐藤守良君) 今、林野庁長官が答
えしたのは制度等の問題を若干言ったわけだ
が、私、基本的に国有林、特に終戦後一千万
ヘクタールを人工林にし、しかも間伐は、約四
九〇間伐時期に来ておる。この間伐の時期によ
りましては、国産材の時代を迎えた場合大変な
ことになる。そういうことを含めて、実は国有林は
当然総合対策の中へ入っております。ということ
でございます。

○村沢牧君 林野庁長官や各局の人もおるから、
大臣、きょうはいいことを言ってくれたから、こ
れは予算も大臣が大蔵大臣や総理からもらって
る、その中には当然国有林の分も含まれている
んだということですから、しつかり張り切ってや

てください。私は時間が来たからこれで終わります。

○藤原房雄君 今回のこの承認案件につきまして、行革絡みということであると思ひます。私どもが各山村へ参りますと、管林局、管林支局、管林署、こういう組織体系というのは長い歴史の中でできていくわけでありまして、現在の地方自治体の形とは非常に異なつた形がなされていくわけでありまして、しかしやはり山村では管林署がある、管林局がある、そういうことが一つの地域の振興といひますか、地域発展の一つのきずなであつたといひますか、言えるんではないかと思ひます。そういう中で、行政改革で管林署が十九も統廃合になるといふことは地元にとりましては非常に大変なことだ、私どもも地元のいろいろなお話を聞くにつけ、市町村等につきましてもそういう問題を現実に非常に苦慮しておる、こういうことを現実によく見るところであります。

このたびのこの承認案件につきましては、名古屋が今度は管林支局になりまして長野管林局の中に入るといふ、こういう形になるわけでありまして。長い歴史の中で林野行政がそういう形で進められてきた、こういう大きな機構を要するといふことは、それは地元にとりまして、またお仕事をされる上におきましても、いろいろな問題点があると思ひます。また、地元は地元としてのいろいろな考えがあつて、今日までもいろいろな地元の調整といひますか、話し合いが進められてきたことも私どもはよく承知をいたしております。さつきもお話ありました、組織的なことや地元との融和といひますか、地元との関係性、こういうことの中で、この改革に当たりましてはそれなりの検討を加えてきたといひながら、さらに地元の発展のために、また地元とのトラブルのないことのためにいろいろな考え方が必要だと思ひます。そういうものの一つの中に需要開発センター、こういうものを設けて需要の大きい名古屋でそういうものを進めていくといふこともその一つであらわれたいと思ひますが、今後の統

合に伴ひまして、統合といひますか、長野管林局、名古屋管林支局、こういう形を整えるに当たりまして、林野庁として特に今後の機構上のことや運用上のこととか、こういう問題についていろいろ考へており、また検討している諸問題についてありまして、まずお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒壽君) 今回、一管林局の統廃合を、まあやむなしと申しますか、実施しなければならぬといふことで名古屋支局を最終的に選定したわけでございますが、やはり統合をした場合におきましても、その後引き続き国有林野の管理経営が適正かつ円滑にでき得るよう検討をいたしまして、支局の設置といふことで対応することにしたわけでございますが、やはりそういう検討の過程の中で、それぞれの管林局の責務と申しますか、性格等につきましても、いろいろ伸ばすべき機能につきましても、それを補充するといふことで、名古屋の立地条件からいいますとやはり需要開発、販売促進が大変重要な任務といふふうな考えられますので、仮称でございますがセンターを設置し、それらの機能を発展充実させることとしたわけでございます。

さらに、具体的な業務内容につきましては、現在林野庁におきましても、あるいは管林局におきましても鋭意検討をいたしておるところでございますが、あのような立地条件でありますので、十分期待にこたへ得る仕事を展開してはほしいといふことで検討を進めているところでございます。

○藤原房雄君 過日、提案理由の説明の中でも大臣のお話、こういう統合するといふことは国有林事業の改善を図るためこういう形にするんだといふことでありますが、この統合、こういう形にするのが国有林事業の改善に大きく寄与するといふ、こういうことを大臣みずからお述べになつていらつしやるんですけれども、どういふことから、単なる行政改革といふそんなことだけじゃなくて、こうすることが国有林事業の改善のためになるんだといふ、これを大きく旗を振っているわけ

でありますから、その点について、こういうこととどういふこととどういふことがあるからだと申すか、具体的な問題について理由といひますか、こういうことがあるから国有林事業の改善に資するんだと、こういう面をひとつお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒壽君) 管林局の組織につきましては、御案内のように独立採算制の特別会計でもって運用をいたしておりますので、効率あるいは企業的な能率性といふものをいろいろ問わなければならぬ非常に厳しい環境下にあるわけでございます。また、現在、要員の縮減計画なども進めておりまして、今後の国有林野事業を最もやりやすく簡素化された組織で管理し、必要最小限の人員で管理しなければならぬといふ命題を負つておりますので、今回の例えは支局化におきましても一部一課が削減をされておるわけでございますけれども、そういうふうな身を切る内容での簡素化が行われたわけでございます。

なおまた、広域化することによりまして、人事管理でありますとか販売でありますとか、いろいろそのことによりましてメリットもまた今後期待されることとありますので、今後新しい組織の運用に当たりましては、そういうメリットが発揮されまますような事業運営をこれから考究をしてまいりたいと思つております。

○藤原房雄君 国有林の今日までのあり方については、当委員会でも何度かいろいろ議論になったところでありまして、それはまた後ほどいろいろ申し上げたいと思ひますが、確かに親方日の丸的な経営といひますか、国有林のあり方につきましても大きな問題について何度か指摘されてきているわけでありまして。

それは順次改善の方向にある、また国有林運営の大変な財政上の問題等もございまして、改善はされつつあることはよくわかるのであります。そういう中でありまして、今度の地方機構改革に伴ひまして、長野にしろ名古屋にしろ、いずれにしても地元サービスの低下等、こういうものがある

つてはならないといふことと、それから私どもは今まで主張しております国有林材のものと有効な活用、それからまた付加価値のある販売といひますか、国有林ももっと採算性といひますか、そういうものについて合理化といひますか、機構上だけじゃなくして、一貫した合理性といふものを考へていかなきゃならぬ、こういうことをよく言つたのであります。このたび仮称ではあります、需要開発センターといふようなものを設けて、管林署がそこにひとつ力を入れていくといふこと、これは名古屋という大きな需要地を抱えて、それなりに私ども適宜適当なことだろうと思ひます。

しかし、これはどういふ運営といひますか、どういふ機構をもつて進めていくかといふことによりまして、今後の推移については非常に私どもも強い関心を持たざるを得ない。これは仮称でも今後具体的なことについてはいろいろ煮詰められていくんではないかと思ひますが、しかし、今日までこの機構改革に当たりましては、それなりの体制、そしてまた業務内容、こういう問題について十分に御検討をいたつしやるんだらうと思ひますが、今日までのいろいろな国有林の危機状況の中にありまして活路を見出さないうちなれば、需要開拓、そこにまた大きく一歩も二歩も踏み出すといふこととありますから、慎重な対処とそれから体制といひますか、そういう問題についての推進がなけりやならぬだろうと思ひます。

ぜひそういう問題について、今検討している、決まつたことはもちろんとしまして、今後のあり方等についてどういふようにひとつ進めようとしていらつしやるのか。地元サービスの問題と、それから需要開発センターの問題、その問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(江藤素彦君) 具体的な業務内容についてのお尋ねでございますので、私の方からお答え申し上げたいと思ひます。

先ほど長官からも需要開発センター、仮称につきまして、概要につきまして申し上げたわけであ

ざいますが、大要に目下木材需要が低迷しており、非常に厳しい状況の中でございまして、国有林材のPR活動を積極的に推進することが重要となつておるわけでございまして。また、国民の緑に対する関心が非常に高まってきたというところでございまして、そういった中で、国有林野事業の果たしてまいります役割というものをぜひ理解していただくためには、森林レクリエーションあるいは分収育林とか、ふれあいの森林といったような国有林と国民とを結ぶ制度というものを積極的に展開する必要があるわけでございまして。

したがって、このために、一つには、国有林材の流通改善とか木材需要の開発という点、それから二つ目には、都市と山村の交流によりする森林レクリエーションや分収育林事業等を効果的に促進する組織ということにいたしまして、以上申し上げましたような二つ、大体大まかに分けて二つぐらいの目的を持ちまして、名古屋営林支局に需要開発センター、いわゆる仮称でございしますが、これを設置することとしておるわけでございまして。

なお、細かいこれからの具体的な業務内容につきましては、先生から御指摘いただきましたように、この点、今後のこの名古屋地区の地元サービスにつきましまして、大変重要な存在になるわけでございまして、さらに十分に検討を重ねた上で固めてまいります、このように考えている次第でございまして。

○藤原房雄君 国有林の今日までのあり方といふますか、国有林の木材の供給する方法として、一つは立木のまま販売する方法と、それから製品生産方式ですか、国が直営で伐採、搬出を行って丸太にして販売する、こういう二つの形態がございまして。最近見ますと、製品生産方式の直用形態と請負形態、この比率が七〇対三〇、七、三ぐらいになっておりますね。やはり山村の振興ということからいいますと、地場産業、地元の産業にそれが結びつくという、こういうことも国有林では考えていかなければならぬ。それとともに、国有

林もそこでやはり合理性といひますか、そういうものがなければならぬということで、国の直用生産、これは地元住民の就労の場の提供とか、こういうことで地元でも非常にそういう要求が多い山村では、確かに山でしか働く場がないというところにつきましまして、やはりそれなりの考え方をしなきゃならぬ。

そういう点も随分最近配慮をされているようでありまして、今後こういう技術開発、そういうものともあわせて地元産業に対してどういう方式がいいのかということ、また営林署として、国有林として、林野庁としてそれをどうすることが林野庁の経営上いいのかということ、そういう一つの非常に難しい中でこれを進めていかなければならぬ。特に最近部分林、分収育林といふようなことで、ただ国有林の経営だけ考えればいいというんじゃない。緑の効用等からいいますと、また分収育林のような考え方からいいますと、国民の大きな理解の上に立つてという、こういうことになりまして、今までの枠の中に閉じこめた物の考え方じゃなくて、やはりもっともつと地元の産業との結びつき等も考え合わせた上で、まあそれだけで進めれば一番いいわけですが、やはりこの国有林の経営ということも加味してという非常に難しい選択がこれから迫られるんだらうと思ひます。

そういうこと等につきましまして、現在進められてき、これからまたこの考え方というのとはだんだん、よりその地域地域に合った形態で具体的に考えていかなければならぬことなんだろうと思ひますけれども、基本的にはどういう考え方、これから推し進めようとしていらっしゃるのか、その辺のことについてちょっとお伺ひしておきます。

○政府委員(田中恒寿君) 先生のお話にございまして、製品生産事業を行うに当たりますと、直用の形態と請負による形態があるわけでありまして、それぞれその地方の歴史的な林業労働のいろいろな経過、過程を経て、各局におきましてもそれぞれ異なつた技術が現実にあるわけござい

ざいます。

(委員長退席、理事谷川寛三君着席)

この形を将来どのように考えていくかということでありまして、昨年六月に策定をいたしました国有林の改善計画におきましても、業務運営を抜本的に改善するという観点からは、民間の事業体の体制充実等の条件整備を図りながら請負化を推進していく、直用事業につきましましては真にそれにふさわしい事業、業務に特化していくということとを計画しておるわけであります。製品生産事業につきましましては、具体的には、技術水準等につきましましては、国有林が先進的模範となつてこれを開発していかなければならぬという任務があると私も考えておりますけれども、そのような機械開発あるいは林業労働は安全などが非常に問題になっておりますけれども、十分安全管理、安全確保のされた作業方式の開発でありまして、日本の林業のためにどうして必要とするという技術開発等を任務として直営事業はこれを担っていくということが必要だと思ひます。やはりその他の経済的な効率が重んぜられる事業の分野につきましましては、これは民間の事業体の整備発展を図りながらこれの請負化を推進していくという考え方で進めておるところでござい

ます。また、分収造林制度なども、分収育林を含めまして今後いろいろ運用を拡大していくわけでございいたしますけれども、やはり地元とはこれまで共育林野制度でありますとか、貸付使用制度でありますとか、そういうふうなこれまでの制度によりまして国有林野の所在する地域の振興、住民福祉の向上にそれぞれ役立ってきたわけでございまして、やはり今回のこの分収造林制度などにおきまして新しい公募方式を導入することとしておりますのは、国民の皆さん全般のこういう関心の高まりに

対応してございしますが、そういう中にも、思ひますと、やはり事前に十分地元の市町村と意思疎通を図りまして、契約締結などにおきましても地元が優先できますように、これまでのお互いの依存

関係を配慮いたしました進め方をしておるところでありまして、こういう考えで今後とも進めてまいりますと思ひます。

○藤原房雄君 国有林は国民共有の財産という観点から、特にそれがこういう時代になりますと、そういう意識がだんだん強くなってくるというところから言ひましても、地元住民の福祉向上といひますか、先ほども申し上げましたように、そういうこととから言ひましても、地元住民の福祉向上といひますか、そういうものに対する配慮というものはあ

わけて行わなければならぬと思ひます。ところで、そういうことから最近進められております部分林とか共有林野とか貸付使用、こういうものはこの数年、随分ふえてきたんではないかと思ひますが、最近の動向ですね、そういうことと、それからよく申し上げておるんですが、国有林に影響を及ぼさない範囲内で放牧利用の拡大、これも今日まで東北なんかの具体的な問題を何度か申し上げたんじゃないかと思ひますが、非常に条件が厳しくなってきたか借りられないといううなこともございまして、そういう点についてはいろいろ御検討いただいたわけでありまして、さらにまたキノコの栽培等、こういう貸付面積、最近地元でも非常に声が大きいです、個々にいろいろお話し合いがなされているようでありますが、ぜひこれは旧態依然とした枠の中の規制、こういうことだけではなくして、時代が大きく変わった今日に即応した形で、その可能性のあるところについては弾力的に地元の福祉向上、生産基盤、そういうことのためにこれを進めるべきである。一部ではその方向にあると思ひますが、やはり問題になっておるところもございまして、それらのことについての基本的な考え方と、それから今日までどういうふうな推移をしてきたかという点と、これからの進め方、非常に要望が多いだけに、この問題についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒寿君) 国有林が、特に地域の農山村におきましてはいろいろな農林業の一体的な

経営が地域振興に大変望ましいということから、農業の利用あるいは林業の利用も含めまして、活用の要望等はこれまでも相当あるわけでございまして。そういう要望に対応いたしまして、活用につきましてはもちろん活用に関する法律もあるわけございまして、地元産業の振興、福祉の向上のために積極的に対応することとしておるわけであります。

特に、国有林といたしましては、農林業の構造改善のための活用について見ますと、相当積極的に対応をした結果、過去二十年間の数字をちょっと申し上げますと、三十八年から五十八年までの二十年間で農業構造改善関係約四万九千ヘクタール、林業構造改善関係二万六千ヘクタール、合計約七万五千ヘクタールの活用が行われているわけでございます。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

また、国有林側の考え方でもございますけれども、そういう地域で農林業が定着し振興されることとがいろいろ国有林の事業の実行なり、あるいは管理の面におきまして、お互い地元との依存関係を強固にするということで非常に好ましいことと考えております。

そういう意味で、今後ともこの方向は推し進めてまいりたいと思っております。いろいろ分収造林でありますとかその他は経年ふえてまいっております。四十八年から五十九年までの約十年の分収造林等におきまして、これは十一万七千ヘクタールから十二万七千ヘクタールと一万ヘクタールの増でございます。貸しつけております土地なども五万九千ヘクタールから七万三千ヘクタールというふうに、非常に地元利用の件数、面積ともにふえつつあるというのが現状でございます。

○藤原勇雄君 時間がありますから最後にありますが、一つは、今申し上げた地元で林野に大きく依存しておりますという町村では、財政力もない、若手の働き手もないということの中で大変な苦慮をしております。さっき大臣は、外材に

負けない林業は三年でできるんだというような随分強いお話がありました。地元へ参りますと、本当に若い者がいない、町村でも集積場を統合して、トラックも大型のやつで一運にたくさん運ぶような合理化、効率化というが図っておる。しかし、こういう山村ですから財政力がございまして、非常に苦慮しておる。流通加工体制、こういうものの高度化というが、こういうことについてそれぞれ苦慮しておるのが現状です。

これは国有林についてもということですが、民間の活力というものが本当に出てくるためには、地方自治体のそういう現状に即したきめの細かい施策が必要なんだろうと思ひます。林道につきましても大変にこれはお金のかかることでありまして、もっと延びれば効率的にできるということも急務であることは当然のことです。こういうことで別枠ということですから、これはぜひ、今日まで公共事業並みに抑え込まれております林道の整備等についてもきめ細かにひとつ対策、二年でというのにはちょっとどうかという心配もあつたけれども、とにかくさつきさつき意気込みで決意のほどを述べておりましたから、私も大いに期待をしておりますが、以上のことをよろしくお願いいたします。

最後に一点、過日NHKでもございましたように、最近の人工林というのは根が薄いために被害を誘発するものになるのではないかとということが言われております。この前の本会議の質問でも私申し上げただけけれども、こういうところはだれも聞き流すということでは本気になって考えてくれないので、この機会ですから申し上げますが、地質とか気象条件、また自然の生態系ということにマッチした高度な森林施業というのが必要だ、これは過日長官にも申し上げておるわけであります。が、最近自然団体から言われているのは、やっぱり何百年かけて生い茂った自然林がどうも無計画に伐採される、ほんの申しわけ程度に何本か残してあるということであつて、これは施業のあり方と

して、自然保護という観点だけでは見られない国有林には国有林の論理があるのかもしれない。しかし、総理を初めとして、緑に対する強い警鐘打たれなされておる今日、そういうことにはお構いなく採算至上主義でやられたのでは日本の自然はどうなるか。特に人工林、杉やヒノキ、こういうことのために被害を大きくしているという、こういうことですから、やっぱりその地質、気象条件、こういうものに合わせた高度な施業というものを是非でもこれはお考えいただいて進めていただきたい。今そういう方向にあるんだというところのようでありましても、日本の国土を守ると一つ一つの大きな役割の上からも、これはぜひひとつ御検討いただき、その方向で進めていただくことを私は念願するわけであります。このことについては林野庁でもいろいろ御検討なさつておるようでありましても、最後に御答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒壽君) 先生御指摘いただきましたように、日本の国の自然は大変にきめの細かい成り立ちになっておりますので、やはり十分それを調査した上での適地適木と申しますか、そういうことに徹底していかなければならない。実は森林施業の考え方につきましては、昭和四十八年来そういうふうな考え方でいろいろ指導をしておるわけでございまして、一部やはり徹底を欠いたと考えられる点もございまして、さらに今までの指導を徹底いたしまして、例えば公益的機能をより重視すべきところにつきましては、複層林の施業でありますとか広葉樹施業、天然林施業を取り入れるなど、全体としての山のいろいろな効用を最も発揮できるような仕事のやり方、それにさらに十分関係者一同心を集中いたしまして努力をしてみたい。前にもお話ございましたが、これにつきましては林業技術者の重大な使命と考へまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○下田京子君 まず、今回の承認案件であります名古屋営林局の支局化ということは、そもそも五十二年に閣議決定されました五十二年策定された改善計画に基づいてなされたものだと思うんですが、

そこで、はっきりさせたいことは、五十二年策定の改善計画のなされた結果は何であるかということなんです。これは六十年度の国有林野事業業務方針の冒頭で、「事業運営の能率化、経営管理の適正化、収入の確保等各般にわたり格段の努力を行ってきたところであるが、材価の低迷、伐採量の制約の強まり、借入金の利子支払及び元金償還の増大等により、財政事情はますます悪化の度を深めている。」というふうに述べられておりますけれども、要約して言えば、いろいろやつたけれども、結果として五十二年策定改善計画のもたらしたそのものは、ますますの財政の悪化であつた、こういうことであつた。

○政府委員(田中恒壽君) 五十二年策定改善計画を立案いたしました、それに従ひまして改善を推進しておるところでございますが、いろいろ客観情勢の中に、例えば材価でございまして、あるいは伐採量につきましても、当初予定した伐採量がいろいろ環境保全でありますとか自然保護の要請に対応しなければならぬというふうな事情もありまして、なかなか当初計画どおり伐採できない、そういう量的な問題もございまして、あるいはそういうことが重なり合う、さらには業務運営の能率化等につきましても必ずしも十分ではないというふうなこともございまして、結果的に財政状態がだんだん悪化をしてきておる事情にございまして。

○下田京子君 つまり、五十二年策定の改善計画に基づきまして六十二年目標に示された合理化路線をいろいろやってきた。具体的に言えば北海道の五宮林局を一局四支局に再編縮小しましたし、十六の営林署あるいは二百五十九の事業所を廃止しまして縮小した。それから約一万二千人の要員も削減して、赤字補てんのためだということでもって約一万一千ヘクタールの資産売却も行って八百八十八億円等の収入も得てきている。しかし現

実には、今の借入金の高がふえる一方で、五十九年度では一兆円を超えている。このことだと思ふんです。

私が申し上げたいのは、この路線をさらに進めていくことは事業縮小、そして山荒らし、国土の崩壊にさらに拍車をかけることになるんじゃないかということなんです。そうでないと言言できませんか。

○政府委員(田中恒壽君) 昨年、従前の改善計画を見直しまして新しい改善計画に移ったわけでございすが、これに私もまだ着手したばかりでございすが、これを推進することによりまして、特に森林施業の面につきましては、ただいまの山荒らし等になることは誠に戒めねばならぬこととありまして、特に施業につきましては従来とは相当変わりました天然林施業の充実、広葉樹施業の充実、採用ということを取り組んでおります。御心配のようなことのないように、現在職員挙げて取り組んでおるところでございます。

○下田京子君 山荒らし、国土の崩壊につながるような新たな改善計画で進めているんだということなんです、ここでも確認したいんですけれども、長官は、この路線というものは五十三年度策定の改善計画をさらに強化して事業縮小を進めようとしていることじゃないでしょうか。といいますのは、六十年度の事業実行計画の中で、長官、こういうことを言われていると聞いております。昭和六十年度の事業実行に当たっては一層厳しさを増している、そういう厳しさの中の財政事情のもとで事業全般にわたる見直しを進めて、これまで以上の改善に努めるとともに、厳しい条件のもとでも可能な限りの工夫を行って立派な山づくりに努める必要がある、こうは言っているんですけれども、例えば費用が販売額を上回るような生産事業を休止してその要員を造林事業に振り向けるなどの措置が必要なんだ、そういう点で職員の方にもひとつ努力をしていただきた、こう言われていると思ふますね。

そうした具体的な事業の進め方とは一体何なのかということなんです。現場でいろいろ聞いてきましたら、例えば前橋管林局の場合なんですか、生産部門では費用高の事業所が九カ所ある、これは六カ月から一年間休みなさい、その他の事業所は梅雨期三ヶ月禁止だ、それから造林の部門ではどうかという、事業量は前年対比で六割程度に抑えなさい、ですから結局、苗の方が五千本も余る、つまり五割のまきつけは減額しなさい、こういうふうな計画が出てきているといふことを聞いています。つまり、そういうことは結局は事業縮小、合理化で、そして長官は胸を張って山荒らししなさいと言つても、結局国土の荒廃につながっていくことじゃないか、その路線を引き続いた中で六十年度に九管林署と二十六事業所の統廃合やむなしと考えているんですか。

○政府委員(田中恒壽君) 生産事業につきましては、これはやはり収益を上げて造林とか林道、そういう事業を附随するのが任務であつて、やはり実行をしてかかった経費が販売価格に及ばない、凌駕するというのがありまして、これはまさにやる意味がなくなつてしまふわけでありまして。現在、市場価格が非常に落ちているということもございまして、けれども、そういう際には造林事業にかかわつても、もう、そういうことがやはり私も抱えておる労働力を一番有効に消化していくということ、どうしてもそういう業務の転換はしなければならぬと思つておるわけでございます。

また、造林につきましても、やはり適地を本當に選んで造林すべきところを厳選していくというふうなことから、面積の減等もございまして、けれども、そういうことでの事業量の減が直ちに山荒らしに結びつくものであるとは私も考えておらないところでございます。

○下田京子君 考えているかどうかではなくて、現実がどうかというところなんです。今、長官は、収益が上がるにやらないところにもう事業はやれないみたいなお話だったんですけれども、国有林の持つ公益的機能というのは何なんですか。水資源の涵養であるとか国土を守るのである

とかいふ点からいいますと、採算に乗つてこない点での役割というものは重大じゃないですか。先ほど管林署の統廃合のこと、今年度九管林署統廃合はもう避けて通れないみたいなお話をされていまして、私も、私はこれはもう見直しをすべきだと申し上げたいんです。

その廃止の際の基準がいろいろ話されて、既定の考え方という話も出ていたんですけれども、現場ではこういう話も出ていたんです。ね。収益性、収益性ということなもので、管林署も今までの基準から統廃合云々でなくて、いかに高く売れるかという観点に加味されてくるようなことになつたらますます大変だ、こういう話まで出ています、たくさんはがきが寄せられてきておりますけれども、ちょっと御紹介します。大臣、いいですか。

今年度は国際森林年で、森林の果たす役割の重要性と森林資源の十分保全対策が世界的に進められていくことが急がれています。日本の国土を守る使命は国有林野事業が大であります。

ところが林野庁は国有林の財政事情にのみ目を向け、手抜き施業を進めており、国有林の荒廃は年々増大しております。近年は伐採しても植林しない施業をしてきており、荒廃に拍車をかけております。

また六十年度に九管林署を統廃合するとしております。国有林を守っているのは管林署です。

こういうことで、現場の職員や、あるいは地域の住民の方々から大変だと、前に示されたような基準からいって、例えば距離が近いということになったから、福島県ならいわけが入るんだとか、あちこちで大変な騒ぎになってますよ。だから、そういう観点からではなくて、本當に公益的機能、そういう国有林の事業の役割から見て山づくりというところは考えるべきだと思うのですよ。大臣、いかがですか。

○國務大臣(佐藤守貞君) お答えいたします。今、先生から御指摘がありましたこと、ござい

まして、森林の果たすべき公益的機能、これも理解できます。ただ問題は、今の時代におきましては経済性を無視するわけにはいかない、そんなこともございまして、やはり私は事業運営の高効率化とか、あるいは経営改善問題等を考えた場合、今、林野庁の考え方は正しい。

ただ、問題が一つあります。いつも言つておりますが、木材価格が高過ぎる。これをどうして安くするか。したがって、例えば国産材時代を昭和七十年代に迎えますが、現在は赤字が一兆円、残りが一兆円借金といいますが、それは価格を高くしての一兆円、だから昭和七十年代は今のまま行きましたらかなり厳しい状況を迎える、そんなこととございまして、私は木材価格を安くしてどうしてたくさん売るか、これを考えるべきである、こう考えております。

○下田京子君 最後にお尋ねしたいのは、先ほど、今、大臣が言われた木材価格云々の話じやなくて、私が聞いているのは、山づくりの基本は何かということ、いろいろ申し上げたんです。それを合板の関税引き下げなんかに伴ひまして、活性化対策ということが今出されているわけですが、長官は何か活性化対策に国有林が入っていないか、ことを言われたけれども、大臣は明確に入っている、こうおっしゃいましたね。入っているなら具体的に何を今進めているのか、これは非常に重要なことだと思ひます。

○政府委員(田中恒壽君) 今、全体的な具体的な内容につきましても検討中でございまして、申し上げられる段階にはなつてございせん。

○委員(北修二君) 下田君、時間になりました。

○下田京子君 最後に一言。大臣、いいですか、さっきは食い違いがあつたんです。しかし、大臣がもう国有林野事業も含めまして活性化対策を今考えているんだと、こうおっしゃつた。大事ですから具体化してください。これは言うまでもないと思ひますけれども、関税の引き下げによつて合板工場等の経営悪化や倒産

につながらし、それはやがては山元にも行きまして国土が荒廃する、大変なことになるわけなんです。そのことを指摘いたしまして、質問を終わります。

○田淵哲也君 ます、今回の提出されております承認案件である長野営林局と名古屋営林局の統合の理由、それから経緯等について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中恒寿君) 国有林野事業をめぐる大変厳しい状況が続いておるわけでございますが、昨年、国有林野事業改善特別措置法の改正が行われまして、これに基づきまして昨年の六月に、五十九年度以降十年間につきまして自主的な改善努力の一層の徹底を基本とする新たな改善計画を定めたところであります。営林局の統合はこの自主的な改善の一環といたしまして、経営管理の適正化を図る上で極めて重要な課題でありまして、また五十五年に改正された農林水産省設置法にも規定をされておりますように、行政改革の一環として避けて通れない課題であるという認識から、これを実施することとしたのでございます。

○田淵哲也君 私、この問題はやっぱり行政改革の一環としてのもの、しかもこれは昭和五十五年の閣議決定によって決められたわけですね。地方支分部局の整理再編について、この中では行政管理局の四国管区行政監察局と中国管区行政監察局の統合、あるいは法務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省、郵政省、各省並びでちよこちよこつと少しづつ地方支分部局の整理を閣議で決めておるわけですね。その中の一つとして、農林水産省では国有林野事業の改善に伴うというところで営林局の一局の統廃合を決めておるわけですね。私は、これは何となく行政改革の地方支分部局の整理のための格好をつけるために、各省横並びで決めたその一つがこれではないか。農林水産省としては困ったからこれを営林局に押しつけて一つ削れと、こういうことになったんじゃないですか。

○政府委員(田中恒寿君) 国有林野事業は現業で

ございまして、自分の内部から申しますか、そういう業務の効率的な運営でありますとかをみずからどうしてもやらなきゃならぬという内発的な力もございまして、行革の要請もあるわけでございますけれども、特別会計の効率化、効率化から、やはりこれを受けてと申しますか、一番きつ営林局組織問題につきましてもこれをひとつ実行していきたいという気持ちもございまして、決して押しつけとか何かではないと思っております。

○田淵哲也君 私は、この一局を減らす論議の経緯を見ても、確かに林野事業の簡素化、合理化、改善、こういったものは本質的に自主的に必要なのでありますけれども、しかし、この営林局の整理の問題は、そういう観点よりも、やっぱり一局どこか減らさぬといかぬ、だから前橋営林局と東京営林局を合併せよとかいうことも考えた、それから長野営林局と名古屋営林局の統合も考えた、そして長野と名古屋とやっただ方がいいたろうというところで一局にしたという感じが否めないのです。したがって、私はこの営林局の統合の問題が国有林野事業の改善合理化、こういうものとどういう関連があるのか、この点についてお伺いをしたいと思ふんです。

○政府委員(田中恒寿君) 組織機構を簡素化したしますことは、究極的には経営の経費の節減になつてくると思ひます。それから、直接的な大きな効果がありますのは要員の削減でありますけれども、国有林野にありましてはこの人員削減も大変きつテンポで進めておりました、これまでも年率にいたしまして三、四％、ほかにはないぐらゐの高率な人員の削減をいたしております。そうなりますと、やはり伴います組織機構も並行して簡素化していくということも必要だと思つておりまして、計数的に計算をしてどうというわけではございませんけれども、どちらかそれを簡素化、要員削減とも並行して進めてまいりたいと思つております。

○田淵哲也君 私は、少なくとも国有林野事業の改善という立場からこういう組織の簡素化、統合

化を考えるならば、今回の統合によってこの両営林局の仕事の内容が具体的にどう変わるのか、それがによって人員がどの程度削減されるのか、あるいは経費がどの程度削減されるのか、こういうことが明らかでないとおかしいと思ふんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の統合によりまして業務の内容の変更と申しますと、対外的に関連する業務につきましてはこれを影響させないよう配慮し、内部的に行います業務をいろいろ統合簡素化していきたいと思つておるわけでございまして、総合調整機能などを本局が持つことによりまして支局のそういうものが軽くなるとか、あるいは人事、広報、監査等もございしますが、そういう対外地域に關係を及ぼさない内部的な合理化を進めたいと思つております。また、やはり名古屋局が一部一課の削減もございしますので、定数につきましてもそれを配慮した配置が可能でございします。

ただ、なかなかいろいろものを計量的にどうということは申し上げかねるんでございしますが、大きな効果を将来生み出し得るであろう。人員につきましては、相当長期間にわたつて新規採用を抑制いたしました厳しい減量を続けなければならぬ事情にございしますので、それに対応する組織の簡素化ということで効果を上げておるんではないかと思つております。

○田淵哲也君 私は、営林署の統廃合の問題でもそうだと思うんですね。五十二年の十二月の閣議決定で一部の営林署を統廃合する、こういう方針が出て既に十六管林署が整理されておるわけでありまして、あと残りが十九というところで六十年度中に九つ、それから六十二年までに十。どうも初めに閣議決定とか行革の方針で枠が決められて、後はいかにそれに合わせるかということではないかと、後はいかにそれに合わせるかということではないかと、非常に苦勞しておるような感じが受けるわけですね。本来、国有林野事業の本当の改善合理化をやるうとするならば、まずそういう主体性というものが、ここそこをこういうふうに組織を変えた

方がよりこれは合理化できるとか改善できる、そういうものが先にあって、それからこういうものが出てくるのが順序じゃないかと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(田中恒寿君) 営林局、営林署組織につきましても、ほとんど開設以来変更が加えられていない五十三年度までは推移してきたわけでありまして、五十三年度当時、当時の財政事情の悪化からやはり抜本的な改善に取り組み、そういうために経営内外の意識を引き締めましてこれに取り組みでいくというためには、これまでやり得なかつたようなこともやはりしっかり組んでそれを実行することも必要ではなかつたかと、当時の事情を考へておるわけでございしますが、役所でするものは、組織が大変縮小するというのは非常に難しいこととございしますが、あえて目標を掲げることによりまして、経営管理を改善する気持ちをあらわしていったんではないかと考えております。

○田淵哲也君 確かに役所の整理統合というのは非常に難しい問題であり、こういう手法でないとなかなか進まないという事情もよくわかるわけでありまして、したがって、こういう改善合理化に役立つものであるならば、私はこういう統合整理を進めることに反対はいたしませんけれども、しかし本当にこれが実のある合理化、改善につながるようなものにぜひしていただきたい。この点を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 私、初めに大臣に基本的なことについて尋ねたいと思ひます。まず、機構の設置とか、あるいは整理統合、改廃という場合には、その目的を達成した場合に解消あるいは解組、ところがより発展させるためには発展的解消という意味において整理統合がある、こう理解しておりますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(佐藤守良君) 喜屋武先生にお答えいたします。今、先生の御指摘のとおりでございまして、や

はり私は森の果たす役割、これは木材の供給とともに公益的機能がございします。そんなことでございまして、やはり経済性等も加味する必要があるというふうなそんなこともございまして、私は、いろんな御質問ございしましたけれども、事業運営の能率化を図るか、あるいは経営管理の問題等につきましてこの合理化を図ったということでございます。

ただ問題は、私は実はこの林野庁の問題を見ておりましていつも言っておりますけれども、例えば林政審の答申などを見ておりましたも、木材価格も毎年四割、例えば昭和五十五年の価格から下がってきているという、そんなことで、価格の低迷という中に今の木材価格が高過ぎる、いかにして安くするかという大きな使命を持った合理化でなくちゃいかぬ、そうすれば必ず私は林野の荒廃もなくなるということで、本来に未来に明るい何といひますか、林業の活性化を図れる、このように理解しておるわけでございします。

○喜屋武眞榮君　そうしますと、現在営林局が十局ありますね。その数ある中で、特に長野営林局と名古屋営林局が統合の対象になった。この長野と名古屋が統合の対象になった理由は何でしょうか。

○政府委員(田中恒壽君)　林野庁におきましては、現在の十ございします営林局につきまして業務の実態、地理的条件等を総合的に勘案して判断をしたわけでございします。その際、統合した場合に国有林の管理経営を引き続き適正に実施できるかどうかという観点から見たわけでございします。先ほど関東営林局、中部営林局というお話も出たわけでございしますけれども、この長野、名古屋を統合いたしました際に、例えば営林署の数で申しますと、全国の九つのうちの第四位になります。あるいは管理面積なども大変重要でございします。これが第五位と、こういう大きな指標におきましてちょうど真ん中に位置する営林局がございまして、そういうことから、統合を行うことと計画をしたわけでございします。また、いろいろそのほか細かい点もございしますけれども、一管理が可能

であるというふうな判断もしたわけでございします。が、主要要素について申し上げますと以上でございします。

○喜屋武眞榮君　次にお聞きしたいことは、営林局長野市に、今度は営林支局を名古屋市に、このいうふうな位置づけられておるんですね、この場合は、ところが、その逆も考えられるわけですね。すなわち営林局を名古屋に、その支局を長野にということも一応考えられるわけでございします。なぜそのように置かなければいけないか。これにはいろんなメリットが考えられるはずであります。また、デメリットも考えられるわけでございします。また、実績からも、これは功罪の面からも局に値するか支局に相当であるか、こういうことをいろいろ検討されたと思ひますが、まづ聞きたいことは、長野に局を、それから名古屋に支局を置かれたこの理由と、逆も考えられるはずであります。それはいかでございしますか。

○政府委員(田中恒壽君)　どちらを本局にするかということの判断に当たりまして、これははっきりあるわけでもございしませんので、いろいろ最終的には総合的に心を無にいたしまして、大臣の御判断も仰ぎまして決定をいたしましたわけでございしますけれども、やはりその中で考えた因子といたしましては、営林局と申しますのは現業を管理するところとございします。そういう意味からの管理のしやすさとはどちらであろうかという点で、主として検討されたわけでございします。その過程で、従前営林局と申しますと、いかなる営林局も大体同じ構成で同じ仕事をしておりましたが、その分析の中から、それでは名古屋の任務は需要開発等の大変重要な任務もあるというように、なことが途中で議論になりました。それで、それを充実することも必要だという、多少派生的ではございしましたが、検討の過程でそういう議論もなされた。総体的にそのバランスをとると申します。か、いろいろ総合的に判断をいたしました。最終判断も仰ぐ過程で現在の案に落ちついた。ですから、歯切れの悪い言い方でございしますが、そうい

うことでございします。

○喜屋武眞榮君　重きをはかるのははかりですが、私がお聞きしたい真意は、結局この目的を達成するにはどちらがいいのであるかと、こういう結びつけてはかるということでありまして、これには何も計量器は要らないわけですから、そういう意味で、私は結局日本の森林を守り自然を守り、そしてその目的を達成していくために効率的に能率的に機能を発揮していくためにはどうあるべきか、こういうことが検討されなければいけないと思ひます。

それで、この統廃合によって職員配置の転換、こういう問題も真剣に検討されたと思ひますが、その職員の配置転換についてはどのようになっておりますか。

○政府委員(田中恒壽君)　組織機構をいろいろ簡素化、合理化いたします際には職員の理解、協力をいただくことは大変重要なことであります。これまでも組織機構の統合に当たりましては、事前に関係職員に対する説明あるいは労働条件の低下を避けるということからの対応等もいたしておるわけでございしますが、今回の統合に伴いまして直ちに大幅な異動が行われるという体制には実はございしませんけれども、統合の実を上げ業務運営の能率化のためにはだんだんと必要にならうかと思ひます。

新設の需要開発センター等におきましても、これは例えば一般市民の方に開かれたセンターであります。土曜、日曜の勤務なども必要にならうかと思ひます。そういう際には、十分事前に説明等をする必要があるわけでございします。これまでも組織統廃合によりましてそういうことを経験も積んでまいりまして、今後十分その手段を尽くしまして円満に進めてまいりたいと、こう思っております。

○喜屋武眞榮君　それじゃ、時間が参りましたので、もう一言申し上げて終わりたいと思ひます。この改正の背景というのはいろいろいかなる場合でも考えるわけであります。ただ数字合わせ、ごろ合わせみたいなような格好で統合しなければいけないという側面的理由のある場合もありましようし、そうではないに、本当に目的達成の上から検討されて、この方が本当に合理的であり効率的であり能率的である、そして成果が上がる、しかも実際現場で働く職員の立場にとっても納得のいくことであると、こういう経過を経て一つの目的を見出すことが、民主的であり合理的であり、能率的であり効率的であると私は思ひます。そういうことで、単に行革、財政再建だということでも形式的に数を合わせればいんだ、こういうことになると、これは大変なことになると思ひます。そうであると断言するわけではありせんけれども、何かしらそれに近いような感觸も感ずるわけでありますので、どうかその点、今後に向けてもひとつ十分に配慮していただいて、守るべきものはきちんと守る、こういう姿勢を正していかなければいけないじゃないかというところについて、ひとつ大臣のコメントを求めて終わります。

○政府委員(田中恒壽君)　組織機構を考えるに当たりましては、本当の意味での業務の効率的な円滑な実行が確保されるように総合的に判断して、組織機構体制が組み立てられるべきだと思ひます。国有林は、これからのいろいろな合理化を進める過程で組織機構いろいろ部署についてはそういう観点からの見方が必要でございしますけれども、原点に立ったと申しますか、本当の意味での業務の総合的な効率的な実行に立脚いたしました計画として進めていかなきゃならぬと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君)　お答えします。今、長官が言ったとおりでございしますが、関係職員の理解を非常に深めながらこの問題を進めていきたいと、このように考えております。

○委員長(北修二君)　以上をもって本件に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（北修二君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君　私は、日本共産党を代表して、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件に對して反對討論を行います。

国有林野事業は、林産物の安定的な供給、国土の保全や水資源涵養等の公益的機能の発揮、さらに国有林野の活用や国有林野事業の諸活動等を通じての地域振興への寄与など、国民経済、国民生活の上で重要な使命を担っており、とりわけ今日、環境破壊が世界的に進む中で、緑資源保護の重要性は一層高まっています。

しかるに、長野、名古屋両営林局を統廃合するという本件は、経営悪化を理由に要員の大幅削減、営林署の廃止、直用事業の請負化等、臨調行革路線に基づく国有林野事業の一層の縮小合理化を目指す一環であり、国有林野の果たすべき使命の放棄につながるものと言わなければなりません。

政府は、名古屋管林局が廃止ではなく支局に格下げになったことで、組織構成では最小限の縮小にとどめたとしています。しかし、将来とも人員、予算について削減されないとの保障はありません。そうなれば、全国有数の木材産業地域である愛知、岐阜、富山の各県の林業、林産業、ひいては地域経済にも多大な支障が及ぶことは必至であります。

そもそも、国有林野事業の経営悪化の原因は、かつての高度成長時代の過伐、乱伐による森林資源の減少や、公益的機能維持の要請による伐採量の落ち込みと、外材輸入増と木材需要減退による木材価格の低迷など、基本的には政府の大企業本位の経済、そして林業政策の結果であり、経営合理化など内部努力の不足によるものではありません。

さらに、今日の経営危機に拍車をかけた大きな原因は、一般会計からの繰り入れによる財政確立ではなく、財投資金の借り入れに依存してきたサラ金財政にあります。

しかも、政府は、今日の深刻な木材不況をよそに、アメリカの不当な圧力に屈して、木材製品の一層の市場開放を進めようとしています。これでは国有林野事業の経営にも大きな打撃を与え、山林、国土の荒廃に拍車をかけることは明らかです。

我が党は、外材輸入を規制するとともに、国有林野事業が持つ使命発揮のため、一般会計から必必要資金の導入や借入金利の引き下げ措置をとるべき、むしろ要員、機構の充実確保をこそ図るべきであることを指摘して、反対討論を終わります。

○委員長（北修二君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の變更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めぬの件の採決に入ります。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北修二君）多数と認めます。よって本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（北修二君） 御異議ないと認め、さよふ
決定いたします。

○委員長（北修二君） この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（北修二君） 御異議ないと認めます。
 なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（北修二君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時二十二分開会
○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員
会を再開いたします。

農林水産政策に関する調査を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○山田譲君 いわゆる経済摩擦といいますが、貿易自由化の問題と農林水産の關係、こういうことについて若干御質問をしたいと思います。時間が非常に短いものですから、端的にいろいろ申し上げますから、なるべく端的にお答えをいただきます。というふうに思います。

最初は、これはこの間のボンのサミットの問題であります。

まず 外務省の方にお伺いしたいんですが、仁えられるところによると、これは中曽根総理も国会議でもちよつとお話しになったところですけれども、いわゆる経済宣言をボン・サミットでや

れたわけですが、その中の問題に關連して保護主義はいけないうふうなことを盛んに強調しております。その問題に關連してミッテラン大統領

が、農産物については例外にしないやうにしたい。言つたような話をちらつと総理もしておられましたが、それに關係があるかどうか知らないけれども、ミツテランは非常に不服を示しまして、来年度の東京サミットには出ないというふうなこともつたとか言わないとか伝えられております。そしてまた、それを受けて中曽根総理も、国会が終

つたらフランスに行つてミッテラン大統領とお話し合ひをしたいというふうなことも言つておられるわけであります。我々は密室の中で七カ国の首脳が話し合つたことですからよくわかりませんけれども、單なる自由貿易主義じゃなくて、やはり農業というふうなものについては相當の保護主義といひますか、保護を与えなさいいけないんだというふうなことを、ミッテランははつきりとサミットでおっしゃつたんじゃないかというふうに思はれてなりません。

そうますと、我々が考へているとおり、農業という問題についてはそう單純に自由貿易がいいんだなというふうなことは言えない代物である、そういうことを私はやっぱりミッテランはいみじくもちゃんと言われたんじやないかと思うんですよね。どこかの国の總理のように、何でも自由化だ、それで例外はもうだめだというふうな言い方をしているようじやこれはしょうがない。やっぱりミッテランぐらいの見識を持って堂々とああいふ場所を言うというふうな總理大臣を私どもも持つてみたいと思うんでありますけれども、それは別問題として、ミッテランがどういうことを言われたか、そこら辺をはっきりと云つてもらいたいと思うんです。

○説明員（赤尾信敏君） お答えいたします。
サミットでの討議は、もちろんこれは首脳と、
あと外務大臣と一部の方だけで議論しております
ので、私もその場に、中に入っていたわけじゃあ
りませんが、一応出席された方等からいろいろと
伺いましたところに基づいて御説明いたします。

新ラウンド、ガットの多角的通商交渉をいつ始めるかという問題を議論している過程において、確かにミッテラン大統領は農業問題がフランスにとって非常に重要な問題であるということを言っておりられます。ただ、フランス政府及びミッテラン大統領としましては、ガットにおける新ラウンドの開始について反対しているわけではありません。やっぱり各国とも世界貿易の拡大につれて経済成長をやっておりますので、貿易の拡大の必要

性については皆認識が一致しております。そのためには、新しい貿易交渉もしなければいけないという必要性を認めております。

ただ、フランスと他の三カ国の間で意見が違いましたのは、その新しい交渉をいつから始めるかということにつきまして若干認識が違っています。ほとんどの国は八六年には新ラウンドを始めるべきであるということです。フランスは八六年に始めるべきかどうかというのは、その前の準備がうまくいくかどうかかわからない、準備過程を見た上でないと何年ということと言えないんじゃないかということ意見が一つ違ったわけです。

農業問題につきましては、ECには御承知のとおり共通農業政策というのがあります。この共通農業政策が欧州共同体の一応根幹であるということもありまして、この新しい通商交渉を始めるに当たって共通農業政策はどうなるだろうかという点に特にフランスは懸念を表明しているということかと思われまします。しかしながら、先ほど申しましたように、新しい通商交渉を始めることについては反対していない、そういうことかと思われまします。

なお、その関連で、来年の東京サミットにミッテラン大統領が出席するかしないかという御質問ですけれども、コミュニケの一番最後に、来年は東京で会合するというパラグラフがありまして、それは各国各首脳とも異議なく合意されましたので、私たちは来年はミッテラン大統領も来ていただけるものと期待しております。

以上でございます。

○山田護君 今もう一つお答えいただきたいのは、この間、本会議で総理大臣がそういうことをおっしゃって、本会議では、ついでに国会の終わり次第フランスへ行つてミッテランさんとお話し合いをしてみたいというふうなことを言っておられたんですけれども、その問題はもうなっているんですか。

○説明員(赤尾信敏君) まだ正式に決まったわけではございませんけれども、一応総理は七月ごろフランスを公式訪問されるラインで検討中でありま

す。もしもそれが正式に決まった場合には、来年の東京サミットの運営の方法等についても話し合えるかと思っております。

○山田護君 さっきあなた言ったように、フランス一国というよりもECの農業問題として心配をされているんじゃないかという話でしたけれども、しからばECの問題としてどういうことが考えられますか。

○説明員(赤尾信敏君) もともとこの新ラウンドをいつ始めるかということ議論している過程で、私、ECとも折衝していろいろと話をしているわけなんですけれども、ECが提起しております問題は数点ありまして、一つは、貿易交渉と並んで通貨の問題も並行して議論しなければいけないということとを前からECは主張しております。

貿易交渉も大事だけれども、通貨が、特に為替レートの変動が激しい、これをできるだけ安定した方向へ持っていかなければいけないんじゃないかということとを言っております。同時に、アメリカの保護主義的圧力が強くなってきておる。こういう新しい貿易交渉をやろうというときに、アメリカの保護主義的動きは全く矛盾している。アメリカはアメリカで、自分の本心を抑えてもらわないと困る。日本については、日本の貿易黒字が非常に拡大してきている、これもできるだけ黒字を減らすようにしてもらわないと、新しい貿易交渉のための雰囲気づくりという観点から望ましくないとこのことを言っております。

それで、もう一つは、ECとして農業問題を新ラウンドでどういうふうに取り扱うかという点について、これはどういふ問題があるかということをはっきり言っております。新ラウンドでまだ何をやるかというのは具体的に決まっていなくて、そこでどういふ問題を取り上げるか、その問題をどういふふうに移すかということとをこれから話し合おうと言っている段階ですので、例えば農業問題を取り上げるかということもまだ決

まっております。取り上げる場合に、農業問題をどういふふうに移すのかということとはまだ決まっております。今、話し合いつつありますことは、ことしの夏の終わりにいよいよに高級官史会合を開いてそれで準備を始めよう。その準備過程で、参加国の数とか交渉の仕方とか交渉の議題等を決めよう、そういう段階であります。

○山田護君 この問題ばかりやるわけにいかないからこの辺にしておきたいと思うんですが、いずれにしても密室の中でやられたことだから我々にはわからない。恐らくあなた方にも直接わからないと思うんですね。そういう点で非常に不透明である。何かこの中を覗いてみると、盛んに透明、透明ということをおっしゃるけれども、密室の中

のやつは非常に不透明で、どうもわからないんですよ。やはり感じられることは、ミッテランが、自国だかECだか知りませんが、農業についてはそう簡単に自由主義なんて言ったってだめだぞということを相当強調されたんじゃないかということとを、あなたの方の言うことをこれは勘ぐる程度でしてね。ですから、これは非常に不透明な話です。から、これ以上言ってもしょうがないと思うけれども、とにかくできるだけの確に、こういうことはやっぱりみんな心配しているところですから、ひとつお話をさせていただきたいと思ひます。しかし、きょうのこの質問は、このぐらいで終わりたいと思ひます。もう外務省よろしいですから、どうぞお帰ってください。

大臣、よくお聞きになったとおりでありまして、やっぱり大統領ともなれば、そのぐらいの見識を持って、そう簡単に自由主義だと保護主義だとかというのじゃなくて、おれのところはこうだからそれは簡単にはいかないぞというぐらゐの迫力をやっぱり示していつてサミットに臨んでもらいたい、私はこういう感じがしてなりません。

それでは次へいきます。

次に、企画庁に、「対外経済対策」の例のあれは何と云うのですか、出された対策ですね、これを見ますと、非常に私はわからないところがある

んです。つまり聞きたいのは、日本の関税が一体、全体的に低いのか高いのかという問題です。それで、この「対外経済対策」のあれを見ますと、「当面の措置と政策プログラム」ということで、「関税の引下げ等」という項目がありますが、それについて「我が国の関税水準は、云々ときて、「低い状況にある」と、こういうふうにはっきり言っていますね。少なくとも経済企画庁なり政府としては、日本の関税というのは諸外国より低いのだということをほつきり言っておられる。それで、低いのなら、それ以上何も低くしなくてもいいじゃないかという感じもするのですよね。

だから、まず日本の関税は、ここにも書いてあるとおりですけれども、もう一遍、果たして諸外国に比べて低いのか高いか。それはもちろん高いものもあれば低いものもあるということはわかるけれども、総じての話として、ここに書いてあるとおり、世界に比べて低いんだということを今でも企画庁としては断言されるわけですか。

○説明員(西藤淳君) 先生御指摘のとおり、四月九日の「対外経済対策」で、我が国の関税水準が低いという表現をしております。これは全品目の平均で低いということを言っております。一九八二年度のいわゆる関税負担率、これは総輸入額に占める関税収入の割合ですけれども、これで見ますと、アメリカが三・六%、ECが二・七%になつておりますが、日本は二・六%ということとで数字の上でも低くなつております。したがって、我々としては、日本は先進国の中で関税水準は低いというふうな考えをしております。

○山田護君 今度の経済対策の全体を流れる考え方は貿易自由化である、これをもっとしなればいかにとか、あるいは関税を低くしなければいけないとか言っているわけですが、それと、そうすると、関税は日本は世界に比べて低いんだけれども、なおかつ低いやつを下げようということを考えておられるかどうか。

○説明員(西藤淳君) 平均では確かに低いわけ

すけれども、品目によりましてはかなり高い関税の品目もございます。そういう高い品目の中で、外国からの引き下げの要望の強い品目もございます。我が国としては、やはり自由貿易体制のもとで一番恩恵をこうむっているというところは事実でございまして、その自由貿易体制を維持強化していくという観点から、どうしてもそういう高い関税率の品目について、外国の要望の強いものについては、やむを得ず関税を引き下げざるを得ないというものもあるというふうに考えております。

○山田謙君 最初から私言っているように、平均しての話を私は言ったわけですね。もちろん個々に比べれば高いものもあるし低いものもある。それは平均すれば日本はずっと低いですよ、こういう話ですよ。だから、今あなたが言ったように、高いものももちろんありますから、高いものを低くしたら物すごく低くなっちゃうということですよ。それでもいいんですか。いいというか、そういう考えなのかどうかということですよ。

○説明員(西藤沖君) 個別の高い品目について、外国から強い要望があつてそれが日本の市場開放問題について大きな影響を持っている、あるいは自由貿易体制を維持していく上で強い意見になっているという場合には、日本としては関税率の引き下げについてやむを得ないという場合があると思います。ただ、全体の問題は、今後ニューラウンドで交渉をして、各国との交渉の過程で決まってくる問題だというふうに考えております。

○山田謙君 どうもよく理解しにくいし納得できない考え方だと思ふのですけれども、先に進めたいと思います。

ついでに企画庁に聞きたいのは、同じくその③のところで、「その他の個別品目の関税引下げに係る決定は、本年前半中に行う。」と書いてありますけれども、伺いたいのは、まず一つは、ここで言っているのは農産物も含むということかどうか。

それからもう一つ、「本年前半中に行う。」というふうに書いてありますけれども、これはどういうことですか。

○説明員(西藤沖君) 個別品目の範囲につきましてはまだ確定しておりませんが、これから決めるわけですから、しかし、農産物も含み得るというふうに考えております。

それから、「本年前半中」ということは、ASEANの閣僚会議の日程などを考えまして、六月中に決めるというふうに考えておることを表現したわけでございます。

○山田謙君 六月中というのはどういうことですか。六月中に何を決めるんですか。

○説明員(西藤沖君) どういう個別関税品目について関税率を引き下げること、六月中に決めるという内容でございます。

○山田謙君 そうすると、みんな関税引き下げをする個別品目は六月中に決まっちゃうということですか。要するに決めるということですか。

○説明員(西藤沖君) どの範囲の関税品目について決めるかということはこれからの問題ですけれども、やむを得ず引き下げる必要のあるものについては六月中に決めるということが内容でございます。

○山田謙君 それは重大問題ですね。どの範囲をということは決まらないといたって、決まらないうちに関税のどれを下げるのかわからないでしよう。ここで言っていることは、このとおり読めば、あくまでも個別品目も名前も固めて、それぞれについて関税を引き下げますと、それを六月中にやるということですか。

○説明員(西藤沖君) 決定は六月中に決めるということでございます。

○山田謙君 決定を決めるというのはどういうことかよくわからないけれども、決定するということですね。そうすると、この品目はこれだけパーセントを下げるということは六月中に決めるということですか。

○説明員(西藤沖君) さようでございます。

○山田謙君 そうすると、あと一月そこそこしか

ないんだから、もうかなり具体的に作業が進んでいるというふうに理解していいですか。

○説明員(西藤沖君) 個別関税につきましては、それぞれの関税品目の御担当の省庁で検討をしていただいておりますというふうに聞いております。

○山田謙君 それをまとめるのはおたくの方でしょうか。

○説明員(西藤沖君) 私どもの方が内閣と一緒に取りまとめることになっております。

○山田謙君 これは非常に重大問題で、そんなことだとすると、我々としては審議をもっともとの毎日のようにやって、農産物についてはどれとどれが関税が高いから低くするとか、こういうことをもっと急いで検討しなきゃならなくなってくるんですが、それはあなたの言ったことは間違いない、政府の考え方だということに理解していいでしょうか。

○説明員(西藤沖君) 「対外経済対策」の中で経済対策閣僚会議で決定した内容でございますので、政府の方針でございます。

○山田謙君 それでは、この問題は改めて議論することにしましょう。では企画庁の方、結構です。

それから、その次に農水省の方に伺いたいと思ふんですが、今の問題に関連してですけれども、総理は口を開けば農業政策について、農は国のものなりというふうなことをよく言われます。これは実際本会議でもそう言っておられるんだけれども、口ではそうおっしゃいますけれども、実際にやっているとそれはちと農は国のものなりというふうにはどう考えても考えられないわけですね。農は国のものなりということは、これは昔の農本主義みたいな考え方、産業の中で農を主としてあとは皆従だという考え方ですけれども、こういう考え方をやっぱり農林水産大臣にとられるんですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 山田先生にお答えいたします。

先生御存じのとおりでございますが、農業とい

うのは国民生活にとりまして最も基礎的な物質でございます。食糧を安定的に供給するとともに、公益的機能、水資源の涵養とか土壌の浸食防止など国土、自然環境の保全とか、あるいは活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たしております。その意味で、農業は国のものと言ふべきものと考えております。

○山田謙君 どうも農業は国のものとおっしゃる割には、農業予算はどんどん減らされるし、農産物価格は物すごい低迷をする、減反を強いられるというふうなところを見て、あるいは農民の人だつてみんな喜んで農業にいらしていいんだという人は、それもいらしてはいるけれども、大半の農民は、一体政府は何を考えているんだらうというふうなことで非常に悩んでおられるのが実態です。そうなりますと、農は国のものなりというふうなことは本当に口先だけで、実際にやっていると政治そのものは必ずしもそうではないんだ、そのとおりいっていないというふうなことを我々理解せざるを得ないんですけれども、その点はどうですか。

○国務大臣(佐藤守良君) そんなことで、やはり時間的経過その他でございます。今までの農政につきましても、計画どおりあるいは進捗しなかった点もございまして、今後ともそういう農業の重要な役割にかんがみまして、農政の推進に当たります。二つの点に私は中心を置いて今後進めたい、こう思っています。

その一つは、生産性の向上を通じて足腰の強い農業の確立、二つ目には、農村地域社会の活性化を図り我が国農業が他の産業と均衡のとれた形で健全に発展していけるよう各般の施策を行いたい、こう考えております。

○山田謙君 今の大臣の答弁はもう何回も聞いたことなんですけれども、どうも具体的にそれがどのようになっていないから、私どもは一生懸命こつこつやってまた何回も聞いているわけなんです。そこで、これは大臣にもぜひ聞いておきたいんですが、総理がときどきおっしゃるように、日本

○山田譲君 これは各省からやるんじゃないんですか。「関係省庁からアクション・プログラムの策定状況につき中間的な報告を聴取する。」と

「関係省庁」って書いてありますよ。だから、おたくの方でも当然やっているわけです。

○政府委員(後藤廉夫君) 関係省庁の、例えば策定委員会等の組織なり設置、いつ設置をしたかというふうなことにつきまして取りまとめをいたしまして、全省庁を代表しまして官房副長官が報告をされた。しかし、六月の末には第三回の推進本部が開催されると思いますが、その六月末の推進本部においては、恐らく各省庁ごとにどんな作業状況になっておるかということの報告を求められないかと思っております。

○山田諒君 さつきいろいろ言われてちよつとわからなかつたんですけれども、そうすると、官房副長官ですか、に報告された。農水省からどういふことを報告されたんですか。

○政府委員(後藤康夫君) 四月二十二日に行動計画の策定委員会を省内に事務次官をヘッドとして設置をいたしまして、策定要領の方向に沿って検討を開始したところでございますということを御報告申し上げます。

○山田譲君 えらい簡単な報告ですね。そのくらいでもって相手はわかりましたといって引っ込んでاندんですか、副長官は。

○政府委員(後藤廣夫君) 四月九日に「対外経済対策」が決定されました、そしてこれに基づきましてどういうふうなこれに対応していくかということにつきまして、たしか四月の十九日に第一回の推進本部が開催をされました、そこで策定要領も決定をされたということでございますので、五月のまだ半ばという段階でございますと、それぞれの省庁ともまだそういった委員会の設置をいたしましてから二、三週間というような段階でございまして、各省とも大体農林水産省と同じぐらいの簡潔な報告をしまして、これは各省ごとくに特に個別にやる必要はないのではないかということで、全省庁を取りまとめて簡潔に御報告をしたということになっておるわけでございます。

○山田譲君 そんなことは余り慌ててやることではないと私は思うけれども、ここに一応「五月中

とはつまり書いてあるものですから、どんなことを報告されたか非常に気になったから言ったんですけれども、今程度のことだったらば安心をしたわけです。

それから、同じく策定要領の一番トップの「基本原則」というところで、ここでもやっぱりあくまでも「原則自由、例外制限」という考え方でやるんだ、こう言っております。ここで、「この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、国家の安全、環境保全や国民生活の維持・安全に関わるもの、その他国際的にも十分説明しうるものに限る。」、こう言って例外の一つの基準みたいなものをここに示しておりますけれども、これについては一体農水省としてはどういうふうに考えておられますか。

○國務大臣(佐藤守良君) 今の点につきましては、先ほどからちよつと御指摘申しましたが、農業というのは、国家の安全にとりまして不可欠の食糧の安全保障を初め国土自然環境の保全等に極めて重要な役割を果たしております。また、地域社会における就業機会の提供など地域経済社会の発展にも十分な貢献をしておる、そんなことでございまして、諸外国においても、先ほども局長の答弁のようなことがございますが、各種の環境措置を講じており、ガット上も一定の輸入制限が認められております。

そんなことで、農業につきましては、個々の産品ごとの事情により例外として掲げられている基準のいずれか、または複数の基準に該当するものが多いと考ええており、このような農業の役割について各国の理解を求めていく考えでございます。

○山田巖君　そうしますと、農産物というのは全部この基準に当てはまるような感じがしてくるんです。そうすると、農産物は結果的にはやっぱり例外制限の方に考えていくんだ、こういう考えのもとに行動計画をこれからもつくっていくか、というふうに理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(後藤麻夫君)　今後具体的な取り扱いにつきましては、これは個別に検討をしてまいら

なければいけないというふうに考えております。貿易問題と申しますのは、やはり非常に大きな問題でございますが、問題になりますときは必ず個別品目として問題になってまいりますし、そういう場合に、先ほど山田先生が挙げられましたような観点から見て、我が国にとってどの程度の重要性を持つかというようなことを一つ一つ点検をし、また諸外国に対しても言っていけるような準備作業ということをやってまいらなければいけないわけでございまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、およそ農業というものはという形での対応ではなかなかこれは国際的にも通用しにくい点がございますので、具体的には個別品目ごとに検討をしてまいる考えでございまして、そういう必要があるというふうに考えております。

○山田譲君　これはさつきから聞いていることですから、そういうふうな農林水産省の中にくつた行動計画の委員会、これで個別的な、これはもう自由化した方がいい、これは関税を下げるべきだというふうなそういう個々についての検討をこれからやっていかれることになるのですか。そうすると、それはいつまでに終わるのですか。

○政府委員(後藤藤夫君)　四月九日の「対外経済政策」の中では、先ほどもお尋ねの中に出ておりましたように、本年前半中に、すなわち六月の末までに個別品目の関税引き下げについての決定を

○山田謙君 この問題に関連してあと一つだけお伺いしておきたいのは、この策定要領の一番最後のところの「アクション・プログラム策定における透明性の確保」というのがありまして、そして、「アクション・プログラムの策定に関し、政府・与党対外経済対策推進本部及び関係各省庁は、対外経済問題諮問委員会の委員等内外有識者の意見を適宜聴取する。」、こういうふうに書いてありまして、これがいわゆる透明性の確保になるのだというふうなことを言っております。

そこで私がお伺いしたいのは、それではこれは一体国会との関係はどういうことになっているのか、透明性を確保するためにあつちこつちに相談すると言っている。国会と入っていないのだけれども、国会にはやはり相談していただけるのでしやうね。まさか国会にはうるさいから話しないとか、こういう魂胆じゃないと思うんだけれども、そこら辺どうなのですか。

○政府委員(後藤康夫君) 行動計画は、政府が対外経済問題につきましての各般の分野につきまして一つの考え方なり措置についてのプログラムをききまゝとめるといふことでございまして、行政府の権限の中で処理できることにつきましては行政府として決定をいたす、それからまた、それが法改正等を必要といたします場合には必要な法律案というふうな形で国会の御審議を受ける、こういうことにならうかと思ひます。

それから、国会と政府との間の關係におきましては、本日のような御指摘も一つでございしますが、こういう機会を通じて十分御意見も承らしていただいているところであると思つております。

○山田譲君　局長ともあらう者がそんなことを言つちやだめですね。何も農水委員会は法案の審議だけやるわけじゃないのですから、やはり農政全般についてのいろいろな意見を我々も述べるし、あなた方にも聞いてもらう、あなた方の意見もこつちで聞く、こういうところが農水委員会なり国会の仕事なんでして、法律をつくるということもそ

のうちの一つでしかないわけだから、これは法案に關係ないかもしれないけれども、やはりときどきちゃんとこちらの質問には答えていただきたい。そうすることによって、初めて透明性が確保できるんですよ。最近やたらに透明という言葉を使うんだけれども、今のあなたの言ったようなことだと不透明になっちゃうんです、実は。だから、不透明ということとはよくないというふうにちゃんとやっているんだから、今度透明性を確保するためにもしっかりと我々の質問に答えるなり、そっち側から積極的にこういう案をつくりましたというぐらいいのところで相談してもらいたいというふうに思います。もっともつとやりたいことはいっぱいあるんだけれども、ほかにもありますから、きょうはこの辺でやめておきます。

次は、例のビール麦のことです。ちょっと伺いたいんですが、ビール麦、これも全然貿易と無關係の問題じゃないんですけれども、さしあたり極めて具体的な問題としてビール麦の被害が非常にこの夏多い、特に栃木あるいは群馬、それから茨城、埼玉も出ているようですが、こういう関東、どちらかというと北関東の方に非常にビール麦のしま萎縮病の被害が今多くなっている、こういうことは御存じであろうと思います。局長も既に向こうへ行って栃木の方を見て回られたようですね。けれども、私もこの間、群馬の館林の方にも行ってきましたけれども、そこで被害状況についてごく簡単にここで局長に説明してもらいたいというふうに思います。

○政府委員(関谷俊作君) 大麦のしま萎縮病でございますが、これはいわゆる連作的に大麦、ビール麦をつくりますと比較的多くなるということもございまして、五十八年全国約二万ヘクタール、五十九年約一万六千ヘクタールでございまして、六十年は私も今把握しておりますのは二万四千ヘクタール余りでございまして、その中の相当部分が関東でございまして一万一千二百八十五ヘクタール、こういうこととございまして、その中でも多い方から申し上げますと、茨城が約六千ヘクタール、それから栃木が約三千百ヘクタール余りというふうなところが多うございまして、あと西の方でも佐賀県で三千九百ヘクタール、この辺が一番しま萎縮病の多い発生面積を持っている県でございまして。

○山田謙君 災害対策そのものについてもいろいろ聞きたいことがありますけれども、私はここで特に問題にしたいと思ひますのは、いわゆる契約栽培をしてビール麦というのをやっているようにすけれども、そこでビール会社が非常に横暴じゃないかというふうにも思ひてならないし、現に農民の方もそれを非常に怒っているわけですね。どうしてかというところ、今度のしま萎縮病ですか、これになつたのは品種から言つてあまり二条とかというふうなやつで、これはビール会社が非常に推奨したやつで、推奨したところが半ば強制的にこれを植えろと、こういうふうな言つて植えさせたわけなんです。ところが、農民なり関係者は、ここでやっているあまぎ二条というのは非常にしま萎縮病に弱いということでは既にかなり前からわかつていたものなんですね。

どういたうで会社さんがそんなものを強引に農民にやらせてつくりしたかということはどうもよくわからないんですけれども、たまたまそれに対して農業試験場の方でもってそれなりに検討をして、いわゆる関東二条二十二号ですか、というふうな品種をつくつていろいろ検査をしたところが、内容的にはあまぎ二条にまさるとも劣らない、そしてまた耐病性も非常に強いということがわかつてたわけですね。(写真を示す)この写真をそこに持っていけば一番わかりやすいんだけど、見ますと、同じ条件の中で並べて植えてあるわけなんです。そして初めに麦の苗を植へては全く同じなやつが、刈り取る段階になつて、これを見比べるとよくわかりますけれども、あまぎ二条ですか、まるっきりもうほとんど枯れちゃつて全然成つてない。それに対して片方の関東二条二十二号ですか、の方はもう隆々と育っているというふうなことが歴然と出ているわけですね。こういうこ

とは、やっぱり農民は長い経験からよく知っているわけですね。それにもかかわらず、ビール会社の方はどういうわけにか非常にこのあまぎ二条に固執をして、これをつくらなきゃいかぬと。

もつと私として非常に不愉快なのは、ところがそういうことを知つていたものだから群馬はなかなかそれに切りかえなかつたわけですね。そうしたら農協あてにビール会社の方から手紙をよこしまして、それで早くあまぎ二条にかえろ、もしかえなければ来年の春は減らすぞというふうな半ば脅迫みたいなことを言つて、この病気に弱いやつをつくらせているわけですね。やっぱり農民が心配したとおり、全然もうべたにやられちゃつていく。こういうところを見ると、どうも何かほかの魂胆があつてその会社はやっているのじゃないかというふうな勘ぐらざるを得ないようなことなんでしょうね。片方では農業試験場が立派なやつをつくつたのに、それは全然採用しようとしなくてそういうことをやっている。しかも、脅迫に近いこととさえやっているとどうもふたになります。これはやっぱり黙っているわけにはいかないのです。そういう意味で、きょうは特にどういふうに農水省はその辺を考へておられるか、そこを伺いたいと思ひます。

○政府委員(関谷俊作君) ビール麦の栽培品種の決定の仕組みでございますが、これは主要農作物種子法の適用を受けるものでございまして、県が行います奨励品種決定調査、これを経ます。それからビール会社においても栽培試験を行ひまして、そういう栽培面での現地適性というチェックと、それからその中で有望と認められたものにつきまして醸造試験をビール会社で行ひまして、その結果、契約栽培の中の契約対象品種として、いわゆる指定品種という扱いになつてまいるわけでございます。

これはあまぎ二条その他ビールに非常に適性を持ちまして、また同時に関東、そういう地域の栽培にも適性を持ちます品種が開発されて使用されておるわけとございまして、現在、先生のお尋ねのようにあまぎ二条を無理につくれ、一方、関東二条二十二号のような抵抗性品種をつくるなど、こういうふうなことがあるのではないかといいいますのは、しま萎縮病抵抗性品種としていけば本邦で一番最初にできた品種でございまして。これは今、先生も御調査の機会にお聞きになったと思ひますが、栽培試験、醸造試験をもう極力早くめまして、できるだけ早く栽培段階に持っていく。もちろん、その過程で醸造試験等に不適な事態が出ますればできないわけとございしますが、こういうことでやつておるわけとございまして。

一方、ビール会社の姿勢としまして、関東二条二十二号は国の指定試験で栃木県農試でつくつた品種でございまして、これに続きますものにつくしましては同じような抵抗性品種を福岡県農試でもやつておりますけれども、ビール会社としましては幾つかかなり有望な品種が今できておるわけとございまして。

そういうことでございまして、ビール会社が一方的にこういうふうな品種を押しつけるということではなくて、生産者と需要者と両方一致協力しながら、現地でもつくられる、同時に醸造しても適性がある、こういうものを一つつていきたい、こういうことで取り組んでおる次第でございまして。

○山田謙君 同じことの繰り返しになりますけれども、私の地元の群馬にしてみると、そういう危険性は農民はもうろんわかっていますし、それからほかの関係者の人たちはよく知つていて、なるべくあれは栽培しない方がいいよと言つていたんだけれども、とにかく何と云つた契約の相手方の買い手市場ですから、だからビール会社の方が強くて、強いはかりでなくて、さつき言つたような枠を減らすぞというふうなおどかしをかけるものですか、やむを得ず、みすみす病気になると思つていながら植へちゃつた。そうしたら案の定そのとおりで、会社の勧めたやつは全部べたつとやられちゃつたということになります。

と、これはやっぱり農民が怒るのは当たり前だろうと思うんですよ。だから、今、局長おっしゃるような、局長は自分で麦を植えてないからわからないかも知れぬけれども、やっぱり植えている人にとつてみればこれは重大問題なんです。

しかも、これは転作奨励ということをやったやつなんですよ。ところが、そんな連作はいけないから連作をやめろといったって、ほかにやる物がないわけですね。普通の小麦をやればいいかも知れないけれども、小麦はずっと刈り取るのが遅くなっちゃって、そうするとその次に植える稲が遅くなる、またそれでもっていろいろ問題が出てくるということ、やはりビール麦が一番いいというんですよ。それにもかかわらず、それだけ農民が心配し、あるいは関係者もある程度わかっていて、県なんかにも何回も陳情にも行っているわけです。そういう代物であるにもかかわらず、それを一顧だにしないで、それでただただそのあまぎをやらなきや棒をやるぞというふうな、そういう態度が私はやっぱりよくないと思うんですけれども、そこら辺どうですか。

○政府委員(関谷俊作君) 関東のような、今お話のあった刈り取りの時期との関係で、六月上旬に収穫されるビール麦について非常に地域の作物として重要性があるということはよく承知しております。

ただ、先ほども申し上げましたように、しま萎縮病につきましては土壌ウイルスというものに結局なつてまいりますので、その抵抗性品種を見つけてるまでが大変だったわけでございます。関東二条二十二号も、その中で木石港という中国から昔持ってまいりました六条大麦の品種を入れまして、それをビール麦的につくり直したというふうな品種でございまして、そういう意味では品種開発が遅かったと言えは遅かったわけでございますが、そういうしま萎縮病に抵抗性のあるものをこれから出していくことでございますので、今まで確かに現在のような連作状況でございます。

のでかなり弱い状況も出たわけでございますが、これはまさに抵抗性品種というものの出方がまだ出てまいらない段階でございますので、いずれにしても、御指摘のような点につきましては、十分これから留意をして指導をしてまいりたいと思っております。

○山田謙君 この間も館林へ行きましていろいろ農民と会って話したんですが、私の想像以上にみんなかんかんになって怒っておるわけですよ。どうしてこういう強引なことを会社はするんだらう、それでしかも実際は全然収穫がないような状態になつてしまつた、国は一体何をしようんだというふうなこと。さらに勘ぐれば、勘ぐりだからこれはもうけずの勘ぐりと言われてもしようがないけれども、やっぱりビール会社にとつては何も国でつくつてもらわなくてもいい、輸入すればいいじゃないか、安いのから来るから、かえつてよく作がでない方がそれでいいんだというふうな考えでやっているといるんじゃないかというふうな勘ぐりまで農民の人は言っているんです。あながちこれは勘ぐりでないような感じも私は実際するんですけれども、そこで輸入の状況、これはどこからどのぐらい輸入して、その値段はどのぐらいか、ちよつと教えていただけませんか。

○政府委員(関谷俊作君) ビールの麦芽の輸入でございまして、これは御承知と思いますが、いわゆる関税割り当て制度によりまして一次税率は五割というところで、ビール用の麦芽については輸入について枠をはめております。その中で大体最近の輸入状況は年間五十五万トン前後でございますが、国別にいうことでございまして、大きな方から申し上げますと、オーストラリアが一番多くございまして十七万トン少し超えるという数字、それから次がカナダ、これは一九八四年で十萬五千トンぐらい、次にイギリス六萬三千トン、それからフランス約四萬九千トン、それから西独、チェコスロバキア、これが三萬トン前後、それからベルギーが一萬トンを切る水準でございます。そして、その他いろいろな国が七萬トン余り、こう

いうような国別の状況になっております。

○山田謙君 価格。

○政府委員(関谷俊作君) 価格につきましては、これは年により多少差がございしますが、最近の時点でございますと大麥内外価格差が大きゅうございまして、いわゆるCIF価格に関税諸掛かり込みで日本でのいわば使用価格と国内産の価格を比較いたしますと、大体日本のものが外国産のものに価格が対しまして約三・三倍というふうな大麥の高い水準になつておるわけでございます。

○山田謙君 そこで、特にこの問題でもっとも聞きたいことがあるんだけれども、あともありますからこの辺でやめますけれども、私が特に指摘しておきたいのは、要するに農水省なりビール会社なり実際にやる農協なり農民、こういった人たちの話し合いが非常に欠如しているんじゃないかということなんです。だから、農民もあらぬ誤解もしたくなるというふうな、そういうこともある。ですから、今後やっぱりこういう問題については少し早目に十二分に話し合いをして、そうして農民の方に納得できるような状態でやつてもらふように、ぜひお願いをしたい点なんです。

ビール会社も安い麦芽があるんだというふうなことでなくて、日本の農業のためにビール会社も頑張るというぐらゐの誠意を持つてやつてもらわないと、それは農民は怒るのは当たり前と僕は思うんです。これは両方にとつて不幸なことでありまして、こういうことのないように、特に農水省が中心になつてよくよく指導をしていただきたいというふうなふうに思ふんです。

それともう一つの要望として出ておりますのは、これは前に大臣に私の方から申し上げましたからおわかりだと思ひますけれども、試験的な醸造のやつを千トン今やろうということになつていゝるそうですが、これにプラスアルファをつけてもええなにかというふうな要望も強く出ております。これがどうなつていくか。あるいは契約——作が悪いからといって向こうがおどかしをかける

ような、そういう枠をそれによつてまたさらに狭めてしまふ、狭くしてしまふというふうなことのないうちに、ぜひまた注意をしていただきたい。

それから、何といったつて秋にまくわけですから、もうそろそろこの次の秋は何の種類のやるんだということが農民にわかるようでないといけません。農協は黙つていけばまたビール会社にあまぎ何号をやれと強制されるんじゃないかという心配を非常にしておりますから、その点はこういうことで心配しないでいいというふうなところを、ひとつ農民にゆつくりと話していただきたいというふうに思ふんです。そこら辺について局長のお考えを伺つた上で、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(関谷俊作君) 第一点のビール麦についての指導の姿勢なり両当事者の話し合い、こういう問題でございますが、ビール麦につきましては全国段階ではビール酒造組合と全農、それから全集連、こういう生産者あるいは集荷団体との基本的な話し合いのもとに各県段階での契約が行われているわけでございます。私も今後の日本のビール麦生産のあり方については、先ほど申し上げました関税割り当て制度の運用も含めまして日本の国産のビール麦を相当使つてもらふ、こういう基本的な姿勢で今までもやつてまいりましたが、これからさらにそういう線で指導を十分いたし、また当事者間で意思疎通なり話し合いもやつていきたい。その過程で、このしま萎縮病に見られますようなこういう大変な事態に対しましては、両当事者の協議の中でいいものを安定して生産できるような麦をつくらせていく、こういう方向で指導したいと思つております。

その場合、一千トンプラスの問題でございまして、これにつきましては、実はことしの種の新しい関東二条二十二号のとれぐあい、それからことしの醸造試験の結果、これによりましてこの千トンにどれぐらい上乗せをするかということとを両当事者間で話し合いをするわけでございますが、その過程で私も十分指導をいたしまして、我々の

希望としましても、できるだけ多くのものが来年の秋の作付で使われますように指導してまいりたいと思っております。

なお、全体の枠につきましては、これは先ほど申し上げました全農、全集連とビール酒造組合とのいわゆる基本的な覚書の中で総体として幾らということが決まっております。これは来年度以降については、この次のこととしまして今検討いたしているわけでございますが、そういう全体のラインがございまして、こういうような被害等がございましてからといまして、国内生産の契約の枠を減らすということは、これまでもございまして、これからは全体の枠の中で、それぞれの地域別に、あるいは品種別にどういうものをつくっていくか、こういうことは決めてまいりたいと思っております。

なお、ことしの秋の作付については、その全体枠の中の生産者団体と実需業者、個々の会社との間の契約がまさにこれからだんだん具体的に決まってくる、そういう状況でございまして、御指摘の点、十分踏まえまして指導してまいりたいと思っております。

○稲村稔夫君 今、一番懸念をされております市場開放の、特に農畜産物についての取り組みについて政府の姿勢をいろいろとお聞かせいただきたい、このように思っております。

農林水産省に主として何うという形になるわけでありまして、それにいたしまして、その前に、若干他の省庁の方に来ていただきまして、ちょっと関連をいたしますのでその方針をお聞かせいただきたい、このように思っております。

まず最初に、経済企画庁にお願いをいたしますが、先日経済企画庁で発表されました「二〇〇〇年に向けて激動する労働市場」というのがあるわけですが、これは何か委託調査だそうでありまして、二〇〇〇年といつても、もうほんのあと十五年でやってくるということになるわけでありまして、ごく間近なことでありまして、その

内容というものは、一口に言つて、もし私の読み方が悪ければ御訂正をいただきたいんでありますけれども、そのところは国境二世の問題等もあつて労働市場はかなり厳しい。休日等のあれによつて、労働時間の短縮等も含めて、言つてみれば全体に薄くしながら分け合おう、そういう切り抜け方を緊急の切り抜け方として、あと根本対策をいろいろと立てていくのではないかと、こういうような内容のように受け取れるんであります。この点はいかがなでございましょうか。

○説明員(阿部修君) 今、先生御指摘になりました「二〇〇〇年に向けて激動する労働市場」、これは問題意識として、今後の高齢化の進展なり、それからパートタイマーと申しますか、そういうパート労働者の増大等、そういった労働市場の構造的な変化が企業の雇用構造とか年功序列制、こういうものにいかなる変化をもたらすか、そういうものを研究するために、社会開発研究所というところに私どもの方から委託して行った調査でございまして。

これは一口に言いますと、今、先生御指摘になったようなことでございまして、今後の我が国の労働力市場といふのは、高齢化という面と、もう一つは、このレポートでは団塊二世という言葉を使つております。これは、戦後の二十二年から二十四年に生まれた人たちの子供、すなわち昭和四十六年から四十七年ぐらいに生まれた子供、第二次ベビーブームでございまして、こういう人方が労働力市場に入ってくるということで、労働力市場として非常に厳しいことになるのであらうという展望をしておるわけでございまして。

このレポートにおきましては、適度な経済成長をやっていくということはもちろんでございまして、このレポートにおきましては、自己投資の場としての休日の増加なり労働時間の短縮をやっていくというのが一点と、それから部門専門職といひまして、ゼネラリストというよりも専門的な知識を持った人を育てていくと……

○稲村稔夫君 一口にしては随分長いですよ、も

つと一口に。

○説明員(阿部修君) 失礼しました。

そういうものを、大体その二点を提言しておるわけでございまして。

○稲村稔夫君 途中で茶々を入れて申しわけありません、時間の関係がありますので。

私は、それにいたしまして、かなり重要な問題を提起されているというふうに考えるわけですが、それは、特に農村とかかわりていきますと、今農村地域といふのはほとんど、まあ第一種、二種という違いはありますけれども、農業者が同時に労働者であるという傾向が一般的にあるわけでありまして。これが二〇〇〇年の時期に、こういう事態の中でどういう影響を受けるであろうかといふことは、かなり私どもにとつても重大な関心事であるわけであります。こうした農村の労働力といふようなことが、この検討の中では素材としていろいろと検討されたんでしようか。それとも、農村労働力とかそういうことと一切関係なしに、言つてみれば抽象的に、理論的にだけ詰めていったといふものなんでしょうか。

○説明員(阿部修君) このレポートは、特に農村とか農業労働力といふところに、そういうものまで包括して勉強しておるというものはございまして、我が国の労働力全体の市場を念頭に置いてやっておるというような性格のものでございまして。

○稲村稔夫君 そうすると、かなり深刻な状況の中で、過渡的な段階でいろいろ問題点がこれから出てくると思ふんでありますけれども、特に農業がかつてはそういう余剰労働力といふものを一定程度受け入れていくキャパシティを持つていました、農村地域は。だが、今後は、そういうものが私は余り考えられないと思ふんでありますけれども、そういう、言つてみればいろいろな労働にかかわる各種の要件というようなものもこれでは検討はされていなかったわけですか。

○説明員(阿部修君) そういう農業を取り巻く諸条件につきましては検討してございませぬ。

○稲村稔夫君 ありがとうございました。これは後ほど農林水産省の方に何う問題と非常に関係がありますので、一応お聞かせをいただきたいわけでありまして、企画庁の方はこれで結構でございまして。

次に、通産省の方にお伺いをしたいと思います。

農林水産省の関係の中では、アクション・プログラムという言葉はできるだけ使わないということになっているわけでありまして。私もそう思うんであります。何のためにわざわざアクション・プログラムという言葉を使っているのかと思ふのであります。アメリカ国民に向けてならば、それはアクション・プログラムであつてもいいと思ふんですけれども、ということになれば、今度は日ソ問題だとかなんとか、あるいはロシア語をつけた表題をつけなきゃならぬというぐらいに考えていかなければならぬ問題だと思ふ。むしろ積極的に国民に対して総理が一人百ドルの外国製品を買ひましようという呼びかけをやっているという時期に、国民の理解を深めるということも非常に大事なことなんだと思ふんです。

そういう観点などもあつて私も行動計画というふうに申し上げますけれども、その行動計画、先ほど農林水産省の後藤経済局長のお話ですと、七月末ぐらいに大体でき上がるんでしようか。何かそんなふうにご感じとして受け取つておりましたが、一応この計画のあれは七月にということを目指しているようでありますけれども、このことと関連をしまして、一つは朝日新聞がやつた世論調査で、国民が外国製品の購入に対しては非常に疑問である、冷淡であるというふうなことが出てきております。総理が百ドルの外国製品購入にかなり積極的に取り組んでおられるけれども、これが果たしてこうした市場開放政策、貿易摩擦と言われているものを和らげていくために役に立つのであらうか、この辺のところをどういうふうにとらえておられるのか、通産ベースでどういうふうにとらえておられるのかということをお伺いしたいと思います。

います。

それから、もう一点一緒に伺っておきたいんですが、この世論調査の中で外国製品に消極的だという理由が幾つもあります。例えば、国産品の方がよいというのがこれはトップ、それから値段が高いというのがある、それから三番目に関税が高いということも理由に挙げています。関税が高いというふうにも言われたときに、私どもは農林水産委員会でありまして農林水産物についてのことは関心は持っても、他の工業製品等の関税が高いというのは言われているんですけれども、どういふふうになっておるのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○説明員(奈須俊和君) お答え申し上げます。

今、先生御指摘のように、私も輸入促進のキャンペーンというのをやっておりまして、

〔委員長退席、理事谷川寛三君着席〕

これは対外経済諮問委員会の答申におきまして、輸入品を進んで受け入れるような意識の高揚等を積極的に行うということがございまして、これを受けて「対外経済対策」の中でも輸入促進キャンペーンをやるかと決められております。この趣旨は、製品輸入につきまして、もっと製品輸入に関心を持ってもらう、できれば協力してもらうという、まさに意識の高揚をねらったものであります。そういう意味で、私も例えばソーニールスクエアの前でのキャンペーン、新聞広告等々広範にわたって国民の方々に訴えてまいりました。もちろんこれが形の上で輸入が幾らふえるとか、なかなかその辺は測定が難しいと思っておりますけれども、国民の方々の御関心、これは相当製品輸入について持っていたのだのではないかと考えております。製品輸入拡大につきましては、まさに国民各位のこういう御関心、これが基礎であると思っておりますので、そういう位置づけをしておるわけでございます。

第二に先生から御指摘がありました、輸入品が高いではないかということでございます。こういう運動をしておりますと、つい輸入品——プラン

ド品ということに目が行くわけでございますが、

本当に我々が買っておりますもの、外国品という意識がなしに買っておりますものがたくさんございまして。御指摘の調査にもありましたように、ブランド品の一部には確かに高いなと思われるものもあるかと思っております。関税等につきましては、関税は我が国は相当既に引き下げてきておりまして、関税全体で見ますと既に関税負担率二、三％という国際的にも非常に低いレベルになっております。もちろん物によりましては、若干脆弱な産業の保護というふうな色彩があるかと思っておりますけれども、基本的には、今申しましたブランド品が高いということはむしろ関税の問題ではないんじゃないかという感じがしております。では流通マージンかということになるかと思いますが、流通マージンということにつきましては、卸、小売段階、これは輸入品、国産品、特に違いはございません。○稲村稔夫君 私は、関税が高いという国民の意識があるので、関税について伺ったわけでありま

す。そこで、そうすると今特殊な、言ってみれば少し産業基盤が弱いところというふうなことをちょっと言われたように思いますけれども、関税の高いのがあるということをお認めになっておると思うんです。全部を挙げていたかどうかとは私どもは言いませんけれども、主なものというところでは言いますか、関税の高いもの。

○説明員(奈須俊和君) 今ちょっと高いと言いましたけれども、相対的なものでございます。工業製品で例えばネクタイなんというのは一六・八％というふうな関税になっておりまして、こういうものを急頭に置いたわけでございます。そのほか、その程度のものとしてはスカートとか口紅、マニキュア等々、いずれもその程度のものかと思っております。

○稲村稔夫君 完成品についてはそうですが、そうすると原料になるものでもまだ高いものもありましよう。例えばアルミなんかでもありますね。そういうものではどんなものがありますか、主な

もの。

○説明員(奈須俊和君) 恐縮でございます。正確なアルミの数字を持っておりませんが、先生の御指摘のとおりだと理解しております。

○稲村稔夫君 いずれにしても、関税が比較的高いと思われるものが工業製品の中にまだあるということ、それはどういふ理由によるわけですか。

○説明員(奈須俊和君) これはそれぞれ理由があるかと思っております。従来からどんどん引き下げてきておるわけですが、その過程で今こまめに来ておるといふふうなこともあるかと思っておりますし、それからもちろん国内に及ぼす影響というふうなことも考慮には入っておるかと思っております。外国との関係ということもあるかと存じます。

○稲村稔夫君 先の御答弁と後の方の御答弁とでは私はちよつとよく理解が十分でない部分が出てくるんですけれども、先ほどお答えになった中では、たしか業界の基盤が脆弱なもの等というの中に入っていたように思いますが、その中から入っているものもあるんですか、ないんですか。

○説明員(奈須俊和君) 先ほどちよつと申し上げましたが、むしろその辺は国内産業との関係という意味でお受け取りいただければありがたいかと思っております。

○稲村稔夫君 その疑問はまだ解けないんですけれども、本委員会での主題ではありませんので、そこはこの程度にさせていただきます。

次に、行動計画の中に基準・認証制度の見直しを織り込むのではないかとというようなことが新聞報道等で報ぜられておりますが、その点について、これは具体的にどういふことを盛り込んでいくということになるんでしょうか。

○説明員(小川忠夫君) 基準・認証制度の改善の問題につきましては、通産省では昭和五十八年の三月二十六日の基準・認証制度等連絡調整本部の決定を受けまして、内外無差別の法制度的確保、規格・基準の国際化の推進等の改善措置を今まで講

じてきたところでございます。

現在、通産省では、四月十九日に省内にアクション・プログラム策定委員会というのを設置をいたしまして、通産省所管に係る基準・認証制度について検討中でございます。

具体的には、先ほど申し上げました五十八年の連絡調整本部の決定の実施状況について省内のレビューを行うとともに、原則自由、例外制限という基本的な視点に立ちまして、通産省関係のすべての制度を対象に、改善すべき点があるかどうか検討を行っている次第でございます。

○稲村稔夫君 私は、その基準・認証制度の洗い直しというのもしなければならぬものもあるけれども、同時に、それを強化してもらっても緩和されることはかえっていけないのではないかとと思われるものも随分あるかと思っております。例えば食品衛生上にかかわるものであるとか、それから交通関係でもそうであるとかいふようなことが考えられますけれども、それらのことも新聞報道等によると、何か例えば食品添加物についても日本方式を改めて米國方式にしようと考えているとかいふことも報ぜられているわけでありまして、そんな国民の命とかかわりがある基準の見直しなどということ、よもやこの中ではされないんですか。

○説明員(小川忠夫君) 通産省関係の基準・認証制度に係るいろいろな法制度的関係につきましては、先ほど申し上げましたように、視点といたしましては原則自由、例外制限、こういう基本的な視点で一応現在すべての制度を対象に、改善すべき点があるかどうか検討を行っておりますわけですが、その際、先生から御指摘ございましたように、人の命とか、あるいは国民生活の安全の問題とか、こういったものに関係する制度もございまして、したがって、そういった制度につきましては、今後とも検討の際に消費者の安全、国民の安

全という視点も踏まえまして検討を行っていき
いと、このように考えておるところでございま
す。

○稲村稔夫君 通産省の關係のことにつきまして
は、後で外国との合併資本等のかかりのことで
工業製品についての通産省のお考えというのを聞
きたいというふうに思っておりますけれども、こ
れは農林水産省に伺っていただくことの一つの枠
中でお伺いをしたいというふうに思っております
ので、今の点はそういうお答えで結構でございま
す。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

そこで、農林水産省にお伺いをしたいわけであ
りますけれども、最初にこれは私はやはり大臣に
ぜひともお答えをいただきたいというふうに思
うのであります。行動計画に向けていろいろと
今、農林水産省でも作業を進めておられるとい
うことになるわけでありまして、どうも先ほ
どの山田委員の質問に対するお答えでは、経済企
画庁の方の言われていることと農林水産省の取り
組みの關係とは、何かずれがあるみたいな感じ
に受け取られるわけでありまして、

それが私の間違いであれば正していただきたい
というふうに思いますが、大臣に伺いたいのは、
これまでも我が国の農業については農民を犠牲に
してはならない、こういうこともあって再々国会
決議を委員会でもやられたり、あるいは本会議で
行われたりということが繰り返されてきているわ
けであります。特に九十一回国会あるいは九十六回
国会でもやられた決議というものは、これはや
はり私は重要な国会の意思ということ、国民の意
思でもあるというふうに極言していいと思うんで
ありますけれども、それだけに、この行動計画の
中で農林水産物の關係については、そのところ
をしっかりと踏まえていただけないかという
というふうに思うのでありますけれども、その
辺、大臣のひとつお考えをお聞かせいただきた
いと思ひます。

○國務大臣(佐藤守良君) 稲村先生にお答えいた
します。

農業につきましてはもういつも申し上げてお
りますが、生命産業として国民生活にとりまして
最も基礎的な物資でございまして食糧の供給を初め
国土、自然環境の保全等極めて重要な役割を發揮
しております。さらに、地域社会におきまして就業
機会の提供など地域経済社会の健全な発展を図る
上でも重要でございまして、

そんなことでございまして、このような農業の
重要性、特殊性にかんがみまして、総理も実は五
月二十四日の本会議におきまして、行動計画にお
ける農業の取り扱いにつきまして国際的に説明で
きるものでなければならぬが、国民生活あるい
は国民経済における役目等々も十分考慮して、その
特殊性に留意しつつ行うべきものであると考えて
いる旨お答えしたところでございまして、

そういうことでございまして、私としてもこの
生命産業としての農業の充実につきましては、今
後とも各国の理解を得るよう努めてまいりたい
と思ひますが、行動計画の策定に当たりましては
五十七年五月の本委員会の決議の趣旨を踏まえ、
我が国農業を生かし、その健全な発展を図ること
を基本にしまして、関係国との友好關係にも留意
しながら慎重に対処してまいりたいと考えてお
ります。

○稲村稔夫君 多分そういうふうにお答えになる
だろうと思っております。私は、しっかりと踏
まえていただくことが非常に大事であります。そ
の踏まえていただいた中で、その後の方の慎重に
という方が余り妙な形にならないように、ぜひと
もお願いをしたいと思ひます。

そこで、私は、大臣は国際的にも説明し得ると
いうふうに表現もされましたけれども、そこで国
際的に説明し得るということでは、アメリカ側が
逆に、国際的にこれが説明し得る態度かという
ふうに思われるようなことが最近起こっておりま
す。そういうことに対してどのように考えてお
られるかということ、ひとつお聞かせいただきた
いんです。それは先週の土曜日、二十五日の新聞

に報ぜられておりますけれども、オルマー米國商
務次官が、内容は新聞報道でありますからあれで
すが、とにかく牛肉、オレンジについては去年あ
ややつて決めたけれども、事情が変わったからま
た牛肉、オレンジで攻めなきゃならぬという言
つてみれば意味のことを発言している。ことしの通
商代表部の代表が変わつてくるということを一
つの機会にしてこういうことも言われたというや
うなことが報ぜられておられるわけですが、私
が事実だとすれば、それこそ去年の農林水産
省、当時の山村大臣がそれこそ大変な御苦勞をな
さつてああいう努力をされたあの取り決めとい
うのは一体何だったのだ、まさに背信行為ではな
いか、アメリカ側が背信行為をやっているんじや
ないか、そういう言い方でありまして、アメリカ側
が背信行為をやっているときに日本側がアメリカ
側の言うことをそうそう聞いていられるかと、こ
ういう気持ちになるんでありますけれども、その
辺はいかがでございましょう。

○政府委員(後藤康夫君) 去る五月二十四日にア
メリカのオルマー商務次官が、対日農産物輸出に
關連をいたしまして牛肉、かんきつ合意の見直し
を示唆するような発言があったと伝えられてお
りますけれども、この発言はワシントンにおきま
して外国人記者団との会見の際に行われたもので
ございまして、発言の詳細、真意については
私どもも新聞報道以上のことを承知しておらない
ところでございまして。しかし、オルマー次官は、
もともと農産物問題についてアメリカ政府を代表
するような立場にある方ではございせん。その
ような発言があったとしても、私どもはこれはあ
くまでオルマー次官の個人的な意見を述べられた
ものというふうに受け取っております。

実はあの数日後に、私あるパーティーで在京の
アメリカ大使館のかなりランクの高い方に、オル
マー次官のあの発言は一体何だということ、たま
たまお会いをしましたので言いましたところ、大
使館としては何らまだ詳細には承知してないけれ
ども、あれは全くオルマー次官の個人的な発言で

あるというふうに理解をしておる、アメリカ政府
の意見というふうには思つていただかないでいた
だきたいというふうなお話も、これはオルマーさ
んも個人的な意見を言われたので、私もパー
ティーのときのお話を御披露申し上げましたけれ
ども、お話があったところでございまして。

日米農産物問題につきましては、ブロック農務
長官に去る四月十八日に松永駐米大使が会われま
して会談をしておられますが、その場でも牛肉、
かんきつ交渉の決着後は農産物問題については平
穩な状況であるというふうに見えているということ
をブロック農務長官も述べておられるところで
ございまして、アメリカの農業団体關係も今のこ
ろ比較的平穩であるというふうに私も認識をい
たしております。

いづれにしましても、牛肉、かんきつの合意に
つきましてアメリカ政府から正式に見直し要請が
あったというふうなものでは全くございせん
し、この合意の内容については誠に我が国も履
行をしているわけではございまして、合意期間で
ある一九八七年、昭和六十二年度末までの間はこ
の合意によりまして平穩な状況が続くし、また続く
べきものであるというふうに私も理解をいた
しております。

○稲村稔夫君 私は、今の後藤局長のお話を聞い
ていますと、まだ今オルマー次官の個人的見解の
段階ではないかという判断をしておられるようで
すけれども、私はその辺は決して軽く見るべきで
はないだろうというふうに思ひます。ということ
は、確かにアメリカ側の農業サイドから声が上
つていないとしませんが、やはりこの貿易關係の
主力になつておられるのは農産物ではない、アメリ
カ側の事情は、言つてみれば電子機器であり、あ
るいは自動車でありという、そういう工業製品が
今まさにアメリカ自身がいろいろと日本から追
抜かれていく、あるいは今後に対しての危機感と
いうようなものがかんがひあつて、これは例えば
「エコノミスト」で、要約でしかありませんけれ
ども、アメリカ側の産業競争力委員会報告などと

いうのが載っています。これを見てまいりますと、まさにそういうあせりというふうなものがあつて、述べておられます。ということでありまして、私はそうした産業界の背景というものがあつて、そしてその中でたまたま農産物というものが一つの引き合いに出されていくというふうな筋道をとる可能性が非常に強いというふうな思ふんです。

ですから、向かうの農業関係のところが今のところ平穩だからといって安心をしているというわけにはいかぬのじゃないか。むしろその辺のところをもっと積極的にいろいろと情報収集等に当たられて、不測の事態に至らないように、また非常に苦勞しなやなような状況にならないように十分な手を打っていただきたいということを、これは要望になりますけれども申し上げておきたいというふうに思ふ。

そこで、アメリカとの関係はそういうことなんでありまして、アメリカ以外のところ、特にアジアの各国等との関係の中で市場開放問題というのはいささか形に今なつてきつてあります。○政府委員(後藤康夫君) ASEAN諸国からは、かねてから骨なし鶏肉の関税引き下げなどを初めとして非常に強い市場開放要請が出ておるわけでございます。このことは私も十分承知をいたしておるところでございますし、また開発途上の段階でそれぞれの国がやはりまだ所得水準も低い国民に何とか雇用の場を確保したいというふうなことの関連でいろいろ要請が出ておるわけでございますが、反面、これらの要請に係る品目につきましては非常に困難な国内事情のあるものもかなりございまして、その対応には私も率直に申しまして非常に苦慮しておるところでございますが、そういう国内事情と他方におきましてASEAN諸国との友好関係の配慮というものが、それにも配慮をしながら現在鋭意検討を行っているところでございます。

○福村稔夫君 アジア各国からの圧力というもののの中に代表的なものとして例えば骨なし鶏肉の問題であるとか、あるいは合板の問題であるとか、そういうようなものが出てきております。これらの報道等を見ていきますと、その報道の中にはいろいろと現地合弁会社というふうな形で、日本の資本が見え隠れをするというのがあるわけでありまして。そうすると、我が国の、今の後藤局長の御答弁であれば、今ぐあいが悪いということとはとても我々受けられそうもない、のめそうもないというふうなことが、言ってみれば日本の資本が出ていってその現地の圧力の中に一緒に加わっている形になるわけでありまして。こういう問題はどいうふうな理解をしておられるのか。日本の資本というものを対して、そうすると何かの指導というものをしておられるのですか。

○政府委員(野明宏至君) 我が国の商社の中には国内で鶏肉生産に關与しているものがございます。一方、合弁企業の設立などによりましてタイ国での鶏肉の生産とか、あるいは処理に關与している企業のあることは事実でございます。ただ、タイに進出している企業の中には、また国内においても鶏肉生産をかなり行っているというふうなものもあるわけでございます。こういふような商社の立場が、今問題になつておる関税問題といったようなものにかかわつておるというふうには承知をいたしていただいております。

いすれにいたしまして、国内の生産、処理、加工等の関係者で構成されております日本食鳥協会というものがございまして。それから一方で輸入商社、タイからの輸入は輸入商社を通じて行われておるわけでございますが、双方が協議いたしましう場が設けられております。情報交換その他を目的といたしておられます。私もこういふような場を通じておまして、秩序ある輸入がなされるように指導をいたしておるというふうなことでござい

ます。○政府委員(田中恒壽君) 合板等に關連いたしましては、インドネシア等から広葉樹合板について強い関税引き下げの要求が出ておるわけでございますが、この要求の背景には、インドネシア国

對外収支の改善、自国産業の育成のために、従来は原木、丸太で輸出していたものを、現地において加工し付加価値を高めて輸出したいという基本姿勢があるものと考へております。また、合板の関税引き下げにつきましては、我が国の経団連におきましてもこういう引き下げの提言がなされておるといふことも承知しておりますが、このようにおことに関しましては我が国の商社がどのように關与しておるかということにつきましては、私も承知をいたしていただいております。

なお、商社がインドネシアにおきましての合弁などの形態で合板製造を行つておられるところもございまして、またさらに機械設備の輸出、融資等を行つております関連商社があるのもまた事実であります。市場開放要求とかかる商社が絡んでおるかどうかにについては承知をしておらないところでござい

ます。○福村稔夫君 今、林野庁長官からの御答弁の中で、直接農林水産関係のものでなく機械類等についてもいろいろということがまた出ましましたから、通産省にお伺いするんであります。

こうした外国への投資というものが今盛んにいふるん形でやられておるわけでありまして、その外国への投資というものが俗に言われるブーメラン効果というふうなことになるべく、こういふ可能性というものが多分にあるわけでありまして、それとのかかわりの中で、それが結局貿易摩擦、市場開放圧力とかいふんな形で我が国をまた窮地に追い込んでいくということになつておる。そういうことで、日本の投資というもののついていろいろ難しいことがあると思ひますけれども、少なくとも本邦が日本にあるという資本というものについて、通産省は何か御指導をなさつておられますか。

○説明員(山下弘文君) 先生御指摘のとおり、海外投資につきましてはブーメラン効果と言われる問題がございまして、外国為替管理法におきまして海外投資につきましては大蔵大臣に届け出

いうことが義務づけられておまして、大蔵大臣が我が国の特定生産部門の事業活動その他日本の経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすことになるという判断をした場合には、内容の変更あるいは中止の勧告また命令ができるというふうな体制になつております。

通産省といたしましては、私もその所管しております業種に今のような事態が起こらないように、大蔵省とも相談しながら必要な場合には指導をしていくという体制をとつております。

○福村稔夫君 いすれにしても、無関心ではない問題として通産省もいろいろな形で御指導になるということでありまして、私は通産省の今の方針をちよつと伺つたというところは、農林水産省の關係におきましても積極的にそういうものについて、海外への我が国資本の動向というものを十分に把握をしていただき、そしてそのブーメラン効果というものが妙な格好で我が国に波及してこないようにという、そういういろいろな形での努力というものはぜひとも必要だということに思ふわけであり

ます。先ほど林野庁長官は、直接日本の資本が介入しているかどうかはわからぬというふうにおっしゃつたけれども、私はそれは直接は介入というものはなかなかわからぬかもしれないと思ひます。しかし同時に、そのことによつてその国の経済の一つの突破口として日本が標的にされる、そういうものをつくつていくということには変わりがないわけでありまして。そういうことについてはやはりきちつとした考え方というものを今後持つて対処をしていかなければならぬ問題だというふうな思ふんであります。特に午前中、村沢委員の質問の中で大臣は、木材關係については特にもう自信を持って活性化の方に向けていくんだ、こういう大変頼もしい御決意を御披露になりましたが、であればあるほど、その分がまた外国の方からの輸入圧力でもつてへたとなつてくるんというところについては十分にとつて留意をいただきたいと思ふわ

けです。

私は、きょうはいつもと違ってしゃべる方が多いわけですね、申しわけありませんけれども、時間が実は足りなくなりました。こうした外国資本のことも加わって、我が国は大変今般しい、苦しい状況の中に置かれているというそのことはわかりました。

そこで、話がまたもとへ戻っていきますが、先ほどの商務長官の話の中で牛肉、オレンジのことを言っていますが、そこでオレンジについてちょっと私は考え方を伺いたいと思っております。比較をするのに極めて便利だと思っております。比較をします。それは、アメリカとブラジルのオレンジの競争力ということについてであります。ちょっとお聞かせいただきたいのでありますけれども、アメリカのオレンジの生産、これは生食をする方はちょっと除いて、ブラジルの方はジュースが主力です。ジュース用のオレンジの生産費、それから生産規模といましようか、そういうようなものについて、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) オレンジの果汁の方でございますが、現在のところは両国とも、アメリカ、ブラジルとも大体年間五十万トン前後ぐらいの生産であると思っております。

価格の関係でございますが、アメリカは大体ブラジル中心の製品輸出でございますので、ブラジルの方は御承知のような原料用濃縮果汁というところと比較がしにくいわけでございますが、大ざっぱに見ますと、濃縮果汁に直して見ますと、やはりアメリカの方がブラジル物より少し、一、二割程度高いのじゃないかと、こういうふうな感じを持っております。現在、アメリカはブラジルから一年間に二十五万トンから三十万トンぐらいずつ果汁を輸入しております。それから、ブラジルの側から見ますとヨーロッパ、アメリカ、カナダ、日本はごくわずかでございますが、いわゆる生産量のはほとんど全部を輸出しているということで、オレンジ果汁につきましてはブラジルが輸出中心

のいわば世界的なかなり輸出国として地位を固めてきた、こういうふうな感じを持っております。○稲村稔夫君 私がわかる範囲内でまいりますと、例えばブラジルについて、これは香川大学の例の北川先生が「果実日本」に寄稿されているのを見ますと、大変なことだと思っております。とい

いますのは、大体経営面積が大きいところだと三千三百ヘクタールなんというところなんでありまして、六千ヘクタール以下は零細農家だそうでありまして、それを見方であって、一部の人は二百ヘクタール以下の生産者を小規模と言った、こう言われる状況なんでありまして、もう規模が全然違いますね、アメリカと。それから、労働賃金は日本円に直すと五百円足らずというふうな状況。そしてまた、同じ「果実日本」のあれの中で見ていきますと、生産費がブラジルは何と驚いたですね、もう数字の間違ひじゃないかと思つて何回も見たんですけれども、一キロ当たりの生産費は約六円だといふのです。これがアメリカ側のあれでいきますと、フロリダのものが出ておりませんからまだよくわかりませんが、カリフォルニアのやつでも三十四円、加工用のものですね。私がこんなことを申し上げましたのは、言つてみればアメリカといふのはそれこそ世界でも最も合理的な低コストで食料が生産できる、そういう条件の中にあつた。だが、ブラジルで例の病気の克服ができる新品種が開発されて、台木ですね、砧木が開発されて、そしてそれができるといふことになつたら急速に広がっている。そうすると、一転してアメリカはもうブラジルには絶対太刀打ちができない、そういう状況の中へ追い込まれるわけですね。

私は、農畜産物といふものは、その国、その国のそれぞれの置かれた条件によつて、国際競争力な

なくとも経費を落とすとしていく、合理化をしてそういう努力をしていくといふことは私は非常に大事なことだと思つていきたいと思います。この現在の何か一部市場開放圧力の中で、農畜産物が特に日本の場合は集中攻撃を受けているような形になつておりますけれども、その辺のところを毅然たる態度をもつて臨んでいただくといふことならば、いろいろな角度からいふもの、今言われているような国際競争力だとか、そういったいろいろなことで言われていることが間違ひだといふことを私は主張していくことが、非常に大事なんだといふふうに思ふんです。

時間がありませんので、私の主張の方を先にずつと申し上げてしまひましたけれども、先ほど私は経企庁の二〇〇〇年の就業動向についてのこと

を伺いました。私はこの推測のようにもし推移するとしたら、そのときに日本の農村が経済力がたんと落ちていて、農村でももつても既に農業で食つていけないからといふことでほかに就労して、農業へ戻りたいといふたつて戻れるような条件がなくなつていて、農村には労働力を受け入れるキャパシティがなくなつていて、こんな状況になつてから慌てたつてもうどうにもならな

せん。日本の置かれておる立地条件、そういう狭い島国の中で一億二千万の国民にどのよう

に食糧を安定供給するか、多くの役目を持つていたがつて、そういう形の中に日本の特殊性、自然条件等ございます。そういうことでございまして、経済合理性のみではいけない、ただし経済性も加味していかなくちゃならない、こういうことも実は考えております。

○刈田貞子君 きょうは五月三十日でありまして、お国が決められた消費者の日であります。それで、いつもそうでございますが、消費者サイドから考える輸入の問題についてささか意見を申し上げ、また質問をさせていただきます、このように思ひます。

過日、消費者団体の代表が総理及び農水省、各党にも公開質問状を出しております。その中で、食糧は国内で自給するのが基本であり、もし農産物の自由貿易を進めるならば、日本の農業は急速に衰退し回復不可能な大打撃を受けるであろうといふような指摘をしておるわけでございます。かつてはそうでない要素もありましたけれども、今は消費者団体及び消費者の中では、やはり日本の農業を基本的に守つていかなければならぬといふニーズが非常に高まっております。それから、その三番町にありますEC代表部にてございまして、つい三日ほど前に消費者団体代表がECの方々から呼ばれて、そして、これから積極的に消費者と話し合ひをする中で摩擦のない貿易を進めていきたい、こういうことで、日本のお役人の話はどうわからない部分もあるのだな方にじかに伺いたいというふうな

話し合いが進められたようでございます。

そこで、団体代表はかなり厳しい、そしてシビアな要望を述べてきたようでございますけれども、食料品の輸入等に関しては品質基準とか、あるいは安全基準のようなものは日本では厳しいんだ、したがって、こういうものを厳しく考えて対応してはいいというのを申し上げようでございます。それからまた、原産国表示、あるいはE.C.商品に関しては特にブランドでございまして、これも、にせブランド等についても十分に注意してほしいというふうなことでかなり厳しく話を進めて、今輸入に関する問題が消費者の中で大変に沸騰しているというのを一つの環境と踏まえながら、私は以下の質問をしていってみたいというふうに思っています。

その質問を申し上げる下敷きは、これは昨年の十一月、大変いい調査をしていただいたと思っておりますが、食品流通局の消費経済課でおとりなられました「輸入食品の利用について」というこのアンケート、私は母集団の人たちをよくわかっております関係で非常に信頼性の高い中身であらうというふうに思いますが、これをひとつ下敷きにしながら質問を進めてみたいというふうに思うわけでございます。

これは後から申し上げますが、最初に、先ほど同僚の稲村委員からお話が出た例の新聞記事の問題をちょっともう一度だけ確認をさせていただきたいわけでございますが、オルマー商務次官の発言について、局長の答弁を伺いました。それで、私もそういうこともあらうかというふうに今了解はしているわけでございますけれども、これは先ほどの答弁で間違いないと思いませんか。

○政府委員(後藤藤夫君) 先ほどの答弁のとおりでございます。

○刈田貞子君 そうしますと、伺いますけれども、昨年四月七日でしたか、日米間で高級牛肉について四年間で二万七千六百トンの輸入枠を増加することを決定したというこの種のこと。これに

オレンジが入りますけれども、牛肉、オレンジ協定の所管をしたいいわゆる通商代表部あるいは農務省あるいはさらにアメリカ政府の基本的な考え方みたいなものは、このオルマー次官の話とは別に、情報としては全然手にお入れになっていらっしゃるませんか。

○政府委員(後藤藤夫君) 私ども、アメリカ政府のこれらの品目につきまして権限を持っておりまして、筋から直接、間接に昨年の合意の見直しというふうな話を提起されたことは、今日いただいたところまでございませぬ。新聞等見てみますと、オルマー次官は実は六月には今のポストを去る予定になっておられる方でございまして、この一月以来、テレコミュニケーションと申しますか、通信機器の問題につきまして、いわゆるアメリカ側の交渉者として日本との折衝に当たった。それを振り返って、自分がやったこの分野は非常に前進を見た、初め考えられもしなかったぐらいの前進を見た。そこまでするおっしゃったのはこれはよろしいわけですが、それと比べるとこれは余り進んでないのじゃないかというふうなところから、話がそちらに流れていったのではなからうかという気がいたしております。

そういうことで、私もアメリカ政府の意向の表明というふうには受け取っておらないわけでございませぬ。日本の新聞紙上に非常に大きく出まされて、私も、むしろ日本の世論がそんなにまじめに受け取ってくれるのなら、一回まじめに言ってみるかなんというのを向こうが思ひはしないかと思つて、心配をいたしておるところでございます。

○刈田貞子君 それでは局長、先ほど御答弁の中で、したがって昨年四月七日の合意は一九八七年、六十二年度末までは続くべきものであると理解をされているというふうにお答えになりましたね。そういたしますと、もちろん牛肉、オレンジの問題は先ほどの策定作業の枠外です。

○政府委員(後藤藤夫君) 関税とあわせて、輸入制限の問題につきましても、行動計画の中で

の検討項目の中に入っております。したがって、輸入制限のもとにありますが品目につきましても、私も現時点に立ちまして、需給動向でありますとか、あるいはまた輸入割当て制度の運用、またその効果といったようなものについての点検作業というふうなことは、これはある意味では常時やっていたかぬ話でございます。が、この機会にやろうと思つておりますけれども、少なくとも六十二年、一九八七年までは、こういうことでアメリカとの間に取り決めができて、それをまた内外にも表明いたしておりますので、それを誠実に履行していくということであると思っております。

○刈田貞子君 そうすると、策定計画を練るその委員会でも話し合われる中身にはなるわけですね。

○政府委員(後藤藤夫君) 先ほど申し上げましたような意味での点検作業と申しますか、そういうものの中には、どれを入れる、除くということではなくて、この機会にできるだけのそういった勉強と申しますか、またいろいろ外から言われてまいりましたときに、それにも十分答えられるような作業というものは、できるだけ幅広くやってまいりたいというふうに思っております。

○刈田貞子君 そうしますと、これは畜産局長に伺いますことになりまして、メンバールのお一人として、牛肉に関して基本的にはどんな方針をお持ちで、この策定委員会の中で発言をなさっておりますか。

○政府委員(野明宏至君) 策定委員会自体、これから具体的な検討に入っていくことになると思ひますけれども、いずれにいたしましても、牛肉につきましましては、合理的な国内生産というものによりましてその安定的な拡大を図っていく。それから輸入との関係につきましましては、やはりそういう生産を前提しながら国内で不足するものについて行っていくという考え方で、国内農業との調和をとって対処していくという考え方で、これまでも対処してまいったわけでありますし、これからもうそういう考え方で対処していきたい、こういうふう

うに考えております。

○刈田貞子君 昨年、日米交渉が決着した時点で、マスコミはすき焼き一人前の牛肉交渉であるとか、あるいはまたハンバーガー一個分の攻防であるとかいうふうな輸入枠数量を過小評価して報道をした立場があるわけですが、果たしてそうでありましょうかということですね。四年後には、牛肉の輸入量が、先ほども申し上げましたように十七万七千トンですか、これはオーストラリア分も入れてです、そういうことになりまして、一トンを五頭に換算すると八十八万五千頭分に上るといふ計算を出しておられるわけですね、果たしてハンバーガー一個分の攻防であつたのかということは、私は非常に問題であらうかというふうに思ふわけですね。昨年四月、本場にたくさん議論がありました。

それで、私がこういうことを心配する一つの事情として、農業総合研究という本の中の四月号で、例の牛肉需給の計量分析をしてあるのを、大変難しゅうございませぬが、読ましていただきました。それで、厳しいなと思ひました。このことをお伺いすると、恐らく御答弁が出ないんじゃないかと思ふくらい数字が深刻ですね。

例えば、六十二年までの交渉で妥結した輸入の増加量が対前年同期比五・五%増で、標準ケースで計算した場合でも、八五年度で自給率七〇%維持、九〇年度になると六三%になる、これはあくまでも試算でございます。いろいろな条件を仮説設定してのことですから、あくまでも試算でございますけれども、私は、この数字を大変興味というか、関心を持って読みました。

それに、牛肉の自由化、開放については私もはさらに大きなアクションが起こるであろうというふうなことを予想して、即時自由化ケースというふうなものを数字で拾ってみると、九〇年には牛肉自給率は三五%にまで低下するという分析が出てくるわけでございませぬ。私は、これはどうですかと申し上げたいんですが、そういう試算があまりすよ、だからそういう試算を踏まえた上で、

なおかつこれから起きてくるであろう交渉に当たっていただかなければなりませんということを申し上げたいわけでございますけれども、先ほど国内の消費の足りない部分をカバーする形、それは私、一般的に七〇％というふうに見えておりますけれども、どのぐらいの数値を押さえていらっしゃるんですか。

○政府委員(野明宏至君) 今お話しございましたように、牛肉の需要全体の中で約七割が国内生産でございます。それから、約三割が輸入というふうなことになるわけでありまして、

こういった点につきましては、農林水産省で六十五年の見通しというものを立てております。それからまた、一昨年、酪農及び肉用牛生産の近代化方針というものを明らかにいたしております。これも、この見通しに沿ったものとしてその方針を出しておるわけでございます。したがって、いま私どももこういった方針に沿って国内生産の合理化、それからまた、生産の振興を進めていくというふうなことで各般の対策を講じておるわけでございます。

○刈田貞子君 日米交渉の決着が間もない今日の段階で、先ほどの新聞の記事等を読んで、改定要求が出てきているというように思っていますと、私どもは非常にさまざまな不安を持つわけでございますので、ぜひ国内の方針をしっかりと踏まえた上での今後の交渉をしていただかなければならないというふうに思います。

それで、私は先ほどのアンケートに戻るわけがあります。この中でこれは輸入食品の全般にわたってというアンケートなんですけれども、その中で、一般的には輸入商品は高いというふうな言われているわけですが、そして割合にクルーな回答が出ていますというふうに思うんですけれども、輸入牛肉の答えについてだけ私はずっと拾い上げて、そしてそれだけを分析してみたい。これは大変におもしろい、そして貴重な御意見が出ていますというふうに思いますので、その点について伺っていききたいと思っております。

輸入牛肉の購入状況について、大部分の人が利用をしております。ですけれども、一般的に計の総論でいくと、購入したことがある人の中で、その評価については、国産品よりも劣っていたというものが五二・五％です。それは品質の評価。価格上の評価では、国産品よりも割安であったというのが八一・九％で、これとこれとをクロスしてみても大差はあまりないと思つたのは、安いから買っているけれどもおいしくない、これが輸入牛肉に関する総合的な消費者の評価でございますが、これはどのように思われますか。

○政府委員(塚田実君) お答えいたします。私も食品流通局はかねてから家庭の主婦の方約千二百名、消費者モニターとしてお願いしている調査をしていただいているわけでございますけれども、ただいま御指摘の調査結果は、昨年十一月に実施した「輸入食品の利用について」ということでございます。御回答いただきましたのは千十人の主婦の方、全国から回答していただいております。

そこで、今御指摘のように、輸入牛肉につきまして今までに購入したことがありますがという設問に對しまして、あると答えた人は六五・八％でございます。それで購入したことがないとした人は三四・〇％でございます。そこで購入した人に對しまして、それではなぜ購入したのですかと問いて對しましては、国産品より割安だからとお答えになった方が八六・五％で最も多いわけがあります。同様に購入しなかった主婦の方に對して、なぜ買わないのですかと問いましたところ、国産品と比べてまずいからという答えが最も多くで四二・三％でございました。もともと、私どもアンケートをお願いした主婦の方、何といえますか、適当な言葉かどうか知りませんが、平均より上の方だろうと思っておりますけれども、こういうような答えが返ってきております。このような結果から見ますと、消費者の皆さんは輸入牛肉につきましては割安、国産牛肉については輸入牛肉よりもおいしい、こういう評価を与えていると私は思っております。

ております。そこで、今回の調査結果にあらわれた消費者の率直な意見としては、常識的な言い方でございますけれども、結果としてはおいしい国産牛肉をより安く供給していただきたいということであるろうかというふうに思っております。

○刈田貞子君 局長、それとおりなんです。だからこれからそのことについて伺いをしたい、こういうふうになるわけでございます。

それで、まず、消費者が輸入牛肉はおいしくないけれども安いから買うということについて、輸入牛肉の価格の問題について少し伺いをしてみたいわけでございますが、私がいろいろ調べていくことの中で、輸入牛肉は本当に安いのかどうかという問題もあるわけですが、一般的な理解によれば、我が国の牛肉の価格は確かに世界的に極めて高いというふうな言われているわけですが、けれども、アメリカから輸入している牛肉、これがチルド部分肉で、これは貿易月報で見たんですが、一キロ当たりが千二百円台ということになりますと、国産の乳雄、これを枝肉の卸売価格で比べると大体同じじゃないですか。これはもちろん部分肉と枝肉の比較の仕方が難しいとは思いますが、けれども、その価格は考え方としてどうしようかということ、輸入肉はこれに二五％の関税がかかるわけでしょう。そうするとどうなんですか。

それから一方、オーストラリアの分については、これはフロゾンで骨つきです。八五年二月の実績だとキロ当たり七百八十二円、三月が六百八十六円、だからこちらは幾分か安いわけですが、しかしフロゾンであるというハンディがあり、これに關稅、流通経費が乗るということになると、価格差をどういうふうにか考えたら消費者としてはよろしいのでしょうかという疑問があるのとお伺いをしたい。

○政府委員(野明宏至君) ただいまの通關の値段というものは、これは姿としては部分肉でございます。それから国内の卸売価格でそう違いないじゃないかとおっしゃられましたのは、恐らくは枝肉の市場での取引価格ではなからうかと思ひます。したがって、枝肉から部分肉というふうに移る過程ではやはり歩どりというものがございまして、これは大ざっぱに申し上げまして約七割ぐらいのことになります。

そういったような関係にあるわけでございますが、輸入牛肉につきましては畜産振興事業団におきまして畜産物の価格安定等に関する法律に基づきまして価格安定帯というのがございます。国内の価格がその幅の中におさまるようになんていうことで、需給操作をやっておるわけでございます。そういう中で、牛肉の価格につきましては、最近五年間自主的に大体据え置けてきております。そういったようなことがございまして、牛肉の卸、小売価格とも一般物価や食料品価格に比べて安定的に推移をいたしておるわけでありまして、

その中におきましても輸入牛肉の価格についてでございますが、これは国産牛肉よりも相対的にやはり安い価格で安定的に推移しておる。やや数字的に申し上げますと、国産牛肉の卸売価格についてでございますが、これは価格安定制度が発足いたしました五十年を一〇〇にいたしました五十九年度は若干それより下の九七というふうなところで推移しておるわけでございます。一般の卸売物価が三割以上上がっている中で安定的な動きを示しているのではなからうか。それからまた小売価格につきましても、牛肉の中はやはり五十年を一〇〇といたしますと五十九年が約一三〇でございます。消費者物価の総合ではやはり五十年を一〇〇としますと一五六というふうなことになるのであります。相対的にやはり安定的に推移しているといつてよからうかと思ひます。そういう中で輸入牛肉につきましても消費者物価を見ますと、五十年を一〇〇といたしますと五十九年は大体七五というふうな水準になっております。

したがって、やはり輸入牛肉につきましても、国産との関係で相対的に安い水準で推移して

おるといふふうに見られるんじゃないかなと思っています。

○刈田貞子君　そうしますと、安いというメリットは消費者の立場ではずっと確保できるということの今の話なんですが、それではおいしくないという方の方でなければ、一般商品で輸入食品を買って満足したかという設問が今のアンケートにあります。それに対して満足度の方は各商品にわたって大体皆一〇％ぐらい、輸入食料の主食品で。だから、そんなに不満でない部分があるんですよ。ところが、事、牛肉に関しては一番満足度が高いわけで、それで二四・五％になる。これは品質、価格、売り方及び何及びというのが入ってくるのだと思うんですけども、要するにひっくり返ると不満感があるのが一番高いのは牛肉というふうになっているわけです。それで、この不満感の解消について、また後で伺うわけですけれども、今のおいしくないという方の解消はどうですか。

○政府委員(野明宏至君)　やはり輸入牛肉の場合には、例えばオーストラリアの場合でございまして、これはグラスフェッドでございまして、要するに牧草で育てておられる。それからアメリカの場合には穀物で育てておられるというところはございますが、日本のような飼育方法はやはり違うわけでございまして。それからアメリカとオーストラリアのそのグラスフェッドとグリーンフェッドを比べた場合には、グリーンフェッドの方が脂が乗っておるといふふうに言われるわけでございまして、やはり日本の肉に比べますと味の面では日本の方がまさっておるといふことはあるかと思ひます。

ただ、日本の肉もまたこれはいろいろございまして、先ほど約七割が国産というふうに申し上げましたが、肉専用種について相当長期間の肥育期間をかけていわば脂肪交雑、サシがよく入るようになっているというふうなものから、肉専用種でもかなり放牧に適したものもございまして。それから乳牛というものもございまして。いろいろございまして、それによってまた品質も異なるわけでござ

います。総じて言えば、品質面では国産の方がまさっておる、それから輸入牛肉については、国産よりはかたかったり脂が乗ってなかったりというところはあろうかと思ひます。

○刈田貞子君　いろいろあるのはわかってはいるんですけども、輸入牛肉についてはおいしくないという通念、概念が定着しているということについて、この解消は難しいということになるわけですね。ところが、日本の国内の牛肉の消費量はいささか下降し、今少し安定して横ばいという感じでしょう。これから先これが伸びていくという保証はあるのかないのか私にはわかりませんが、消費量はそんなに伸びていきません。何といつても食生活というのはこれから量から質の時代になっていくと思うんですね。そして、まして諸外国の方々のように草履のようなステーキは日本人は割合食べないわけですね。そうすると、この消費量を勘案しながら質の問題をどう考えていくか、そこに私は輸入牛肉と国内消費の限界があるんじゃないかというのを言いたいわけで、たくさん輸入しても大変じゃございせんかということをお願いしたいわけですね。

このアンケートの中で、以前は利用したが今は利用はもうしてないというのが二〇・九％、それから、利用したことは全然ないが今後とも利用する気は全くないが二・一％なんですよ。これを合算すると四二・〇％ある。以前は利用していたけれども今は利用したくない、それから、利用したことはないし今後とも利用する気はないなんて、これは利用しないでしょう。それが四二・〇％出ていますね。それと、今の質の問題と美食が進んでいくという傾向性の中で輸入牛肉をどう考えたらよろしいかということをお伺いしたい。

○政府委員(野明宏至君)　ただいまのアンケート調査は、これは消費者の素朴な感じが出ておるんではないかなと思うわけでございまして、一つは、輸入牛肉につきましても食べ方なり、あるいは調理法でございまして、これによっておいしく

食べられるということはこれはいろいろあるようございまして。最近の若い人は赤肉志向、赤肉を好んで食べる、むしろサシの入った霜降りの肉よりは赤身の肉を喜んで食べるというふうなこともございまして。ですから、消費者の方の嗜好がどうなるかというふうなこともございまして、それからまた食べ方なり調理法によっておいしくも食べられる、消費者の方々に輸入牛肉を召し上がっていただく場合にはもつという勉強をしていただく必要があるんじゃないかと思っております。

それからまた逆に、やはり国産の方につきましてもこれはおいしいという評価をいただいております。わけです。国内生産、これはもちろんコストダウンを図っていかねばいかぬわけございまして、これを安定的に生産を拡大していくということによって、おいしい牛肉もやはり安定的に供給していくという体制をつくっていくことが必要ではなからうかというふうに思っております。

○刈田貞子君　きょうは難しい機構の問題等はやりませんから、このアンケートに即してやっておりますから。

そこで、牛肉の環境をいろいろつくっていただかなければならないという問題についてお伺いをしますが、このアンケートでも、先ほど流通局長おっしゃったように、国産牛肉が安ければもつと購入すると言っているわけでしょう。これが五十歳以上だと六〇％近く、五九・六％あるんですよ。それで二十代は六〇％を超えているんじゃないですか。それからトータルしたって六三・三％なんです。だから、国内産の牛肉が安ければもつと買いますよと言っているわけだ。大臣、この政策をやらなきゃいけませんね。それでそのことをお伺いをいたします。

五十八年一月に行政管理局行政監察局から牛肉を中心とした勧告が出ていますね。これについての諸方策をどのようにその後、手をお打ちになられたか、その肉づくりの環境を伺うためにも、こ

れを確認させていただかなければならないわけでありまして、この勧告は四つの柱にわたってできていますね。「牛肉価格の安定と輸入牛肉差益金の効果的運用」、それから「牛肉流通の近代化合理化の促進と公正な取引の確保」、それから「肉用牛の生産対策の推進」、そして「消費者対策の充実」という四つの柱で指摘が出ておりますね。

その中で、きょうの問題に関連を近いと思われる部分だけを取り上げてお伺いをいたします。まずこれは消費者にとっても大変に関心の深いことでありまして、先ほど事業団の機能もちょっとお話が出ましたけれども、最近の効果的な運用ということで、この事業をどのように現在運用されておるか、伺わなければいけないわけですが、これも、指摘の中では、「輸入牛肉の売渡しについては、輸入牛肉の種類、部位等を十分配慮しつつ適期、適量の売渡しを行うこと」ということがあられるわけですね。これは実は業界等から、欲しいときに欲しい部位がもらえないという声があるのを知っているでしょう。だから、これはその後どんな手を打たれましたかということが一つですね。

それから、やはりこの売り渡し方法についても検討方が指摘されているわけですが、これも、これはどんなになっておりますか。五十八年の指摘を受けて、現在どうなっておりますかということが伺いたいんです。

○政府委員(野明宏至君)　今の価格安定制度の効果的運用という点についてでございますが、まず第一点の問題でございまして、これにつきまして、輸入牛肉の的確な売り渡しによりまして牛肉価格を安定させていくということで、その後、理事長の諮問機関といたしまして、牛肉の生産流通といった各分野の専門家を構成員といたします輸入牛肉委員会というものを発足させまして、売買の対象といたします輸入牛肉の種類とか部位とか規格などについて意見を聞いてやってまいっておりますわけでありまして。これにつきましては、これからのこういった意見を十分聞いて、より一層的確な輸入牛肉の売り渡しが行われますように事業団

肥育を厩促進していくということか、さらに食肉小売店におきます適正表示その他食肉の流通改善と消費者価格の安定を図るための対策といったようなものに重点を置いてやっております、そういう意味で、より効果的な実施に努めているところでございます。

がありますね。今日とんど用途別になっているんじゃないでしょうか。牛すき焼き用と、こうなっちゃうわけですよ、もう今。牛ステーキ用、これで表示というふうに言われているんですがね。それだけだと、値段との関係でなかなか消費者は

その結果によりますと、大体目安価格というもの
を指導いたしておりまして、ほとんどの指定店
ではそういった指導に即した形での販売が行われ

○刈田貞子君 おるはず……。

○政府委員(野明宏至君) はい。

○刈田貞子君 おるはずならそのように見てみま
すから、私も見落としの分もあるかもしれません
のでね。ただ輸入牛肉は書いてありますよ。だけ
れども、それがチルドかフローズンかはわからな

いすね。わかりませんよ。よろしゅうござい

す。そして、いろいろと申し上げたいんですけれども、先ほどの話を戻して、国産牛肉が安ければ購入したいということが消費者の要望です。これが六三・三%の要望でございます。それで、昨年大変な思いをして日米農産物交渉が妥結をしました、四月八日。足かけ三年もかかったというふうに思っています。だけれども、昨年四月に決着した牛肉の輸入枠は六千九百頭、これが四年間にわたって占める金額というのは六十五億そこそこだというわけなんです。それでアメリカの日本への農産物輸出総額の五十九億ドル、これは八三年分ですが、一兆三千二百億円に對比すれば〇・五%にかすぎない。アメリカはどうして日本にこういう牛肉をターゲットに輸入を迫るのか、私たちも、先ほど同僚の稲村委員の方からお話でございましたけれども、大変に不思議に思うわけでございますけれども、安いというところのメリットを除けば、消費者は果たしてこの輸入牛肉を大歓迎するであろうかというところ。

きょうは輸入食品の中の牛肉にだけ絞って私はお話を申し上げたわけでございますけれども、いろいろ消費者サイドから言いたい分がたまたまあるということ、そうしてまた、その言い分について農水省はそれの環境づくりにやはり勘んでいただかなければならないということ、これを申し上げます。

最後に大臣にお伺いいたしますが、この六三・三%の人、国産牛肉が安ければもっと購入しますという方々にこたえて御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(佐藤守良君) 刈田先生にお答えしますが、全く同意でございます。

実は、私も長女に孫が三人おりまして、小学校二年から四歳までです。娘の願いは、実は大体牛肉が百グラム国産で平均三百五、六十円ですね。バター焼き、網焼きは六百円前後で、六百円前後の肉を五百グラム、一週間に一遍食べたいとい

うのがこれは願いです。そんなことで、私も実は肉の問題をお聞きしまして、私も肉をよく買って歩きます。そんなことで一通り相場を知っておるので、私も安くうまい肉を食わせない、こう思っております。

それから、実は昨日アメリカのワイオミング州の大牧場主が訪ねて来まして、アメリカでは平均五百頭、そこは千頭をつくらせておるそうですが、これは赤字だそうなんです。なぜ赤字かといいますが、流通段階で取られるんだそうです。日本でも同じことだと思えます。

そんなことで、実は私、この答弁書の文章を読みます。もうそれは先生が御存じのとおりでございます。私は、こう見ておりますと、やはり今の生産コストはそう下げられぬと思えます。したがって流通段階をどうするかということ、これを含めて考えないといふのは安くない、こう思っております。それでございまして、ここに書いてある答弁は、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るためと、基本姿勢が書いてありますが、私はそういう立場で量をどうするかということ、最大の努力をしたい、そうして早く私も若い主婦の人に安い国産肉を食べさせたい、腹いっぱい子供に食べさせたい、このように思っております、よろしくお願いたします。

○藤原房雄君 きょうは一般質疑ということで、特に市場開放、今一番問題になっております問題について私も何点か申し上げたいと思っております。

今、同僚の刈田委員からお話ございましたように、去年四月に妥結いたしました牛肉、オレング、特に牛肉の問題は今お話をいたしました、市場開放、アメリカの圧力、いろんなことがあつて、六千九百頭、四年間、逐次これをふやして、いくというところであります、このこと一つ見ましても、そもそも日本人は日本人の食生活というのがあるわけであつて、そこへ大量の牛肉が入りましてなかなかそれは消費に結びつくといふのは難しいことであります。安いからいとい

か、味がいいからいいとかということだけでは進まない。やはり限度がある。ある量の少ない段階では、それなりの口はあつたのかもしれない。東北とか北海道の方々に聞きますと、これはどつちかという豚肉を食べる習慣といひますか、そういうのにならされてる。安いからい牛肉を食べるという、そういうことでもないみたいですね。

そういうことから言いますと、西と東と、今日のまでの生活様式の違い、そういうことで、市場開放ということは時の流れとして最大の努力をしなければならぬことは当然のことだと思えます。けれども、しかし農林水産物につきましては、努力をしたからといってあつて、やはり時間のかかることである、何千年の日本民族の長い食生活の中でまいりましたものに、そういうものを大量に買い付ける、また買わなきゃならぬ、買ふ、それを消費に回すといひましても非常に難しいことだといふことを、先ほど来いろいろお話の中から私も感じ取っております。今日市場開放問題についてかたくなにそれを拒否する、絶対一粒なりとも農産物の輸入は相ならぬといふことを私も主張しているわけじゃございまして、やはりそれなりの生産段階の整備、それから流通、それにまた消費、こういう一貫したものがあつて、日本、日本の経済という観点だけではなくして、日本の文化、食文化という観点だけでも大きな影響力を持つ、そういうことから、この市場開放問題というのは非常に重要な課題として、しかもそれが農林水産省に集中的に今問題が投げかけられておるだけに、この問題は真剣に討議をしなければならぬ。

また、大臣におかれましては、今日までも何度か力強いお話を聞いておられますが、しかしことしの予算を見ましても、財政の逼迫というところではございまして、大幅な予算の削減、基盤整備のほかなさなかならないという事業がたまたまあるにもかかわらず、削減されるときにはほかの公共事業と同じように削られる、そしてま

た市場開放の名のもとに、今度は入ってくるときには農林水産物が集中的に入ってくる。こういうことでは、これは日本の農業の将来には大きな暗雲といひますか、問題が発生するのは当然のことだろ。こういうことで私は、この農林水産物の市場開放、このことについてもまた今後また何回か経緯をたどらなければならぬ、これからの問題といふことではありますけれども、今からそれなりの考え方といひますか、そういうものをきつとしておかないと思ひます。

特に、中曽根総理はボン・サミットへ参りましてから、まあその前からそうですが、市場開放には大変御熱心なようでありまして、しかし大事な農業政策といふものを度外視した、度外視といひますか、その重要性といふものを認識しない上に立つて、いたずらに諸外国の圧力に屈するやうな形で市場開放といふものであつては相ならぬ。どちらかといひ、農林水産大臣がただ一人閣議の中で孤立無援の中で頑張らなければならぬような立場になるのではないかと。

そういうことで、強い決意の上に立つて今後の交渉に当たっていただきたい、私はこう思うんですが、まず最初に大臣の決意といひか、ひとつお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 藤原先生にお答えいたします。

農業は生命産業という重要性につきましてはもう言うまでもございせんが、改めて申し上げますと、国民生活にとりまして最も基礎的な物資であります食糧の供給を初め国土、自然環境の保全等極めて重要な役割を發揮しております。さらに、地域社会におきましても、就業機会の提供などに地域経済社会の健全な発展を図る上でも非常に重要でございます。

このような農業の重要性にかんがみまして、そしてまた特殊性にかんがみ、総理は五月二十四日の本会議におきまして、行動計画における農業の取り扱いについては国際的に説明できるものでなければならぬが、国民生活あるいは国民経済に

私としましては、農業の重要性につきましては、今後とも各方面の理解を得るよう努めてまいることとしております。また、行動計画の策定に当たりましては、そのような趣旨を十分踏まえまして、我が国農業を生かしその健全な発展を図るということを基本にしまして、また関係国との友好関係に留意しながら慎重に対処してまいりたいと考えております。

しかし、どちらかというところ、中曾根総理を信頼しないというのじやありませんけれども、一國の総理を信頼しないのじやしうがないんですが、しかし内政よりも外交、外面が非常にいいというか、そういうことで国内で最も重要な農業に対してどこまでのお考えがあるのかという一抹の、これはもう総理と農業問題についてそんな何時間もお話しすることはありません。農水大臣とは去年からのおつき合ひでもう何時間もお話しして、腹の底までよくわかつておりますけれども、総理はそういういかぬ。それで非常に総理は外面がよくて内のことについてはどうかという、こんな気持ちも心の中にちよつとあるものですから、しかも閣議の中ということになりますと、農水大臣ただ一

そういうことから、先ほど来いろいろお話がございましたが、行動計画策定委員会、ここでも、どんなことを御討議いただくわけですけれども、どうも過日の会合で佐藤農水大臣は、農業というのはとにかく生命産業として大事なんだ、それから例外の中に入れるべきだという考えを主張なさったようでありますけれども、総理は聖域は認めない、この前ちょっとトーンダウンしたような発言はございましたけれども、非常に厳しいお話、

閣議のことについては、外にしゃべらないことになっておりますしお話しできませんが、実は私は中曾根総理というのは大変気の毒だと思っております。と申しますのは、いろいろな発言ございしますが、やっぱり総理としての立場というのがございまして、若干の発言がございしますが、実は私は個々によく話しておりますが、大変農林政策に御理解いただいている、また閣僚の皆さん方も私の主張に耳を傾け御理解いただいている、このように私は理解し、今後とも実はこの農業の問題につきましては大いに皆さん方の意思を体して頑張りたい、このように考えているわけでございませう。

○藤原房雄君　今私どもは、指一本も触れさせないという、そんなわけにはいきません、この国際環境の中で。やはり努力しなきゃならない、総点検の中でどういう問題が出てくるか。何点かもう指摘になった問題点もありますけれども、しかし閣議でもし決まりましたことが、こんなことでどうするんだというような問題がもし閣議で決められていったということになりますと、それは農水大臣がどんなに弁解しましても、中曽根総理というのは非常に農業に御理解のある方だという御発言ですから、我々の意図することではないことがもし実行されるんということになりますと、それは農水大臣も当然それは了承した上でそういう方向に進んだ、このように厳しく見なきゃならぬだろうと、こう思うのです。

それは諸情勢、いろんなことがあるかもしれませんが。しかし今、三十年代から農業が曲がり角に來たと言われて四十年代、五十年代、本當に猫の目農政と言われるように大きな転換期を迎えながら、その場その場を繕う暇もなく世の中が移り変わる。加工業と違ひまして農業は大変に時間がかかり金のかかる、基盤整備一つを見ましてもそういう環境の中にあるものですから、時代になかなかうまく適応できない。ある部門については即応するところもあるかもしれませんが、總体的にはなかなか時代に即応した改善といえますか、推進ができませんというところであります。

特に、現在公共事業というのは大幅に削られておる。これも対外的なことがあつて、日本の農業を大臣の言うように足腰をしつかりさせなきゃならぬということならば、構造改善事業、三十何兆の事業も本當はほかのこととは違つて達成率ももっと高くなきゃならぬはずなんですけれども、そういうことはほかの事業と同じようにどんどん切つてしまつて、そして対外的な圧力は人並み以上に波をかぶらなきゃならぬ、こういうことがこのまま進んでは一体日本の農業はどこへ行くのかと、こういう心配をするわけであります。

そういうことがあります。さらに五月十七日の第二回の政府・与党対外経済対策推進本部、ここで対ASEANの問題で、過日の四月十九日の第七次の対外経済対策でいろいろ検討事項として当面の措置と政策プログラム、この中では林業の問題が中心になって出ておっただけけれども今度は第二回の五月十七日にはASEANの問題が再び浮かび上がってまいりましたですね。これもしろいろ問題提起になって、何とかしなきゃならぬぞというのですが、国内的には何の措置もなさらないうちに、またこういうことで藤尾政調会長が東南アジア、ASEANをお回りになられて、これはもうどうしてもしなきゃならぬぞというところで実は浮かび上がるというところで、これは記者会見なんか見ますと、農水大臣、最終的には自分の決断で決めるんだという大見えを切られたように報道されているんですけども、これはどういうふうに対処をなさるのか。

やっぱり現状の中では非常に難しい問題が出
 ことしの初めいろいろ議論になったわけでありま
 すけれども、これという対策、措置も講ずる間も
 なくすぐこれに対して措置をしなきゃならない、
 こういうことが迫られているということ、これ
 は加工業ならすぐ機械を取りかえてということも
 あるのかもしれないけれども、農業の場合はそ
 うもいきません。責任を持つてと、こうおっしや
 ったと新聞報道されておるんですけれども、どう
 いうお考えか、ちよつとお伺いしておきたいと思
 うんです。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

ASEAN諸国からは、骨なし鶏肉とか合板とか、あるいはバナナ、油等の関税引き下げについて強い要請があることは承知しておりますが、これらの品目につきましては、正直に申し上げて困難な国内事情もあり苦慮しているところであります。ASEAN諸国との友好関係も配慮しつつ、実は現在我が省の策定委員会におきまして検討をお願いしている状況でございます。

○藤原房雄君 検討をするのは当然なんです、聞かっ放しで横視しているんじゃないわけにはいかないでしょうがね。しかし、大臣としてはこれは何らかの決断をしなきゃならないと来るわけなんです。これに對しましては当面、今検討しても結論が出ないということになるんだと思ひますけれども、どういふことが今その問題の隘路になっているのか、大体中身は我々もよくわかっておるわけですから、農水省としては今その問題点として指摘になっていること、そのためにどうするかという、こういう課題というか何点かあるんだと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(後藤康夫君) このASEANの関連品目、例えば例を骨なし鶏肉にとりますと、今年度に入りましてから、国内的には需給の不均衡というところで価格がむしろ昨年より下がってきているというふうな非常に厳しい状況の中にございまして、主なる生産国と申しますと南九州でございまして、岩手でございますとか、こういった非常に雇用の機会なり農業で転換をできるというふうな機会に必ずしも恵まれていない、そういう地域の生産が割合高いシェアを占めているというふうな非常に厳しい国内的な事情がございまして、

他方、ASEAN、特にタイ国などにおきましては、やはり開発途上の経済発展段階の中で何とか少しでも国内の雇用をふやし、また非常に大きな貿易のインバランスを持っておりますので、輸出の増進のために少しでも可能なことはぜひやってほしいという非常に強い要請があるということ

でございます。私どもこういつた二つの要請の中で、今これをいかにして今後対応してまいるかというところにつきまして、正直に言ひまして、大臣も今苦慮というお言葉をお使いになりましたけれども、文字どおり本当に頭と胸を痛めながら検討をいたしておりますのでございまして。

それで、この委員会での検討の結果を最終的には大臣にも御報告をいたしまして、何らかの結論を六月の二十七日、二十八日に日・ASEANの経済閣僚会議が予定をされております。またまた六月末までに個別関税の引き下げにつきましての決定を行うことにも四月九日の経済対策でなっておりますので、そういった節目に向けて今種々検討をいたしているという状況でございます。

○藤原房雄君 時間がありませんからあれですが、特に最近、最近というか、二回の会合以降、ニューラウンドを認識した各省に對しても徹底した市場開放措置、これを策定するようにというところで、今これとまた牛肉、オレンジとか、いこうなASEANの問題等お話がありました。こういう限られた品目だけじゃなくて、残存輸入制限二二品目のこういう農産物の制限緩和、または枠の撤廃、これを含めたもうこれは総体的な全面的な見直し作業、こういうものに取組まなきゃならぬ、そういうことが言われておるわけ

です。これは私は、今日までも対外的な経済問題で当委員会でもいろいろ議論になりましたが、それはオレンジだ、牛肉だ、ASEANで骨なし鶏肉がどうだという個々の品目、そういう問題がいろいろ話題にもなつて、どうするかということであつたんですけれども、ここに参りますと、特にボン・サミットから帰られた以降というのは、全面的に残存輸入制限品目一つ一つについてどうするかというところが非常に厳しく問われている。総点検といひますか、洗い直しといひますか、こういうものが迫られているんじゃないかというふうな気がするんですが、こういうことで今までの何十倍も非常に重要なときを迎え、そしてまたこの決

定というものが次の中間報告、そういうことがあつたら最終的にはもう決定することになります。農水省としても非常に大事なときを迎えておると私は思ふんです。

さつきもちょっとお話ありましたが、アメリカのオルマー商務次官の発言云々と言つていまして、五月の一日に岩持全農会長がアメリカへ行つたときにも、アムスタッツ米農務次官ですか、この人からもやつぱり同じようなことが言われております。これはそういうふうな報道されていまして、けれども、商務次官が言つたというだけじゃなくて、やつぱりアメリカには潜在的にそういう高官の人たちの中には意識が強いということでは、これはもう四年間決めたんだからということではなくて、全面戦争じやございせんが、いつになつてもそういう問題というのはやつぱりくすぶり続けている。

これは貿易の日本とアメリカとの黒字幅の三百五十億ドルを越すような大幅な黒字がある限りは、やつぱり農産物に對しての集中的な砲撃といひますか、論議といひますか、市場開放問題といひますか、論議じゃないかという気がする。牛肉、オレンジだけじゃなくて、ほかの品目についても、これはアメリカも日本よりもっとあるんですけれども、そのことはもう棚に上げて、とにかく農産物で集中的に日本に迫る、こういうことを私どもはどうも感じてならないんですが、農水省としては最近のこういう動き、単なる一商務次官というところえ方なのか、やつぱりもっと厳しい現実というのがあるんだというふうな受け取つていらつしやるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 牛肉、かんきつの問題につきましては、昨年日米の間で二年以上にわたります非常に困難な交渉の決着を見ました際に、アメリカ側といたしましては、これの完全自由化の旗をおろしておるわけではございません。アメリカ側としては、今後とも引き続きそういうアメリカ側の主張は引き続き掲げていく、アメリカ側としては四年の間は枠の拡大ということ

合意をするけれども、その後においては自由化をしてほしいという姿勢は崩さないということであつたわけでございます。ただ、四年間についてはこの合意を誠実に履行をしてください、その間はこの分野については決着をした問題としてアメリカの方も扱います、こういうことでございまして、最終年次の一九八七年、昭和六十二年の日米双方にとって適当な時期にその後のこの問題について話し合ひましよう、こういうことになつておるわけでございます。

したがって、アメリカの基本姿勢という話と、それからこの四年の合意が昨年成立をしたにもかかわらず、これをまた振り出しに戻してやろうというふうな話とは一応別の問題、私もアメリカはやはり完全自由化の旗をおろしてないといふことは、もうかねてから承知をいたしておりますが、昨年の合意をまた振り出しに戻して交渉するといふような話は、私もアメリカの責任ある当局からまだ聞いたことはないといふことを先ほど申し上げたわけでございます。また、仮にそういったお話が仮定の問題としてあつたといひましたも、そういうお話があつた、はい、そうでございますかというところで直ちに應ずるというふうなわけにはまいらないというふうに私は思つております。

○藤原房雄君 相手のあることで、自分の国の経済情勢、それから財政状況悪化ということになりますと、苦し紛れに何を言ひ出すかわかりませんし、それは信頼したいところでありまして、けれども、とにかく三年の間にやつぱり肉牛農家、かんきつ類の経営農家、それらの方々の安定経営の方向に国内施策というものをしっかり進めることが大事なことだと思ふんです。

時間がありませんので後日また詳しいことはさしていただくとして、最後に日ソ・サケ・マス交渉、きょう何時ですか、十一時からか交渉なさつておるはずですが、六月一日出港ということを目指しまして準備をしておる。こういう中で、可能性があるみたい、また何か難しいこと

うに、この漁獲量とか操業区域とか、また協力費、こういうことで大要今大詰めに來ておるといふふうな報じられておるんですが、これは現状は今どうなっておりますか。

さらに、最後ですけれどもありますが、この北洋のサケ・マスに關係するのはおよそ二十万人とも言われております。また、このサケ・マス漁業の關係する方々の借入金というのは、借入金資金が四十億、長期資金を含めると本年の償還百九十一億、とにかく大要なお金を借りてのこのたびの準備、サケ・マスに關係する状況の中にあるわけでありまして、後日これはまた詳しくいろいろお尋ねしたいと思っております。まず交渉の現状と、それからこの六月一日の可能性がどうかというところ、それから一カ月おくれたことのために地域経済また経営者にいろいろな問題が起きている。これに対して水産庁としては何らかの対策をお考えになっていらっしゃるのかどうか、その点だけ端的にお伺いしておきたいと思っております。

○國務大臣(佐藤守良君) 藤原先生にお答えします。

私から経過を話して、残りにつきましては水産庁次長からお答えしたいと思います。

先生もう御存じのとおりでございますが、現在モスコで行われております日ソ・サケ・マス漁業交渉は、日ソ双方とも実質的妥結に向けて努力しており、かなり詰まった点もありませんが、残された問題についてはさらに協議が進められていくところでございます。これは具体的にいいますとクオータの問題、あるいは漁場転換の問題、それから協力金の問題、その他規制の問題等でございますが、そういうことにつきましてさらに今後協議を詰めます。

本年は既に漁期も遅延しておりますし、一日も早く安定的な操業条件のもとでの出漁が可能となるよう、本交渉の局面を開拓するために実は二つの方法を考えました。

一つは、佐野長官がカメンツェフ漁業大臣と直接会って交渉する。それにつきまして、私の親書

を持って会うような努力をお願いし、多分たまたま会っていると思ひます。

それから、私は昨日実はアブラシモフ駐日ソ連大使に、実は大阪へ三日間旅行してまいりまして、きのう八時五十九分の新幹線に帰ってまいりまして、特に外務省を通じてお願いいたしました。そんなことで、からすぐ本省に來てくれました。そんなことで、ソ連大使を招請し、漁獲量あるいは漁業協力費などの基本的問題に關し、できる限り早く円満な解決を見、本交渉の最終的な決着が図られるよう、ソ連側の協力につき強く実は私からお願ひいたしました。その効果が早速に上がることを期待しておるわけですが。

また、カニ、ツブ、エビでございますが、実はカニ、ツブ、エビも、このアブラシモフ大使のおかげで、実は今日の五日に代表団が訪ソした経緯もあるということでございますが、これも非常にやっぱ問題が厳しくなっております。こんなこともございます。そういうことで、これらの問題につきましても、操業条件を再考し交渉を早期に再開するよう要請を行ったところでございます。

○政府委員(斎藤達夫君) ただいま大臣から御説明のありましたとおりなのでございますが、御説明も、基本的には、先方は、母国主義に基づきます新協力協定のもとでの第一回の会議でございますから、最大限とるものとするという立場があるから、最大限とるものとするという立場が厳しいわけでございます。それに加えて、資源状態が悪い、あるいはさらにソ連の国内需要を満たす必要がある、そういう見地から先方が言っておりますのは、総漁獲量三万五千トン、それから漁業協力費は五十億圓ないし五十億圓。これに對しまして我が方の主張といたしましては、四万二千五百トンをとらせるのであれば四十二億五千万圓を払う用意あり、さらにそれに加えて、中型サケ・マス漁船が依存しております漁場に關しまして、今までの四十四度以南から逆に四十四度と四十八度の間に移せということを言っておりますが、この漁場転換の問題につきましては、先方は

非常に今厳しい態度をとっております。それからまた、漁獲量、協力費につきましても、今、大臣から御答弁ありましたように、最後の詰めを行いつつあるということでございます。

それから、林漁あるいは出漁遅延に關する問題でございますけれども、今こうやって鋭意代表団がやっておりますときにこの話が出ますと、先方は、おまえの方はとにかくどういふふうになつて政府が見てくれるんじゃないかということ、現に、もっと減船をしたらどうか、政府で面倒を見て減船をしたらどうかという主張を向うはしておるわけでございますので、これはもう少し先へ行って検討させていただきますと思ひます。

○下田京子君 最初に、アクション・プログラム作成問題で御尋ねいたしますが、市場開放問題で五月十七日に政府・与党対外経済対策推進本部が開かれました、本部長であります中曾根総理が、アクション・プログラムの作成は全世界が目している、「対外経済対策」を着実に、誠実に実行すること、今後の日本の命運を左右するというふうなことで発言されております。何かこれを聞きまして、私は、市場開放に積極的に取り組まなければ日本の運命を危うくする、いわば戦前流に言えば国賊だと言わなければならないが大変聞こえしました。大臣は、この点についてどう御認識でしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) 下田先生にお答えいたします。やっぱ同じような答えになるかと思ひますが、お許し願ひしたいと思います。基本方針は全部同じでございます。

農業につきましても、これは生命産業、実はこれは総理が生命産業といつも言っているわけで、生命産業として、国民生活にとりましては最も基礎的な物資であります食糧の供給を初め、あるいは国土、自然環境の保全等、極めて重要な役割を發揮しております。さらに、地域社会におきまして就業機会の提供など、地域経済社会の健全な発展

を図る上でも重要でございます。

このような農業の重要性、特殊性にかんがみまして、総理は、五月二十四日の本会議におきまして、行動計画における農業の取り扱いについては、國際的に説明できるものでなければならぬが、國民生活あるいは國民経済における役目等々も十分考へて、その特殊性に留意しつつ行ふべきものであると考へている旨答弁されたところでございます。

○下田京子君 大臣、今の発言は矛盾した部分もありませんが、それはいいとして、お尋ねしたい点は、農産物は一体例外なのか自由なのかというふうな点なんです。総理の発言は、政府・与党対外経済対策推進本部で決定いたしましたアクション・プログラムの策定要領の基本原則である「原則自由、例外制限」の「例外」に農産物は当てはまるとは言っていないですね。つまり、農産物の特殊性に配慮するとか農産物だけ突出させない、こういうふうには言っているんですけれども、やはり農産物も原則自由というふうには言われているんだと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。農業については、先生御存じのとおりでございますが、諸外国においても各種の国境措置を講じており、ガット上も一定の輸入制限を認められております。そんなことで、農業については個々の産品ごとの事情により例外として掲げられている基準のいずれか、または複数の基準に該当するものが多くと考へております。このような農業の役割を理解し、今後の具体的取り扱いについては個別に検討してまいりたい、実はこう考へております。

○下田京子君 個別検討は当然だと思ひますが、けれども、私が伺いましたのは、今、政府が与党と一体になつてやつた農産物は、原則自由なのか例外なのか、このことについてお答えになっていないわけですね。実は、副本部長であります河本大臣がこのように言っておりますよね。推進本部の決定の方向は、農産物の中にも國際的に当然例外

措置をとるべきだという品目がある、しかし、農産物の全部が例外の対象になるわけではない、例外を設けようとする理由がなければならぬ、こういう趣旨で合意されているというふうには明確に述べているわけだ。ですから、農産物も原則としては自由だ、いわゆる例外的に制限を設けるものもあるということだ、自由化に時間がかかる分野や国内調整に困難性があるものについては、国際社会において十分納得される明確な理由を示すとともに、これらについても段階的に実施を図る」となっている。例外制限されたものについても国際社会に十分納得される明確な理由を示すことが必要で、かつこれも段階的には自由化するというふうには言っているわけだ、すなわち、そういうことですか、大臣も。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど大臣がお答えになりましたことを若干敷衍して申し上げたいと思ひますが、農業というものが原則がすべて貿易の制限であり、例外的に自由なんだというふうには私必ずしも言い切れないと思ひます。現に、農林水産物の中でも関税が無税でかつ自由化されているものも相当数あるわけでございます。

ただ、大臣が今おっしゃいましたように、今制限のありますような品目につきましては、これまでもたぎ重なる国際交渉の中でもそのような制限を残してまいったわけでございますから、国家の食糧供給の安全保障でございますから、国家の環境の保全とか、そういうものに關係をしてそういう制限が残っているものが多い。これについては、我が国が現在大変大きな貿易黒字を抱えておりまして、諸外国からのいろいろな市場開放の要請を受けておりますので、そういうものについて諸外国にも十分説明できるようにわば点検作業というものをやっております、こういうのが推進本部の御要請だというふうに私理解をいたしております。

○下田京子君 今の、理解しているかどうかという局長の話は聞いていないのでなくて、実際に本部長、副本部長が、農産物も原則自由なんだ、例外的に制限するものもあるけれども、それはいろいろ説明のつくものじゃないやだめなんだよ、それもやがては段階的に自由化するんだというふうな言っているんですかね。そこがやっぱり大変なことだと思ふんです。それはどうなのかと聞いています。

さらにお尋ねしたいのは、藤尾政調会長が、骨なし鶏肉の関税引き下げが必要だということでも、これも発言されているわけですが、十七日の政府・与党の推進本部の会議の席上で、骨なし鶏肉は日本に対する要請のうち象徴的なもので関税引き下げをやらなければならない、こういうふうな発言したと。その際に大臣は、この藤尾さんの発言に對しまして、鹿児島でもブローラー処理場に三万人の婦人が働いている、少し雇用面の配慮が足りないんじゃないかというふうな批判したというふうな聞いています。その辺の事実關係はどうなんでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) 今のは、藤尾政調会長が東南アジア訪問を終えて帰つての御報告を聞いただけでございまして、恐らくそれは、済んだ後の記者会見で質問があつて、特に私が、例えば鹿児島などでは三万人の御婦人が働いておられますし、岩手ではやっぱり二万八千人、そういう雇用の問題をどうするかという話をしたということ、やや事実關係を混同されていると思ひます。

○下田京子君 直接藤尾政調会長には言わなかったけれども、大臣の気持ちというものはこうなんだというところで記者会見で説明された。そこに大臣のお考えは出ているわけなんです、ただ、大臣も今回の推進本部のメンバーではありますけれども、藤尾政調会長も与党の推進本部のメンバーでございます。しかも、副本部長です。そういう点からいいますと、この発言の持つ意味と、これは大変重大なことです。それから渡辺幹事長代理も同じようなことを言っています。二

十六日ですか、日本の置かれた國際的な環境を考

えればバナナや骨なし鶏肉の関税は多少引き下げなきゃならない、こういうふうな発言している。ただこれは、タイ国の鶏肉関税引き下げの背景というものは、さつきASEANなんかとの友好關係を大切にしたい、だから苦慮している、胸と頭と両方痛めている、こんな話がありました。私は、この胸と頭を痛めていると、大いに痛めていたのだと思ふんです。

なぜならば、私は以前にも質問いたしましたけれども、タイ国の鶏肉というのは、現地に進出した合弁企業は日本商社等であるわけですね。これは畜産局長もお認めになっていますが、そういう商社やブローラー關係企業が介在しているわけですね。しかも、国内にあってどうかといひますと、商社のインテグレーションによりまして支配がどんどんどんどん進んでおりまして生産過剰が深刻化している、ブローラー生産農家も大変な苦境に立たされている、ですから苦慮しているということになるわけだと思ふんですけれども、苦慮して本心に胸を痛めたならば、関税引き下げなんというものはもうできる状況じゃないと、私ははっきり言えると思ふんです。

この点を無視して関税引き下げ発言を繰り返しているというところは、やっぱり世論づくりになつていくと。そして、この問題が出た時点では、大臣は明確に、私は絶対にそれは許さぬ、こう言っていたのが、今苦慮している、こうなつてくるわけですから、やはり大変な役割を果たすものだなというふうな思ふわけで、そういう市場開放のための舞台づくりの役割を果たされているという点での位置づけを明確にして、きちっとした対応をしなきゃならないと思ふわけで、大臣の決意を聞かしてくだい。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えします。藤尾政調会長の骨なし鶏肉の問題は、よくお話ししました。十分話しております。それから渡辺美智雄先生には、よく理解していただいております。渡辺美智雄幹事長代理も、日本の置かれた立場と認識から話しておるということでござい

す。けれども、実によく理解し、しかも、私の先輩の農林水産大臣ということで大いにやっているということでございます。

そんなことでございまして、私はいつも考えは変わっておりませんというふうなことで、最初申したとおりの考え方で最後まで頑張りたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

○下田京子君 大臣は大変人がいいのか、具体的に自分たちの關係や何かのお名前に触れるときには決して御批判をされませんで、それはそれとして理解しつつも、私はこうなんだと、こうお述べになっているわけだ。私はこうなんだという農水大臣としての責任というものが、今、歴史的に非常に問われている。しかも、ASEANとの友好關係云々と言われておりますけれども、むしろ国内からそういう声が上がっているということが大変問題だということを私は指摘しておきます。

それから、米紙の報道によりますと、アメリカの商務省が、カナダからの豚あるいは豚肉の輸入により価格が低落してアメリカ国内の生産者が痛手を受けているとして、カナダからの輸入に一八%の関税を課すというふうになったという、そういう話を聞いているんですけれども、この事実關係は御存じでしょうか。

○政府委員(野明宏至君) その点につきましては、私も事実を確認いたしておるわけじゃございません。ただ、報道と申しますか、通信社から入つてまいります報道の中で、最近のドル高相場を受けてこのところアメリカの食肉輸入が急増しておるといふふうなことがあるようでございまして、カナダからの輸入もふえておる、そういうものに対応して商務省がカナダ産の豚につきまして、この報道によりますとポンド当たり三・九セントの関税賦課を仮決定しているということが手元に入っております。これについては、まだ正確な事実は確認されておらないということでござい

○下田京子君 報道された事実をつかんでいるということなんですが、言ってみればその事実関係などにもやっぱり関心を持ってお調べいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、アメリカというところは日本に最も執拗に農産物の市場開放を迫っておりますけれども、いざ国内になりますと、自国の農業を守るといふことで保護政策をとることとっているわけですね。自国の農業を守るといふことは、その国の独立にもかかわるやっぱり重大事だといふふうに思います。自給率もこれ以上の低下を招いてはいけませんし、そういう意味では、私はむしろ総理が市場開放を積極的にやらぬものは日本の命運を云々なんておっしゃいましたけれども、逆にこれ以上の自給率低下といふことは日本の命運を左右する大変なものだといふことを指摘しておきます。

そこで大臣、いろいろ私お出ししますけれども、「今週の日本」という新聞があるんですね。これはどこで出しているかといふと、総理府が出しているんです。これは五月二十日付のものなんですけれども、「貿易の拡大均衡」といふことで「新局面を開く対外経済対策」といふことでいろいろ詳しく図入りで述べております。総理府の広報室が編集しているわけで、こういう「重要な市場開放についての行動計画」だとか「輸入をふやし不均衡改善」をなどというふうなことでいろいろお述べになっているんですけれども、私はここで申し上げたいのは、国内の農業保護の必要性といふことは一言も触れてないといふことです。そういう点で農水省としての立場も、ぜひこの総理府編集の「今週の日本」等を通じて私はやっぱり今、国民にアピールしていくといふことも大事なんじゃないかと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 大変申しわけないですが、「今週の日本」をまだ詳しくは見えてないものですが、よく見まして検討したいと思っております。

○下田京子君 農業の必要性を皆さんに知っていただくという意欲ありというふうに受けとめさせていただきます。具体的な対応を期待いたします。

次に、製品輸入の問題なんですけれども、田中官房長にお尋ねいたします。

市場アクセスの改善という格好でもって総理がさらに積極的に推進しているのが、外国製品の輸入運動であることはもう言うまでもありません。官房長にお尋ねしたいんですけれども、この外国製品輸入について率直な私気持ちを述べたんです。私だと思ふんですよ。お昼のときにそばと卵を食べられて、そばも輸入品だし、卵も、そのえさも輸入物だ、これで十分だといふような発言をされたといふふうに聞いています。恐らくいろいろまだあつたんじゃないかと思うんです。食卓にこれほど外国製品が入り込んでいくという国は、先進国の中で私、日本以外にないと思うんです。大臣も今うなずかれましたけれども、これは事実ですよ。自給率が低いんですから、この点は、もうこれ以上農産物の輸入というのはいけません。このようにうなずかれていますけれども、この点は、もうこれは私大事にしたいんですが、国会でどういふ御答弁をいただけるのか、お聞かせください。

○政府委員(田中宏尚君) 対外政策の一環であります輸入促進でございます。特に外国産品の政府調達、こういうものについていろいろ新聞記者から御質問がございまして、その中で特に食糧物資でございます。小麦について、もっと買うことが赤字対策として一番的確じゃないかというふうな御質問が新聞記者からございまして、現在置かれてある日本の農業の自給率という、そういう状況につきまして、身近なそばと卵という、たまたまその日、昼に食いましたものを引用いたしました。日本の農業の置かれております厳しい状況といふものを率直に記者に説明したということでございます。

○下田京子君 私はそれが実感だと思ふんですよ。国民の意識がどうかということ、これは五月

月二十七日付の朝日新聞で、中曽根総理が外国製品を一人当たり二万五千円買うようにと勧めたといふことについてどう思ふのかということ、世論調査を進めた。それによりますと、そんな余裕がないと答えた人が三四%でしよう。首相が外国製品を勧めるのはおかしい、こう答えた人が三三%。できるだけ協力するといふお答えはわずかに一二%なんです。ここに、国民の気持ちが率直に私は示されていると思ふんです。生活実感なんです。大臣はどう思いますか。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

今、官房長が答えたわけですが、実は私、総理が百ドルを買いなさいと言ったときに、総理の立場はそう言わざるを得ないと思ひました。通産省も立場上そう言わざるを得ないと思ひました。通産省を一ドルも買わなかった。と申しますのは、やっぱり外国の物は高くても思ひます。そんなことで、実は昨年海外に行ったときに、ちょっと買ひ物をしまして、百ドル分は買っているといふこともございまして、実は私、もし百ドルあれば、これは絹の洋服ですが、国産を買って頑張りたいといふことでございまして、御理解と御協力をよろしく願ひします。

○下田京子君 今の百ドルの問題なんです。通産省が百ドルのイメージといふことでそのお勧め品を出しているのを大臣、御存じですか。通産省は、この外国製品百ドルイメージといふことでお勧めしているその中に、好きなものを選んで夢を描いてみませんかといふことで紳士物にはワイスキー、たばこ、ライター、ネクタイ、ダイアリー、ノート、それから女性のおしゃれにはブローチ、口紅、マニキュア、スカarf、ジャージの手袋、それぞれトータルで約百ドル、こうなっています。

私はここで言いたいのは、外国たばこのお勧めは、大幅に減反を強いられている国内の葉たばこ農民ともうもろにぶつかる。どう考えているんだろう。それからネクタイやスカarfにしても、外国絹製品の輸入増の中で減産を余儀なくされて

いる国内の養蚕農家のことを考えたら、今、大臣、私は百ドルで絹を云々で国内の物を買いたい、御理解を言いました。が、私は逆に政府、皆さんに御理解いただきたい、こう思うわけ、私に言う前にその政府・与党の対策会議の中です。特家庭の団らんといふところでは、ワイン、チーズ、チョコレート、ジャム、それからフォンデュセットにパンかごといふことがメニューで出されているんですけれども、チーズの場合に、国内のプロセスチーズにしても、その原料はほとんどもうナチュラルチーズという格好で輸入してきているわけでしょう。そういう点で、これは大変やっぱりいろいろ問題がある。

しかも、メニューの紹介だけじゃないんですよ。輸入商社やスーパー、デパートなどの販売業者には要請という名の指導をしているわけなんです。その中には、絹製品の団体にまで輸入促進の協力を要請している。ここまで来ますと、一体何なんだろうかといふふうに思ひます。大体農水省の方針に反すると思ひます。その辺は、きちっと総理に私話されているんだらうかと思ひますけれども、どうなんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 推進につきましては、それぞれ嗜好品のものもございまして、それから生活の潤いでございまして、いろいろなことでそれぞれ消費者が選択すべきものでございまして、我々としてとやかく言うべきことではないと思ひます。

それで、絹でございましてか酪農製品でございまして、か、こういうものにつきましては、我々としても需要拡大といふことに精いっぱい努力しておりますので、そういう努力は今後も続けていきたいと考えております。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。今、総理も非常に絹の洋服に熱心で、私が勧めた絹の洋服を何着かつくって着てもらっております。それから関係も皆、国産洋服で頑張っていると思ひます。

○下田京子君 いや、総理が絹のことで熱心だと言いますけれども、総理は、皮肉じゃないですか、あれども養蚕県で一、二位のところについて、この前お買い物に行つて買ってきたのがネクタイだと、何と見てみたらフランス製のネクタイだった。これはやっぱり本気になつて考えていないと私は言いたいです。

それから次に、単に宣伝とか指導だけじゃないんですね。財政とか金融面でも輸入促進のための積極的なバックアップをしているという問題なんです。日本輸出入銀行の製品輸入金融の貸付金利、去る四月九日、改正前の七・二から七・五を、七・一に引き下げる。さらに、貿易摩擦関連品目は〇・三を引き下げて六・八%にするというところをお決めになつていますね。ただ、この貿易摩擦関連品目については一体何なのかということと、また対象品目は決まっていらないということとでございまして、こういう格好で四月九日に決定した市場開放の四項目の中では木材製品が対象となる可能性というのは大きいわけですよ。農水省は通産省から、こういった問題について協議があるのでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 品目を指定するというような場合におきまして、農林水産省に関連のある品目については協議があるものと考えております。

○下田京子君 実際に御相談のあったときには、どういう対応をされるのでしょうか。特に農業者の皆様さん方について説明されるのでしょうか。つまりどういふことかといふと、つい先般、農林漁業金融公庫の金利を財政が大変だといふことを理由にいたしまして引き上げたばかりですよ。そういう一方で、農林水産物関連品目の輸入促進のために輸銀の金利を引き下げられる、こういうことになりましたときに、農家は納得できますでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 協議がありました場合には、その当該品目の国内需給事情、その他私どもとしての判断をして御返事をしたいと思つてお

ります。
○下田京子君 大臣。
○國務大臣(佐藤守良君) 局長の答弁したとおりでございます。

○下田京子君 大臣、局長の答弁と同じというよりも、むしろ大臣がやっぱり農政の責任者なんですから、さらに積極的に農民のお気持ちを察して、そして本当に通産等やなんかに対応していただくというお気持ちを聞き取ったと思ひます。言つても、結果としてどんどん押し切られてきているというのが今の実態であることも指摘しておきます。ただ、私は絶対こういふことは容認できないということもまた申し上げます。

そこで、日ソのサケ・マス交渉問題についてお聞きします。先ほども他の委員から御質問がありまして詳しいことは聞きました。日本時間の四時からカメンツェフ漁業相と佐野水産庁長官がお会いになつておられる。そして、かねてより問題となつておりましたクォータ、協力金あるいは漁場転換など最後の詰めに入られておられる。かなり粘り強く交渉されていることはよくわかるわけですよ。

ただ、ここで申し上げたいのは、漁業者の方は五月一日出漁というのを延ばしに延ばしてきてたわけですよ。私、先般行われました危機突破大会にも参加いたしました。そこで、急遽現場で働く者だということ、皆さんの御了解を得て漁労長が発言されたんです。その発言というのは、海の男が陸で一体何ができるんだ、我々は許されるなら今すぐにもとも網振り切つて海に出ていきたい気持ちだ、こういうふうにお訴えておりました。それから北海道でもその他の府県でも、私の地元、福島県のいわき市でも、市民ぐるみで危機突破大会が開かれております。

一日も早い操業開始を訴えているわけですが、同時にもうここに参りますと、きょう三十日、すると、どんなに早くても六月に入っていく。そうなりますと、どこが大きな影響を受けるかといひますと、太平洋中流漁網とか、あるいは小型

漁し網、これが一カ月の漁期のおくれとなりまして、どんなサケが北上していくために漁獲実績が十分上がらないといふことはもうはっきりしていると思うのです。ですから、昨年は九日間おくれただけでもどのくらいの被害が出たかと言へば、小型サケ・マスの場合で一隻当たり約一千万円の赤字が出たといふふうに聞いておりますが、一カ月おくれということになりますと、これはまた大変な赤字になると思ひます。その辺のことはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(青藤達夫君) 日ソ交渉最後の詰めに入つておられるわけですが、御指摘のようにほぼ一カ月出漁がおくれしておられるわけでございます。このことによつてどれだけ漁獲に影響が出るかといひますのは、年によりまして漁況、海況といふのはかなり変わつておりました。特にことし沖合いの状況を調べてみますと、サケがよく好んで住みます五度から十度の水温帯というのが最近二、三年と比べますとかなりまだ南にある。それから、先日台風もそういう傾向に幸いなことに役に立ったといふようなこともございまして、交渉の結果、どれだけ割当がとれるか、それからまた漁況、海況がどうなるかといふようなことを検討した上で、今御指摘のような問題は検討させていただきます。

○下田京子君 交渉中であるし、さつきもお話を伺つていますから、具体的な救済の中身はどうのうのまで立ち入った御答弁は今の段階ではないといふことは承知しておりますが、ただ私はここで一つの例として申し上げたいのは、二百海里時代に入りました五十二年、五十三年にも出漁が大変おくれたことはございましたね。その際には、五十二年のときですか、これは五月二十四日までおくれたわけですよ。減船が実施されましたわけですが、政府交付金とそれから公庫等の融資を実施しておられるわけですよ。そういう点からいひましては長期資金が本年だけでも償還額合計で百九十

一億円になつていふといふような大変な実情といふものはよく理解されていると思ひますので、その辺をよく考えた上で、いわゆる検討という名に値する対策を考えていただきたい。これは大臣にお答えいただきたい。

○國務大臣(佐藤守良君) 先ほど青藤次長のお答えしたとおりでございますが、今後出漁のおくれに伴いどのような影響があるかについては、毎年の漁獲とかサケ・マス実態交渉の要結内容あるいは漁・海況等に大きく左右されるものでありますから、政府としては、今後とも今おっしゃつたような点を踏まえましてこうした影響を見きわめた上で検討してまいりたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君 結論を先に申し上げますと、まず現在の日本農業は急速な変貌の過程にある、こゝろ私に考えております。その背景は何かと申し上げますと、こういう事柄であります。まず、昭和三十五年と昭和五十八年、この推移を見ますと、農家戸数減少が百五十三万。昭和三十五年には約六百五十五万戸、五十八年には約四百五十二万戸。百五十三万戸減つております。しかも、その減つておる中身には、分析しますと、専業農家が三四・三%から一三・二%に落ち込んでおる。それから第二種の兼業農家が三二%から七〇%にふくれ上がつておる。この中身であります。

次には、この農業就業人口の推移を見ますと、昭和三十五年には約千四百五十四万人、それが五十八年度には六百四十六万人、八百八万人の落ち込み、減少といふことになつております。次に、耕地面積の面から見ますと、三十五年は六百七十七万ヘクタール、それが五十八年には五百四十一万ヘクタールに縮小してあります。それから作付延べ面積からいひますと、八百十五万ヘクタールから五百五十九万ヘクタールに落ち込んでおる。それから耕地利用率の面からいひますと、三十五年は一三四・三%が五十七年には一〇〇・三%に落ち込んでおる。それから輸入量の特に穀類は四百五十万トンから二千四百九十二万トン、五・

五倍に輸入穀類はね上がっている。豆類が百十八万トンから四百六十五万トン、三・九倍と、このような推移をたどっております。それから食用農産物の総合自給率を見ますと、三十五年が九一％から、これは五十七年でありまして七十一％に落ち込んでおる。それから主食用の穀類の自給率が九〇％から六五％に落ち込んでおる。それから穀物のいわゆる食用と飼料用の自給率を合わせると、八三％から三十一％に落ち込んでおりますね。

このような推移からしますと、私はこういうことが言えるのではないかと思います。

以上の事実に見られるように、農業基本法の農政が当初期待したほどの推移からしても農業の近代化が進んでおらない。そして、大規模で強力な経営者層の形成も進んでおらない。全体としては、日本農業の特徴である経営規模の零細性に基本的に変化が一つある、変わってきておる。しかも、総農家数の七〇％余りが第二種兼業農家であるという事実を示しておるわけですね。こういうことから、専業農家の中でも農業者の老齢化傾向が進んでおる。全般的にこのような農業経営主体の弱体化が顕著にあらわれてきておると、こう私は評価するわけであります。

そうしますと、その前提を踏まえてさらにもう一つ申し上げてみたいのは、日本人のカロリー摂取量の面から分析してみた場合に、御承知と思いますが、終戦後の日本人のカロリー摂取量は千二百カロリーだったと言われております。現在の自給率をカロリーベースで見ると、五〇％程度だと言われております。そうすると、今日、一日二千五百カロリーの約五〇％であるということになります。約半分であるところが、現実的には、今日日本人の生活は飽食時代であるといろいろな面から云々されておるわけなんです。結局、自給率では五〇％のカロリーしか与えてないということになっておるのに、飽食ということは、裏を返せば輸入によってそれが補われておるということなんです。

そこで、問題は、万一輸入が閉ざされた場合に、あるいは制約を受けた場合に、今までのように安易に輸入に頼っておれないということが当然反省されますね。そこで、政策的にも国内自給を重視しなければいけない根拠はここにあると私は思ふんです。それであればこそ、かつて国会におきましてその線を決議をいたささつもあるわけなんです。

ここで、私、大臣に結論を申し上げたいことは、農業の地盤沈下、弱体化が進行しつつあるのではないかと、こういった危機感を持つわけなんです。政府はこのような日本農業の将来に本望に希望の持てるビジョンと方策をどうしても立ててもらわなければならないということになるんですが、その点、大臣にお聞きしたいのです。

○国務大臣(佐藤守良君) 喜屋武先生にお答えいたします。

我が国農林水産業の現状は、実は先生の御意見と同じでございまして、食糧消費の伸び悩みとか、あるいは農林水産物の価格の低迷、経営規模の拡大の低迷、あるいは労働力の高齢化の進行などの諸問題に直面しております。また、行財政改革の一層の推進が求められておりますとともに、諸外国からの市場開放要求が依然やまないので極めて厳しい状況にあるのは、先生御指摘のとおりでございます。

こうした中で、我が国農業に明るい展望を切り開いていくためには、いつも実は私言っておりますような生産性の向上を通じて体質の強化を図るとともに、農山漁村の活性化を進めることが最も重要な課題でございます。

そんなことで、私は四つの施策を積極的に進めながら明るい展望を開いていきたいと、こう考えております。その一つは、需要の動向に応じました農業生産の再編成、二番目には、自立経営能力のすぐれた中核農家や生産組織の育成、三番目には、農業生産基盤の整備と技術の開発普及、活力ある村づくりの推進、こんなことを中心に積極的に進めていきたい、こんなふうに考えております。

○喜屋武武賢君 この問題につきましては、なお時間をかけて質問したいこともありまされども、一応基本的には、だから日本農業の推移を見た場合に、安易に飽食、飽食と喜んではおられない、どうしても自給向上を根本的に掘り起こして備えなければ大変なことじゃないかと、こういう危機感の念を持つわけでありまして、そういう点から日本農業の将来というものについてのビジョン、方策を打ち立てるべきであると思ひます。

そこで、農産物の輸入枠の問題が先ほどのみならずいつも問題になるわけでありまして、この農産物の輸入枠の問題の一つに、今ここではっきりお聞きしたいことは、沖繩のパイナップルのことについてであります。

承りますと、日本・ASEAN経済閣僚会議が六月の二十七日と二十八日の二日間東京で開かれるようでありまされども、それに向けて日本側にASEANから、特にタイを中心とする国から要望が非常に強い。その一つは、関税を引き下げてくれ、そして輸入枠を広げてくれ、さらにそれだけではなく、その要求の強さは自由化を求めねえという、こういう背景がうかがわれるんですね。

おるということは大臣もおわかりと思うのでありますが、繰り返すようでありまして、いまだかつてない真剣な態度を持ち合せて、寄せ合せて生産者代表とパッカー代表がたびたび集まって、沖繩のパイナップル産業の将来を希望の持てるものにしていくために増産体制で危機打開を詰めておるんです。話し合せて、理解し合せておる。具体的に申し上げますと、年間国内需要量が二百四十万ケース、これをまず目標設定しておる。ところが、現状は沖繩側からの生産力はまだそこまではいかないわけなんです。その二百四十万ケースの内訳として、沖繩側は百万ケース、それから冷凍品が五十万ケース、輸入が九十万ケース、こういう二百四十万ケースという目標を持っておるわけです。その九十万ケースの枠の九〇％はASEAN側が今度輸入を拡大するということになる、これは大変なことになる。しかも、全部取っ払って自由化の方向へ行ってもいいという熾烈な願いを持っておるようでありまされども、ここに問題がある。

そうすると、日本政府は、そのような姿勢で要望しておる国に対して関税を引き下げることは、輸入枠をふやすことはやむを得ないという、こういう何か姿勢に立つて二十六日までには結論を出して臨むと、こういうことが感ぜられるわけでありまして、非常にこれは重大な問題だと思っております。なぜか、といいますのは、沖繩の農業形態が今後どのように変わったとしても、基幹作物としてパイナップルは消すことはできないと私は思っております。そういつた守るべき唯一のとりであるところのパイナップル産業がつぶれるようなことに、あるいは自滅するようにな、また減退の方向に行くとするならば、これは重大な問題である、こう思われてならないんです。

そこで、現地沖繩におきましても、このパイナップル産業を守っていくために従来ない決意をいたした

おるといことは大臣もおわかりと思うのでありますが、繰り返すようでありまして、いまだかつてない真剣な態度を持ち合せて、寄せ合せて生産者代表とパッカー代表がたびたび集まって、沖繩のパイナップル産業の将来を希望の持てるものにしていくために増産体制で危機打開を詰めておるんです。話し合せて、理解し合せておる。具体的に申し上げますと、年間国内需要量が二百四十万ケース、これをまず目標設定しておる。ところが、現状は沖繩側からの生産力はまだそこまではいかないわけなんです。その二百四十万ケースの内訳として、沖繩側は百万ケース、それから冷凍品が五十万ケース、輸入が九十万ケース、こういう二百四十万ケースという目標を持っておるわけです。その九十万ケースの枠の九〇％はASEAN側が今度輸入を拡大するということになる、これは大変なことになる。しかも、全部取っ払って自由化の方向へ行ってもいいという熾烈な願いを持っておるようでありまされども、ここに問題がある。

そこで、パッカーと生産者代表とが結局結論として、年間の原料生産枠を五万トンと再確認しておるんですね。どんなことがあっても五万トンは生産しようということを決議し合っております。そのことが今度は再生産意欲それから価格の安定につながる、こういうことで価格安定に對しても一キロ当たり四十九円、今度一円五十銭アップしまして四十九円になりました。しかも、決定額を下限として向こう五カ年間保証するということをパッカー側に生産者側が要望して、よしということ、こういうことでパッカー側も紳士的な協定に踏み切っておるわけなんです。このように希望の持てる基幹作物パイナップル産業を育成していく、取っ組んでいくと、こういう矢先に、今言った外国からの枠の拡大とか関税の引き下げとか、こういうことを言われるという、これはもうまさに冷や水をぶっかけられるようなこと、不安と怒りを持つわけでありまされども、そのことによ

って農家の再生産意欲を刺激して増産を、そして
バックは企業経営を計画的に樹立していくとい
うことを再確認しておるわけでありますが、この
ことは、いつも大臣が基本方針として地域農業の
振興ということを強調しておられますが、この面
からもこれはまさに好ましいことであると思つて
おります。

そこでお尋ねしたいことは、政府は、このい
きさつからも輸入枠を広げていくことは私は
考える必要はない、こう思うんですが、大臣の、
また政府の見解は、沖縄のバイン産業を育成して
いくというこの基本姿勢からどのように今の問題
を考えておられるか、お聞きしたいと思う。

○政府委員(関谷俊作君) 沖縄のバイン産業は、
先生お尋ねのように地域の大変基幹的な産業の一
つでございます。

この五、六年來の生産の推移を見ますと、これ
はいろいろな原因はあるんですが、いましうけれ
ども、栽培農家数、栽培面積、したがっていまし
て生産量は若干減少の経過をたどつておりました、か
つては、五十五年ごろには佐賀県生産量で百一十
ヶースを生産しておつたわけですが、五十九年、
八十二ヶースというようなことで若干減つてお
りますので、今お話のございました百万ヶース目
標、これは私もよく承知しておりますが、この
達成にはよほど努力も必要であるということ、
私もそういう面につきましてはよく関係機関も
指導し、また農家、農業団体の一層の御努力を
願ひしたいと思つております。

お尋ねのASEAN諸国からのこの関係の要求
につきましては、いろいろございまして、
やはりお尋ねのバイン佐賀の割り当て量の拡大と
いうところが要求の焦点のようになっておるよう
に私も感じております。ただ、これにつきまし
ては、よく御承知のように、昨年の日米交渉にお
きまして、五十九、六十、二年間の枠をいわゆる
十三品目の一つの交渉として決めておりますし、
それからお尋ねの中にあるございまして、
細におけるバイン産業の重要性、さらに今後の生

産のいわば活性化、こういうことも考えますと、
この要求に對しましては私も、一つは日米交渉
の決着の経緯、もう一つは現地に於けるバイン産
業の振興、この両面を念頭に置きまして、これは
十分慎重に對処すべき問題である、かように考え
ております。

○國務大臣(佐藤守良君) 喜屋武先生にお答えし
ます。

今、局長の答弁したとおりでございますが、私
は沖縄バインアップル産業の重要性を念頭に置き
つて慎重に對処してまいりたい、こう考えておりま
す。

○喜屋武眞榮君 次には、お尋ねしたいことはた
くさんありますけれども、同じ輸入枠の問題に関
連して日本の林業、いわゆる木材です、それと
の両者を含めて、統計の示すところ、林家とい
ます、林業経営の数字を見ますと、五十四年と
五十八年の推移は、まず粗収益が年々減少して
おる、所得も年々減少しておる、ところが経営費は
年々上昇してきておる、この結論は、倒産の実態
を裏付けておるわけでありまして、そして今度は、
企業倒産状況も、木材、木製品を取り扱つておる
業者を中心として五十九年には企業倒産状況は、
負債額一千万円以上として千四十八件、負債額が
二千一百三十七億一千二百万円と、こういう数字
を示しておるわけなんです。

だから、こういった状態の中で、今度はアメリ
カとの貿易摩擦を解消するということで木材輸入
の関税引き下げをアメリカ側から強要されておる
ようでありまして、外国材輸入、そして関税引き
下げと枠を広げた場合に、いよいよ日本の林業は
もう守れるはずがない、国内材の値段がさらに上
ね上がつてくることもこれはもう当然である。こ
ういった深刻な実情を、アメリカから関税引き下
げだ、枠拡大だということになると、こう思
うんですが、この点いかがですか。

○政府委員(田中恒壽君) 先生御指摘になりまし

たような林業、林産業界の実情は、五十五年以來
の長期にわたります木材不況が続いておりました
めに、まさにそのような状況にあるわけござい
ます。

したがって、今回四分野の一つといたしま
して木材関係の関税を引き下げる方向で取り組む
といたしまして、それに先立って十分な林業、
林産業の活力回復策をとる必要があるということ
から現在取り組んでおるわけでございますが、極
力、そういう国内林産業界への影響につきま
して配慮しながら、その対策を推し進める必要がある
と考えておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、文部省中心に聞きたい
と思ひます。

といひますのは、今のこの話とも関連しまし
て、自然を守る、森林を守る、山を愛する、こ
ういった愛情は、これは大人にも求めるべき大事
なことですが、もともと子供から育てて
いくということがなほ大事であると思つてお
ります。そういった観点から今日の我が国の教育、
そして教科書を見た場合に、義務教育の課程で
ね、小学校、中学校を中心とする教科書の中に、
子供たちの野生鳥獣の知識とか鳥獣を保護する
か、あるいは自然を保護するとか、そういった心
を育てることに結びつく教材がないとは言えぬ
と思ひますが、私の知る限りにおいて少ないんじや
ないかと、こう思ひます。それで、教科書の理科
教育あるいは社会教育、国語教育の教科書の中
で、今申し上げましたような心を幼いころに育
ていくということが非常に大事であると私は思
ひます。そうすることによって自然を愛し、生物
を愛護し、野生鳥獣に心から親しむを持つ、こ
ういった心情と科学的な知識を育てていく、これ
が非常に大事であると思ひます。そういう面から
教育の中で、そして教科書の中にそれをぜひ積極
的に取り上げていただきたい。熱烈な要望と申し
ますが、その願ひを込めてひとつお答えを願ひ
たい。

○説明員(小笠寺直巳君) ただいま先生から御指
摘がございましたとおり、子供たちに自然を愛す
る気持ち、あるいは動物を大事にする気持ちを教
えていくことが大変大事なことだと私も思つて
おります。学校教育におきましてもこの点を大
重視いたしまして、小学校、中学校の理科、社会
科の授業を中心として自然を愛する豊かな
心を培う、あるいは生物を愛護する態度を育
てるといふことを基調といたしまして教育が行わ
れている状況でございます。

教科書の具体的な記述でございますけれども、
例えば森林を守るとか、そういった自然を含めた
関係の記述でございますけれども、現在、例えば
小学校の教科書、社会科五年生でございますけれ
ども、六社ありますが、そのうちの五社が森林の
関係の記述をしておりますし、理科につきま
しては、小学校六年生の教科書すべてについてこの
ことが記述されているわけでございます。

これからの問題でございますけれども、先生御
存じのとおり、教科書におきましてこの自然保護
の関係あるいは動物愛護の関係についてどのよう
に記述するかということにつきましては、基本的
には、これは現在の教科書検定制度的ものでは執
筆者の執筆方針にゆだねられておると思ひま
すけれども、文部省といたしましてこの検定
制度の枠の中でできるだけ努力をいたしたいと
思つております。

○委員長(北修二君) 時間が参りました。

○喜屋武眞榮君 時間も迫りましたので、最後
になります。

それは、この日本の森林を守ることと関
連して、また沖縄の森林を守る、こういうう
ながりで聞きたいと思ひますが、日本列島の山が非常
に荒れておる、いわゆる山崩れが激しい、こ
ういふことは皆さん御存じだと思います。ところが、
その山をつぶさに見ると、杉山が一〇〇%
つぶれておる。これは針葉樹の山ですね。ところ
が広葉樹の山、ナラ、クヌギ、この山は崩れがほ
とんどないと言われておるんですね。

○委員長(北修二君) 喜屋武君、時間が過ぎてお

ります。

○喜屋武眞榮君　そういうことで、時間が迫ったようでありますので、結論は、広葉樹と針葉樹の植樹ということに対して検討する、見直す必要があると思うんですが、そのことに對する見解を求めて終わります。

○委員長(北修二君)　田中長官、簡潔に。

○政府委員(田中恒壽君)　森林の広範な公益的機能を発揮させるには、広葉樹施設とか、複層林あるいは天然林施設等が効果的だと思ひますので、適地適木に徹しまして、そのような方向で進めてまいりたいと思ひております。

○委員長(北修二君)　日ソ漁業交渉について佐藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守良君)　去る五月十三日よりモスクワで行われていた第一回日ソ漁業合同委員会において、本年の我が国の北洋サケ・マス漁業の操業条件等を協議していただきましたが、たゞいま連絡がございまして、日ソ間で大筋の合意が得られました。

その概要は、クォータについては三万七千六百トン、協力金については四十二億五千万円、漁場転換については今回実現しなかったが、本年秋に科学者会議を開いて改めて協議する等であります。

大要、以上の内容で大筋合意されたわけでありますが、なお細部の詰めが残っており、議事録の署名は明日になると思ひますが、六月一日から出漁できるようにするため、最大限の努力を行っているところでございます。

クォータにつきましては、本年の漁期が一月を経過したことを考慮すれば、まずまずの量が確保できたものと考えております。協力金につきましては、ソ連側の多額の要求を抑え、我が国サケ・マス漁業者が負担できるぎりぎりの額とすることができたと考えております。

今次交渉は、母川国主義を基本的に認めた新し

い日ソ漁業協力協定下における初めての交渉であり、大変厳しいものでありました。大詰めを迎えた昨夜、私がアブラシモフ駐日ソ連大使を招致し、ソ連に最後の協力を要請するとともに、現地においても佐野水産庁長官をしてカメンツェフ漁業大臣に要請を行わせしめたところであります。いづれにいたしましても、佐野水産庁長官、中島海洋漁業部長を初め、日本側代表団の最大の努力を多とするものでございます。

及ぼすことのないよう万遺憾なきを期し、去る第九十一回国会の「食糧自給力強化に関する決議」及び第九十六回国会の当委員会における「農畜水産物の輸入自由化反対に関する決議」の趣旨に則り、農林水産業者に一方的な犠牲を強いることのないよう対処すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(北修二君)　ただいまの村沢君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北修二君)　全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守良君)　ただいまの御決議につきましては、その趣旨を体しまして今後鋭意努力いたしてまいります。

○委員長(北修二君)　本調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会

○委員長(北修二君)　この際、本調査のうち、農林水産物の市場開放問題に関する件を議題といたします。

村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君　私は、この際、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の六派共同提案に係る農林水産物の市場開放問題に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林水産物の市場開放問題に関する決議(案)

最近における我が国の農林水産業は、主要農産物の需給不均衡の拡大、農業所得の低迷、木材需要の減退等に伴う林業の不振、二百海里規制の強化等による漁業経営の悪化等深刻な事態に直面しており、関係者は、ひとしくその打開に苦慮しているところである。

一方、諸外国からは、我が国の貿易黒字の拡大を契機として、農林水産物に対する市場開放要求が一層強まっている。

よって、政府は、市場開放問題の処理に当たっては、我が国の農林水産業を取りまく状況について、諸外国の十分な認識を得るよう一層努めるとともに、既に深刻な事態にある我が国の農林水産業に決定的な打撃を与えひいては食料安全保障等の面で国民生活にも多大の悪影響を

昭和六十年六月十八日印刷

昭和六十年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D